

特許庁委託事業

サウジアラビアの知的財産制度および
その運用に関する調査

2023年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が法律事務所に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこの通りであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて法的措置をとる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

1. 要約	1
2. サウジアラビアの知的財産権制度の概要	1
2.1 知財当局の概要	8
2.1.1 組織図で見る部局の構造	10
2.1.2 職員および審査官の数	11
2.1.3 方式審査と実体審査の有無	11
2.1.4 官報からの情報の取得	11
2.1.5 予算	13
2.2 国家の知財関連法規	14
2.3 知財法規はコモンロー、シビルロー、または両者の混合のいずれに基づいているか？	15
2.4 法規の沿革、由来およびモデルとなった国々	15
2.5 審査ガイドライン	15
2.6 サウジアラビアを締約国とする国際条約	16
2.7 サウジアラビアの知的財産権の統計データ	17
2.7.1 特許の統計データ	17
2.7.2 工業意匠の統計データ	20
2.7.3 商標の統計データ	23
2.7.4 著作権の統計データ	24
2.7.5 知的財産権の統計分析	25
3. 知的財産権の定義と適格出願の要件	26
3.1 特許	26
3.1.1 定義	26
3.1.2 要件	26
3.1.3 保護期間	27
3.1.4 出願／登録手続	28
3.1.5 登録後	39
3.1.6 権利行使	44
3.2 実用新案	49
3.2.1 定義	49
3.2.2 要件	49

3.2.3	保護期間.....	51
3.2.4	出願／登録手続.....	51
3.2.5	登録後.....	55
3.2.6	権利行使.....	59
3.3	工業意匠.....	61
3.3.1	定義.....	61
3.3.2	要件.....	61
3.3.3	保護期間.....	61
3.3.4	出願／登録手続.....	62
3.3.5	登録後.....	67
3.3.6	権利行使.....	70
3.4	商標.....	72
3.4.1	定義.....	72
3.4.2	要件.....	72
3.4.3	保護期間.....	73
3.4.4	出願／登録手続.....	77
3.4.5	登録後.....	84
3.4.6	権利行使.....	90
3.5	著作権.....	97
3.5.1	定義.....	97
3.5.2	要件.....	97
3.5.3	保護期間.....	98
3.5.4	出願／登録手続.....	99
3.5.5	登録後.....	104
3.5.6	権利行使.....	111
4.	サウジアラビアの模倣品と著作権侵害品.....	122
4.1	サウジアラビアの模倣品と著作権侵害品の定義.....	122
4.2	模倣品と著作権侵害品の現状.....	122
4.2.1	市場の名称および場所.....	125
4.2.2	市場に出回る模倣品および著作権侵害品.....	126
4.2.3	物流チャネル.....	127
4.2.4	統計.....	128

4.2.5	権利行使.....	137
4.2.6	模倣品に対する対抗手段.....	141
4.2.7	効果的な対策と推奨される対策の比較表.....	145
4.2.8	プロセスのフローチャートおよびタイムライン／リードタイム.....	147
4.2.9	各対策の費用一覧表.....	147
5.	権利の取得と行使に関する事案.....	148
5.1	著名または重要な訴訟事案.....	148
5.2	WTO パネル事案.....	153
6.	成功例.....	155
7.	サウジアラビアにおける知的財産の問題や利益に関する利害関係者の声（企業、知的財産専門家）.....	156
8.	要約表.....	159
9.	参照.....	163

1. 要約

サウジアラビアの経済は、未来への転機に差し掛かっている。サウジは、原油以外のセクターの成長を促進するために、イノベーションへの投資を増やしており、力強いイノベーションエコシステムの構築はサウジビジョン 2030 の下、欠かせない。知的財産（IP）は、イノベーション促進のための強力なツールであり、サウジアラビアの経済の今後の発展にとっての重要な鍵となるものである。

サウジアラビアでは、知的財産権への関心が高まっている。サウジは、国際慣行に対応すべく、新たな IP 法を発行し、時代遅れの IP 法規の更新をしようと動き出しているが、この動きは関心の高まりを具現化したものである。こうして総合的な管轄庁として、サウジ知的財産総局（SAIP）が設立された。SAIP は、権利行使エコシステムを実現すべく支援戦略を立ち上げ、知的財産法規の遵守を保証するために調査活動を実施し、人間の創造性に基づく無形価値に対する投資を基盤とした意識の高い社会と未来を築くために知的財産を尊重する重要性の認知度を高めるなどの任務を継続して遂行している。

本報告書では、権利行使と最新の関連情報を取り上げると共に、知的財産権利の骨子を詳細に述べる。また、サウジアラビアの改革と近代化への取り組みにも触れる。

2. サウジアラビアの知的財産権制度の概要

サウジアラビアは、近年 IP 環境を急速に発展させており、その国際的な存在を強めている。サウジアラビアは、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）を 2017 年に設立したが、SAIP は、工業所有権と著作権を含めた、IP 機能を「サウジビジョン 2030」成長戦略の手段の一つとみなし、一元管理する官庁である。SAIP は、中東および北アフリカ地域における主要な IP のモデレータ（取りまとめ役）となることを目指している。

SAIP は、その国際的な取り組みの一環として各国の IP 機関との協力を進めてきており、各種 IP 条約の締結の実現に向けて積極的に活動している。また、SAIP は、近年情報開示も積極的に行っており、ホームページの更新および IP 検索プラットフォームの設計変更も次々に行っている。SAIP は、2018 年以降、知的財産権の情報、状態、活動および統計の報告書を公開している。当該報告書は、毎年公開され、最新号は 2022 年上半期を対象とするものである。

SAIP の掲げる大構想とプロジェクトの一つが、全サービスのデジタル化と自動化である。目下のところ、SAIP は、新規開発システムを通じての IP サービスの電子的提供、全出願記録の自動保存、SAIP のデータベースの改善、S&E の質の向上、そのシステム¹と外部データベースの統合を実現するよう取り組んでいる。

¹ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_etc_32/pct_etc_32_2_rev.pdf

サウジアラビアは、2022年にスペシャル 301 条報告書の優先監視国リストから外されたが、それ以降、サウジアラビアの国際的な評価は高まっている。他方、サウジアラビアは模倣品と著作権侵害品の問題にも直面している。このように、サウジアラビアの知的財産を取り巻く環境は近年著しく変化してきている。

■ 国家IP方針

🇸🇦 国家知的財産戦略 (NIPST) ²

サウジアラビアは、IP の効率的創造、開発、管理および保護を国家レベルで促進、簡略化することに力を入れている。そのため、SAIP は、SAIP を規定し、その機能を定義する決議の第3条に従って、国家知的財産戦略業務を開始した。国家 IP 戦略が目指しているのは、国家ニーズを満たし、経済的成長を高め、サウジビジョン 2030 の目的を達成するために、経済的かつ社会的に貴重な IP 資産を創造するサウジアラビアの力を強化するということである。

SAIP の任務は、国家知的財産戦略を策定し、その採択後の実施についてフォローアップし、関連官庁と調整、協力して、業務計画とスケジュールを立てることである。2021年 SAIP は、Strategic Office of the Royal Court の意見に従って国家戦略を改訂し、戦略上および運用上の国家戦略指標を National Center for Performance Management³と共有した。

2022年12月22日⁴、Mohammed bin Salman bin Abdulaziz Al Saud サウジアラビア王国皇太子、首相兼 the Council of Economic and Development Affairs 議長は、国家知的財産戦略 (NIPST) を立ち上げた。

前記戦略の実施期間は、5年で、四つの柱（すなわち、IP の創造、IP の管理、IP の商業化と IP の保護）に基づくもので、12の構想は54のプロジェクトからなる。

上記の柱の実現に向け、NIPST の目的を通じてイノベーション、創造性および世界規模での投資成長を支援していくための重要なパートナーである、国内の利害関係者との協力と統合を強化していく。この戦略は、37の政府および民間機関により実行される。

🇸🇦 国家変革計画「NTP」とサウジビジョン 2030

ビジョン 2030 が主要目標として掲げているのは、特に、公的機関と市民との相互関係を向上させること、公的機関の業績、生産性と適応性を改善すること、現地投資家および国際投資家両方にとって魅力的な環境を作り出すこと、サウジアラビア経済への信頼性を向上させることである。これらの目標を達成するために、サウジ政府は、国家変革計画「NTP」2020 を公表した。ビジョン 2030 の目

² <https://saip.gov.sa/en/national-strategy/>

³ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-03/%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%2002.pdf> (page 50-52)

⁴ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-12/%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%B3%D8%AA%D8%B1%D8%A7%D8%AA%D9%8A%D8%AC%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%88%D8%B7%D9%86%D9%8A%D8%A9%20%D9%88%D8%AB%D9%8A%D9%82%D8%A9%20engfi nal.pdf>

標⁵達成を支援するために、司法省は、サウジアラビアの司法システム改善に向けた多くの構想をこの計画において策定している。

「NTP」は大きな成果を挙げ、サウジビジョン 2030 の実現に向けた重要なマイルストーンとなった。主な成果として挙げられるのは、新しい仲裁規則、文書法および新商事裁判所法を制定して、司法プロセスの一部を修正して司法サービスの質を向上させたこと、「Najiz」ポータルを介して 150 を超えるサービスを電子的に提供するようにしたこと、法理と裁判所の判決を公開し、デジタル化とオンラインプラットフォームのための大規模 IT プロジェクトを実施したことである。

■ 立法改革

サウジビジョン 2030 に従って多くの法律が見直され、長年着手待ち状態となっていた新法が成立した。特に、会社法、非政府組織法、未使用の土地にかかる費用に関する法律、総合寄金機構法などがその一例である⁶。

2021 年 2 月 8 日、サウジアラビアは、公布予定の四つの新法、すなわち、個人身分法、民事取引法、裁量的制裁に関する刑法および証拠法を公表した。この発表が示しているのは、サウジアラビアが法典編纂に向けて動き出しており、それは、サウジの立法および司法システムにおける改革を反映するものであるということである⁷。

➤ 新商事裁判所法

新商事裁判所法は、1441 年（ヒジュラ暦）8 月 15 日（2020 年 4 月 8 日）付国勅令第 M/93 号に基づいて制定され、2020 年 6 月 16 日に発効した。同法は、商事裁判所の手続を定めるもので、その司法権内の全ての紛争に適用される。

商事裁判所の司法権の範囲は広く、会社法、破産法、その他の商業紛争などに関する他の請求と共に、知的財産法に関する紛争および請求を含む⁸。

同法第 16 条は次のように定める。「商事裁判所は、下記を考慮する司法権を有するものとする。...

6) 知的財産法の施行に起因する請求および違反]

サウジアラビアが、知的財産のような特定の種類の紛争に対応する専門裁判所を有する、中東における数少ない国の一つであることは、強調しておかねばならない。

➤ Najiz ポータル (najiz.sa)

司法省「MoJ」は、Najiz.sa ポータルを立ち上げた。Najiz.sa ポータルは、司法、権利行使、公証、調停、訓練および法律実務に関する 150 を超える電子サービスを提供する。

⁵ https://www.vision2030.gov.sa/media/nhyo0lix/ntp_eng_opt.pdf

⁶ https://www.vision2030.gov.sa/media/rc0b5oy1/saudi_vision203.pdf

⁷ <https://twitter.com/saudiembassyusa/status/1358866054219505665?lang=en>

⁸ <https://www.moj.gov.sa/Documents/Regulations/pdf/En/96.pdf>

Najiz を介して利用可能である、主要な司法サービスには、電子訴訟、請求原因陳述書、デジタル判決の閲覧、報告書の認証、準備書面の電子交換およびヒアリングの電子延期が含まれる⁹。

2022年11月28日に「MoJ」は、同省の Najiz.sa ポータルを通じて提供される 11 の新司法電子サービスを発表した。前記ポータルを通じて提供される遠隔サービスは総数 150 に達した。

中でも、新電子サービスに含まれるのは、最初の被告の覚書の寄託、弁護士業務ライセンスの確認、訴訟中の委任状の有効性の確認、Najiz ポータル上での添付書類の閲覧、訴状および困難な出願に関する新条件の使用である¹⁰。

➤ 法理と裁判所判決の公開

このような改革の一環として、司法相兼 the Supreme Judicial council 議長である Walid Al-Samaani 氏は 2018 年に法理と判例の資料集を公開した。この資料集は、2,323 の原理と判決を収めた 1 冊と、さらに原理の根拠である法学上のルーツを含む 8 巻セットからなるものである。最高裁判所によりこの資料集が作成されたのは、過去 47 年間（1971～2016）に出された、2 万件を超える判決の検討後であった¹¹。

➤ 電子システム

ビジョン 2030 の目的に従い、サウジ裁判所は、遠隔／オンラインシステムへの移行を一層進めており、これは、特に新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の後、顕著である。新案件を開始するには、オンライン電子提出システムを介さねばならず、案件の経過はオンラインプラットフォームを通じて追跡、監視される。

サウジ裁判所は、2018 年に電子召喚または（電子メールのような）通知の使用を開始し、それらを合法的な通知とみなしている¹²。

さらに、異議のような、SAIP 審理に関連するものであれ、通常の法廷審問会であれ、聴聞会はオンラインで行われている。この結果、弁護士および裁判所は、一日に複数のヒアリングを効率よく管理することができるようになった。

上記の通り、司法省がサウジアラビアの司法および立法システムの効率改革に取り組んでいることは明らかであり、それはビジョン 2030 の目的に沿うものである。

⁹ <https://portaleservices.moj.gov.sa/Downloades/MOJ5E.pdf>

¹⁰ <https://saudigazette.com.sa/article/627402/SAUDI-ARABIA/MoJ-launches-11-new-judicial-e-services-through-Najiz-portal>

¹¹ <https://www.arabnews.com/node/1219391/saudi-arabia> and <https://twitter.com/MojKsa/status/948617373745123328/photo/4>

¹² <https://www.arabnews.com/node/1236481/saudi-arabia>

● IPに関する課題と問題点

サウジアラビア王国の IP システムは急速に発展し、課題の多くに対しては当局がすでに有効に対応している。当局はシステムを改良し、国際水準と同等のものにするという決意を有しているため、現在の課題もやがて解決されると、我々は考えている。

IP 分野における現在の課題の一部について次の通り説明する。

1) 国家知的財産戦略の承認の遅れ

- SAIPが取り組んでいる解決策：近々最終決定され、承認される予定である。

2) 理事会により承認されたSAIPの予算と財務省により承認された予算との間の食い違いとずれ

- SAIPが取り組んでいる解決策：その戦略目標を達成すべく、全計画プロジェクトを開始するためのSAIPの予算を支援する。

3) イノベーションと競争力という、二つの指標が示す、知的財産水準におけるサウジアラビアのランキングの低さ。

- SAIP が取り組んでいる解決策：国際的な登録の前に、地元のサウジアラビア王国で知的財産権利（特許、意匠、商標）を登録するように、公共および民間部門事業体を指導する。

4) SAIP のオンラインプラットフォームは、ダウンし、技術面でエラーが発生することがあり、そのため出願者／代理人が期限を守ることができなくなることがある。しかし、このような場合には、期限不遵守を理由とする形式的拒絶を回避するために、電子メールをつけてスクリーンショットを SAIP に送ることができる。

5) 工業意匠および特許に関する SAIP ニュースレター／公報を作成、更新し、SAIP プラットフォームを介して利用可能である検索エンジンを使用しての、工業意匠および特許の検索を可能とする。SAIP は最近トライアルバージョン¹³を採用した。特許に関しては、SAIP で公開された旧公報は数冊しかない¹⁴。

6) 紛争および侵害などに関して出された SAIP 委員会の決議は、公開されていない。しかし、今後は透明性のために決議を公開すると、2022 年 12 月 17 日に SAIP は発表した。また、事務局は、次いで特許委員会の決議を公開する予定である¹⁵。

7) 利害関係者の中には、模倣品の輸送に関する十分な資金と情報が不足しているために、税関の権利行使に関する課題に直面している者がいる。模倣品の廃棄と差押え決定に関しては、一層の透明性が必要である。

¹³ https://ipsearch.saip.gov.sa/wopublish-search/public/designs?4&query=*>*

¹⁴ <https://www.saip.gov.sa/ip-domains/239/#publications>

¹⁵ <https://www.saip.gov.sa/news/1466/>

■ IPの最新情報

➤ 国際協定

- サウジアラビアはアポストイーユ条約の締約国

条約の概要

外国公文書の認証を不要とする 1961 年 10 月 5 日の条約（ハーグ国際私法会議 1961 年アポストイーユ条約）は、外国での公文書の使用を容易にするものである。条約の目的は、時間と費用のかさむことの多い認証プロセスの代わりに、当該文書の由来する場所の所轄官庁に一枚のアポストイーユ証明書を発行させて、伝統的な認証を不要とすることである。この電子アポストイーユプログラム（e-APP）は、世界各国でのアポストイーユの電子発行と確認をサポートするために、2006 年に立ち上げられた¹⁶。

締約国は 122 を超え、この条約は法的協力分野において最も広く適用されている多国間条約の一つとなっており、毎年数百万のアポストイーユが発行されている。

サウジアラビアにおける締約効果

サウジアラビアでは、アポストイーユ条約は **2022 年 12 月 7 日**に正式に発効した¹⁷。したがって、締約国は、サウジ当局が発行した公的文書の認証を不要とし、サウジアラビアの指定所轄官庁により出されたアポストイーユを受諾せねばならない。また、サウジ当局も、他の締約国の所轄官庁により出された外国公文書に関するアポストイーユを受諾せねばならない¹⁸。

実際に、つい先日商標出願がアポストイーユ付きの委任状と共に提出され、SAIP により承認された。

➤ 国際レベル

- サウジアラビアは、2022 年のスペシャル 301 条報告書の優先監視国リストから外されている。
- サウジアラビアは、「IMD世界デジタル競争力ランキング 2022 年」¹⁹において 35 位であり、2021 年には 36 位であった。
- サウジアラビアは、「グローバル・イノベーション・インデックス 2022 年」²⁰において 51 位であり、2021 年には 66 位であった。
- サウジアラビアは、「世界競争力報告 2019 年」²¹において 36 位であった。
- 「WIPO 仲裁調停センター」が 2021 年 4 月 6 日付のサウジドメイン名紛争調停者であることを、Information Technology Commission 「CITC」は発表した²²。

¹⁶ <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=41>

¹⁷ <https://www.hcch.net/en/news-archive/details/?varevent=857>

¹⁸ <https://uqn.gov.sa/?p=10009>

¹⁹ <https://static.poder360.com.br/2022/09/Digital-Ranking-IMD-2022.pdf>

²⁰ <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-2000-2022-section1-en-gii-2022-at-a-glance-global-innovation-index-2022-15th-edition.pdf>

²¹ https://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf?_gl=1*326zkm*_up*MQ..&gclid=EAlaIQobChMI9u_Gibb-wIVIN1RCh1g_gfOEAAAYASAAEgJYDfD_BwE

²² <https://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/sa/index.html>

➤ 国内レベル

- SAIP は、知的財産ケースを専門とする裁判官のための訓練と適格性のプログラムを実施した。
- SAIP は、知的財産権（商標および著作権）の権利行使手続に関する責任官庁である。
- SAIP は、大学と研究センター向けの知的財産方針のための指針を策定した²³。
- SAIPは、公共および民間部門と協力してサウジ各地で一連の認知度向上キャンペーンとイベントを開催すると共に、「あなたのアイデア__私たちの未来」というテーマを掲げて2022年世界知的財産の日を祝った。
- SAIPは、1万件の特許の登録を祝った。それと共に、出願数も30%近く増加し、SAIPの特許審査官数も増加した。
- SAIPは、イノベーションエコシステムの向上のために、企業、個人および起業家向けのIPクリニックを立ち上げた²⁴。IP相談クリニックは、この分野の専門家を通じて知的財産分野の助言サービスを提供することを目的としている²⁵。
- SAIP は、2021年6月18日にアラビア語の知的財産用語集の初版を発行した。用語集は、IP システムおよび条約に含まれる、最も重要な用語を掲載している。用語集にはアラビア語と英語の両方で 250 語以上の知的財産用語が含まれており、そのうちの 85 については説明が付けられている。この用語集は、中東と北アフリカ地域において IP 概念を拡散し、この分野でのアラビア語のコンテンツを宣伝しようとする SAIP の構想を反映するもので、この種のものとしては、この地域において最初のものである²⁶。
- SAIPは、WIPOと連携して、サウジアラビアの10の行政地域における41の場所に、86のサービスを提供する、IPサポートセンター(TISCs)の国内ネットワークを設立した²⁷。
- SAIP は、サウジアラビア王国の音響標章 [商標分野] 用の登録証を発行した。
- 2022年4月8日、サウジアラビア王国は、外国公文書の認証を不要とするハーグ・アポスティューユ条約の加入書を寄託した²⁸。
- SAIPは、コンピュータソフトウェアおよびアプリケーションならびに建築設計用の任意登録サービスを立ち上げた。

²³ <https://www.saip.gov.sa/en/news/1323/>

²⁴ <https://ipclinic.saip.gov.sa/welcome#values>

²⁵ <https://www.saip.gov.sa/en/services/359/>

²⁶ <https://www.saip.gov.sa/en/dictionary/>

²⁷ <https://www.saip.gov.sa/en/tisc/#tisc-brief>

²⁸ <https://www.hcch.net/en/news-archive/details/?varevent=857>

- SAIPは、企業が知的財産分野に投資し、国際的なベストプラクティスに沿って向上するのを可能にする指針書としてIP方針を公開した。
- SAIPは、知的財産関係サービスの提供の一環としてIPライセンスの発行を開始した。

2.1 知財当局の概要

サウジの知的財産総局「SAIP」とサウジビジョン 2030

サウジビジョン 2030 は、知的財産をその優先事項と位置づけている。知的財産部門に関心を持っていた合理的な指導者たちの優先事項の一つが SAIP の設立であり、その設立は、継続して知的財産分野での発展と卓越性を達成することを目的としていた。

▪ SAIP 設立²⁹

サウジビジョン 2030 の目標を実現するために、サウジアラビアは、2017 年 3 月 27 日の閣僚会議決議の下、SAIP を設立した。当該決議は、全ての IP 業務を一つの事業体の下にまとめ、サウジ特許庁 (King Abdulaziz City for Science and Technology)、著作部 (メディア省) と商標部 (商業省) から義務と責任を SAIP に移転することを目的としている。サウジ知的財産総局 (SAIP) と首相を組織的に結び付けるために、2020 年 11 月 12 日に、閣僚会議決議が出された。SAIP の理事会の議長は、国務相であり、閣僚である Mohammed bin Abdulmalik Al Al-Sheikh が務めることを決議は指示した。

SAIP は、国際的なベストプラクティスに沿って、サウジ王国の知的財産分野の規制、支援、開発、資金援助、保護、権利行使および更新を行うことを目的としており、組織的に首相と結び付けられている。SAIP は、知的財産利用の拡大と創出ならびに世界中のサウジの利益保護のために支援を提供する一方、知的財産の戦略、方針、法規について責任を有し、知的財産権を許諾し、その権利行使を先導する。

▪ SAIP の任務と役割^{30,31}

- 知的財産のための国家戦略を開発する。
- 知的財産の重要性に関する認知度を向上させ、その権利を保護する。
- 知的財産権に関する国際協定について意見を表明する。
- 知的財産権に関する規則を提案する。
- 高度な知識ベースの経済団体を構築するために知的財産の利用を強化する。

²⁹[https://static.saip.gov.sa/ar/n/o/web/Saudi%20Authority%20for%20Intellectual%20Property%20\(SAIP\)%20From%20Vision%20to%20launch.pdf](https://static.saip.gov.sa/ar/n/o/web/Saudi%20Authority%20for%20Intellectual%20Property%20(SAIP)%20From%20Vision%20to%20launch.pdf)

³⁰ <https://www.saip.gov.sa/en/about/brief/>

³¹ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/Statute%20of%20the%20Saudi%20Authority%20for%20Intellectual%20Property%20.pdf>

- SAIP の業務分野における情報ベースを確立し、地元、地域および国際的な団体と情報を交換する。
- 知的財産権を登録し、その保護文書を許諾し、行使する。
- SAIP の業務分野に関する活動に使用許可を与える。
- 知的財産権に関する国際的および地域組織においてサウジアラビア王国を代表し、その利益を守る。
- 知的財産権関係情報を提供し、大衆が利用できるようにする。
- 国際的な知的財産をサウジが取得した結果生じる義務の実施についてフォローアップする。

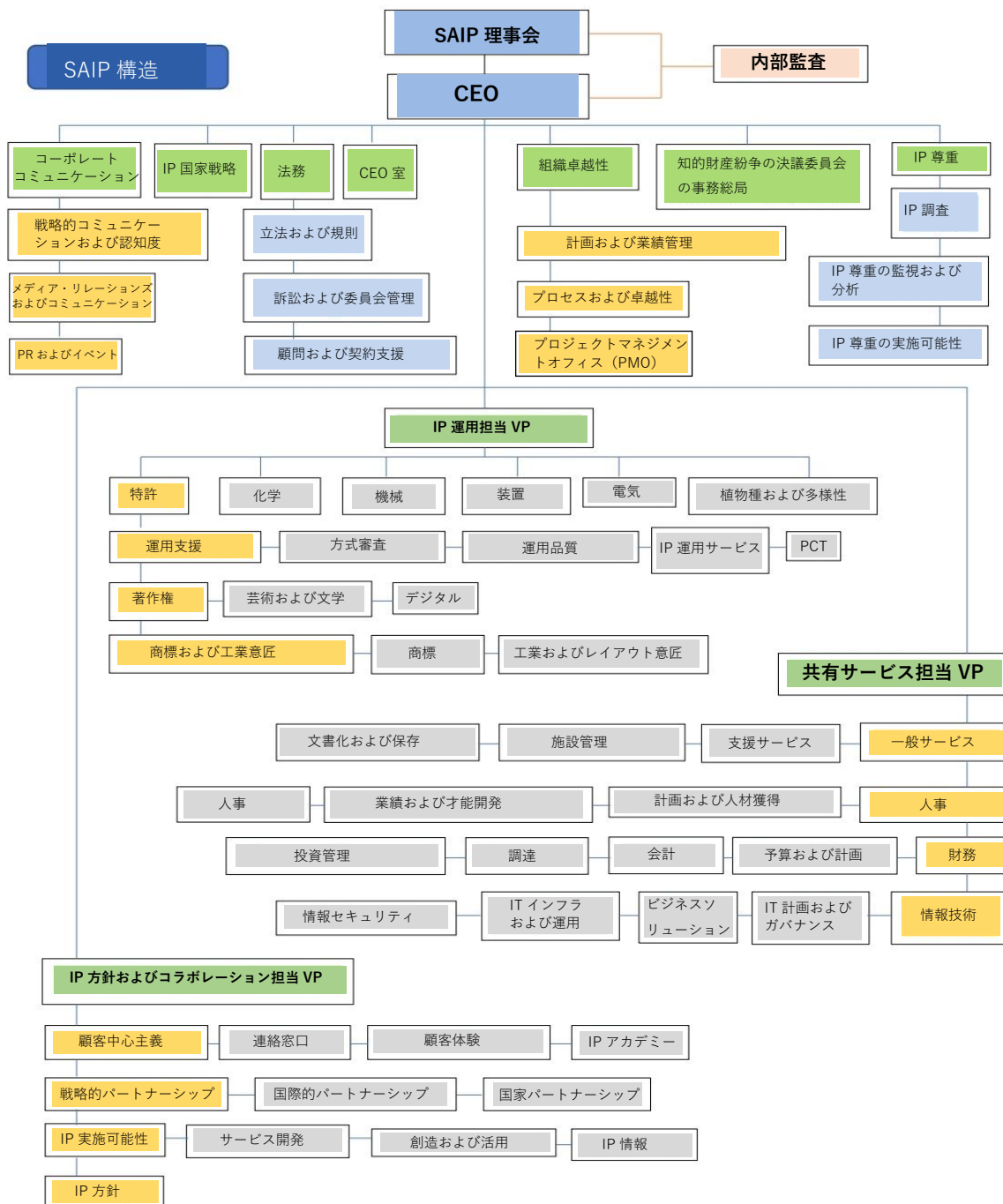
▪ **SAIP の戦略局面³²**

1. 戦略の策定および運用（2018 年～2022 年）：異なる事業体を合併させ、司法権を移転して、SAIP を構築し、組織のインフラを制御し、SAIP の活動の運用を開始する。
2. 成長および開発戦略（2022 年～2025 年）：SAIP の活動を発展させ、サービスの提供を一層広範にし、組織の質を向上させ、SAIP 事業の戦略的利点を達成し始める。
3. 維持可能性戦略（2025 年～2030 年）：財務上の維持可能段階に到達し、影響を与える。

³² SAIP Annual Report for 2021 (page 29)

2.1.1 組織図で見る部局の構造

- SAIP 構造³³



³³[https://static.saip.gov.sa/a/r/n/o/web/Saudi%20Authority%20for%20Intellectual%20Property%20\(SAIP\)%20From%20Vision%20to%20launch.pdf](https://static.saip.gov.sa/a/r/n/o/web/Saudi%20Authority%20for%20Intellectual%20Property%20(SAIP)%20From%20Vision%20to%20launch.pdf)

2.1.2 職員および審査官の数

SAIP には現在 284 人を超える職員がいる³⁴。2021 年、SAIP は 111 人の職員を雇用した。男性職員が 69%を占め、女性職員が 31%を占める。7 人の韓国人コンサルタントと共同訓練中の研修生 74 人がいる。SAIP の離職率は 6.9%である。

2.1.3 方式審査と実体審査の有無

方式審査および実体審査の両方を SAIP は行っている。特許と PCT については、全ての出願が SAIP の品質基準通りに処理されたかを保証するために、方式審査官および実体審査官は、厳密に審査チェックリストに従って審査を行っている。

2022 年 5 月 19 日に、SAIP は「PCT に基づく国際調査および予備審査機関」としての指定を受けるために Director General に申請書を提出し、指定については第 55 回（第 23 回常会）会合で検討される予定であることを強調しておかねばならない。韓国知的財産庁「KIPO」がどの程度基準が満たされているかの評価支援を行っている。

申請書のセクション 2(a)は、次のように記載している。「審査官は、化学、生化学、機械、装置、電気および農業の専門分野における審査を行うのに必要である、教育および技術資格を有している。SAIP 審査官の最低の教育資格は、学士号である。SAIP 審査官の 10%は修士号を保有し、5%の審査官は博士号を保有している。SAIP 審査官の平均経験年数は 12.9 年である³⁵。」

2.1.4 官報からの情報の取得

SAIP オンラインサービス

IT 環境に関しては、高度の情報化に依存して、SAIP は、すでにほとんどの IP サービスをネット上で行っており、テレワーキング、バーチャルミーティングなどを問題なく行ってきた。そのため、このパンデミックの状況下であっても、全てのサービスと業務を安定して行ってきた。さらに、提供情報によれば、「統合 IP 自動化システム」と名付けられプロジェクトの下で、SAIP は、ビジネス自動化改善の一環として、全ての出願の記録を自動的に保存し、SAIP のデータベースを改善し、S&E の質を向上させ、当該システムと外部データベースを統合するための新しいシステムを開発中である³⁶。

商標官報：

SAIP は、知的財産ニュースレター「IPN」を立ち上げ、IPN を通じて、知的財産関係規則に基づく全ての IP 関係事項を大衆に対して公開することを目指している。しかし、目下のところ、IPN は、

³⁴ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-03/%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%2002.pdf> (page 44)

³⁵ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_ctc_32/pct_ctc_32_2_rev.pdf

³⁶ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_ctc_32/pct_ctc_32_2_rev.pdf

商標登録、更新、ライセンス、名前／住所の変更、商標の取消、商品の限定、異議目的で公開された商標などのような、商標事項のみを公開している。IPN ニュースレターは、特許、工業意匠のような、他の IP 関係事項については、近いうちに公開する予定である。

特許と工業意匠：

▪ **IP 官報：**

最も古いものでは「ヒジュラ暦 1427 年」に出された特許官報の一部が SAIP のポータル (<https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/239/#publications>) で利用可能である。さらに、特許出願、集積回路、植物品種および工業意匠を対象とする定期刊行物の一部が、SAIP プラットフォームの「刊行物セクション³⁷」で利用可能であり、最新の 63 号は、ヒジュラ暦 1443 年 1 月 1 日～ヒジュラ暦 4 月 29 日の期間を対象とするものであるが、特許と工業意匠については、最近の刊行物もオンライン官報もない。

▪ **許諾された特許および商標用の IP 検索プラットフォームならびに公開された特許、工業意匠および集積回路出願用の IP 検索プラットフォーム**

ユーザーが「公開され特許、工業意匠および集積回路出願」を検索するのを可能にする、IP 検索プラットフォームならびに「許諾された特許」および「登録された商標」用のプラットフォームを提供する、検索エンジンを SAIP は更新した。運用検索エンジンには次のリンクを通じてアクセスすることができる：<https://www.saip.gov.sa/en/information-center/#search-engines>

SAIP がこのような注目に値する措置をとる前には、検索サービスは提供されておらず、サウジアラビアでは、情報を取得することも、権利化前の特許出願の検索をすることもできなかった。

- 特許用検索エンジン

SAIP は、特許出願をオンラインで検索するためのトライアルバージョンを採用している³⁸。権利化前の特許出願の利用可能な情報はアラビア語のみである。許諾済み特許については、次の言語（アラビア語、英語、フランス語、日本語）から選択することができ、許諾済み特許のタイトルは選択された言語で示されるが、特許の詳細はアラビア語と英語で表示される。

許諾済み特許の検索手法については、キーワードを使っての「基本検索」か、名称、出願番号、出願日、公開番号、明細書、要約、優先番号、優先日、技術を使っての、「上級者用検索」が利用可能である。

許諾済み特許に関する、特許の利用可能情報は、下記の五つの主要部分から利用することができる。

1) 書誌、2) 文書、3) 詳細な説明、4) 請求の範囲および 5) 図面。SAIP ポータルで利用可能な特許数は 11,337 である。

³⁷ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-04/07-03-2022%D8%A7%D9%84%D9%86%D8%B4%D8%B1%D8%A9%20%D9%84%D9%84%D8%B9%D8%AF%D8%AF%20%D8%B1%D9%82%D9%85%2063.pdf>

³⁸ https://ipsearch.saip.gov.sa/wopublish-search/public/designs?4&query=*>*

2023年1月時点で、プラットフォームでは1万1,692の特許が検索可能である。

- 工業意匠用の検索エンジン

SAIP は公開された工業意匠用の検索エンジンを提供している。
<https://epatentsso.saip.gov.sa/WebPages/Applicaition%20Search/frmSearchApplication.aspx>. 工業意匠サービスに関する官報/ニュースレターを完全に網羅するように、検索エンジンは今後更新されていくものと我々は確信している。

2023年1月時点で、プラットフォームでは7,836の意匠が検索可能である。

- 商標用の検索エンジン

2023年1月に、SAIPは上級者用検索プラットフォームを立ち上げた³⁹。そのプラットフォームは、初期バージョンで、ヒジュラ紀元1435年（すなわち2014年）から現在までの期間に登録された商標のみの検索を可能とするものである。2023年1月時点で、プラットフォームでは17万5,940の商標が検索可能である。検索は、商標番号、名前、所有者名と区分で行うことができる。結果はアラビア語で表示されるが、プラットフォームはGoogle翻訳によって多くの言語に翻訳される。

検索結果には、次の情報が含まれる。商標、商標画像、種類、説明、登録日および登録番号ならびに出願日および出願番号（グレゴリオ暦の日付）、出願人名、代理人名、区分と法的立場。

2.1.5 予算

課題の一つは予算であると、SAIP2018年の年次報告書⁴⁰は記載している。というのも、戦略計画に従ってプロジェクトを実施するには、プロジェクトの契約費用をカバーする十分な予算が必要だからである。しかし、SAIPの予算で認可された流動資産はプロジェクトの実施必要条件と一致しない。そこで、SAIPは、SAIPのニーズを満たし、規則に規定されている通りに全収入を別個の銀行口座に預けるような予算支出を提案した。そして、SAIPが十分な流動資産を維持することができるように理事会により承認された財務規則に従って口座から支払いがなされることを提案した。また、自己収入の監視と管理を保証する仕組みを構築するように財務省と連携していくことをSAIPは提案した。2021年のSAIPの年次報告書⁴¹に記載された予算は次の通りである。

財務省により承認された 予算	収入から SAIP へ割 り当てられた金額	総収入	総経費
221,552 リヤル (約 7,754,320 円)	61,000 リヤル (約 2,135,000 円)	295,415 リヤル (約 10,339,525 円)	216,208 リヤル (約 7,567,280 円)

³⁹ <https://ipsearch.saip.gov.sa/wopublish-search/public/trademarks?0>

⁴⁰ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/2018_Annual_Report.pdf

⁴¹ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-03/%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%2002.pdf>

サウジアラビア王国での知的財産権利の出願と SAIP により提供される関連サービスの増加からすると、2021 年の SAIP の推定収入は 40%ほど増えているものと考えられることを強調しておかねばならない。

2.2 国家の知財関連法規

特許と工業意匠

- ・ヒジュラ紀元 1425 年 5 月 29 日付勅令第 M/27 号により発布され、ヒジュラ紀元 1439 年 10 月 19 日付内閣決議第 536 号⁴²により改正された、特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法（以下本パートでは、本法という）
- ・King Abdulaziz City for Science and Technology の President 官による、ヒジュラ暦 1436 年 12 月 30 日付第（161-2-3607329）号により発布され、ヒジュラ紀元 1440 年 9 月 4 日付サウジ知的財産総局の理事会による第（2019 年 8 月 5 日）号により改正された、特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則⁴³

*特許のみに関して

- ・湾岸協力理事会（GCC）特許法
- ・サウジ知的財産総局により出された特許の強制実施許諾⁴⁴

商標

- ・湾岸協力理事会商標法「GCC 商標法」は、ヒジュラ暦 1435 年 7 月 26 日（2014 年 5 月 25 日に相当する）付勅令第 51 号により 2016 年 9 月 27 日に発効した⁴⁵。
- ・GCC 商標法の実施規則⁴⁶

著作権

- ・ヒジュラ暦 1424 年 7 月 2 日付勅令第 M/41 号により発布され、ヒジュラ暦 1439 年 10 月 19 日付閣僚会議令第 536 号により改正された著作権法⁴⁷

⁴² <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-06/Law%20of%20Patents1439h.pdf>

⁴³ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/Executive_Regulations_of_Patent_System_Layout_Designs_of_Integrated_Circuits_Plant_Varieties_and_Industrial_Designs.pdf

⁴⁴ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-06/COMPULSORY%20LICENSING%20OF%20PATENTS_0.pdf

⁴⁵ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-06/%D9%82%D8%A7%D9%86%D9%88%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%B9%D9%84%D8%A7%D9%85%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%AC%D8%A7%D8%B1%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D8%AE%D9%84%D9%8A%D8%AC%D9%8A%20%D8%A8%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%86%D8%AC%D9%84%D9%8A%D8%B2%D9%8A%D8%A9.pdf>

⁴⁶ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/%D8%A7%D9%84%D9%84%D8%A7%D9%8A%D9%94%D8%AD%D8%A9_%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%86%D9%81%D9%8A%D8%B0%D9%8A%D8%A9_%D9%84%D9%86%D8%B8%D8%A7%D9%85_%D8%A7%D9%84%D8%B9%D9%84%D8%A7%D9%85%D8%A7%D8%AA_%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%AC%D8%A7%D8%B1%D9%8A%D8%A9.pdf

⁴⁷ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-06/copyright%20law%201.pdf>

- ヒジュラ暦 1443 年 11 月 17 日（2022 年 6 月 16 日に相当）付サウジ知的財産総局理事会の決議第（2022 年 3 月 21 日）号により改正された著作権法の施行規則⁴⁸
- ヒジュラ暦 1443 年 4 月 19 日にサウジ知的財産総局理事会の決議第（2021 年 4 月 18 日）号により改正されたヒジュラ暦 1440 年（紀元後 2019 年）著作権作品の任意登録に関する規則

49

2.3 知財法規はコモンロー、シビルロー、または両者の混合のいずれに基づいているか

サウジの法システムは、聖コーランとイスラム教預言者ムハンマドのスナ（伝承）を法源とするシャリーア原則に基づく。しかし、多くの分野に成文化された法律が適用されるので、民法に則る部分もある⁵⁰。

加えて、公開された法理に見受けられるように、コモンロー制度に則る部分もある。これらの法理には、関連性があり、該当する場合には、常に裁判官が従う、事実上のガイドラインとみなされる判例に基づく。

2.4 法規の沿革、由来およびモデルとなった国々

ガバナンスの基本法である、「国家憲法」によると、サウジアラビア王国は、完全な主権国家であるアラブのイスラム国家である。その宗教はイスラム教であり、憲法は聖なるコーランと預言者ムハンマドのスナ（伝承）である。コーランとスナは、サウジアラビアの全ての法の根本であるイスラム教のシャリーアを形成する。ビジョン 2030 に基づく司法改革を考慮して、サウジアラビア王国では、様々な法分野で多くの成文化された法が公布されたが、それはサウジの法制度を近代化しようという努力を反映するものである。

2.5 審査ガイドライン

SAIP は、USPTO の MPEP⁵¹や JPO の審査ガイドライン⁵²のような、知的財産権のための審査ガイドラインを作成していない。しかし、そのようなガイドラインが反映されるのは、下記の通り、各知的財産権のための法の実施規則のみである。

⁴⁸ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/IMPLEMENTING-REGULATIONS-Of-Copyright-Law-.pdf>

⁴⁹ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-06/THE%20OPTIONAL%20REGISTRATION%20OF%20COPYRIGHT%20WORKS.pdf>

⁵⁰ <https://www.saudiembassy.net/legal-and-judicial-structure-0> & https://www.iadclaw.org/assets/1/7/SILP_SaudiArabia.pdf

⁵¹ <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/index.html>

⁵² https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

- **特許および意匠**：King Abdulaziz City for Science and Technology の President による、ヒジュラ暦 1436 年 12 月 30 日付第（161-2-3607329）号により発布され、ヒジュラ紀元 1440 年 9 月 4 日付サウジ知的財産総局理事会による第（2019 年 8 月 5 日）号により改正された、特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則⁵³
- **商標**：GCC 商標法の実施規則
- **著作権**：ヒジュラ暦 1443 年 11 月 17 日（2022 年 6 月 16 日に相当）付サウジ知的財産総局の理事会の決議第（2022 年 3 月 21 日）号により改正された著作権法の施行規則

著作権のみに関することだが、出願人を指導し、SAIP を介した著作権登録の仕組みとプロセスを示すために、2022 年に SAIP がガイドラインマニュアル⁵⁴をアラビア語で公開したことを強調しておかねばならない。

** SAIP による審査形式

- 特許出願について：方式審査および実体審査が SAIP により行われる。
- 実用新案について：発布予定の法の草案通りの方式審査および実体審査
- 工業意匠について：方式審査が SAIP により行われる。
- 商標出願について：出願プロセスには SAIP により行われる方式審査が含まれ、商標出願は絶対的または相対的理由に基づき拒絶される。
- 著作権について：方式審査が SAIP により行われる。

2.6 サウジアラビアを締約国とする国際条約

- 特許法条約（すなわち、サウジアラビア王国は 2013 年 5 月 3 日以降締約国である）
- 特許協力条約（すなわち、サウジアラビア王国は 2013 年 5 月 3 日以降締約国である）
- ストラスブール協定（すなわち、サウジアラビア王国は 2020 年 10 月 16 日以降締約国である）
- ブダペスト条約（すなわち、サウジアラビア王国は 2020 年 10 月 16 日以降締約国である）
- 工業所有権の保護に関するパリ条約 - 1883 年「パリ条約」（すなわち、サウジアラビア王国は 2004 年 3 月 11 日以降締約国である⁵⁵）
- サウジアラビアはまた、特許審査ハイウェイ（PPH）協定をアメリカ合衆国、韓国、日本との間で締結している。欧州特許庁との PPH 試行プログラムは最近立ち上げられた。
- ロカルノ協定 - 1968 年で定められたロカルノ分類（すなわち、サウジアラビア王国は 2020 年 9 月 3 日以降締約国である⁵⁶）

⁵³ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/Executive_Regulations_of_Patent_System_Layout_Designs_of_Integrated_Circuits_Plant_Varieties_and_Industrial_Desigms.pdf

⁵⁴ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/%D8%A7%D9%84%D8%AF%D9%84%D9%8A%D9%84%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%B3%D8%AA%D8%B1%D8%B4%D8%A7%D8%AF%D9%8A%20%D9%84%D9%85%D8%B3%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA%20%D8%AD%D9%82%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%88%D9%94%D9%84%D9%81%20.pdf>

⁵⁵ <https://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/docs/pdf/paris.pdf>

⁵⁶ https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/locarno/treaty_locarno_72.html

- 知的所有権の貿易関連の側面に関する WTO 協定 - 1994 年「TRIPS 協定」（すなわち、サウジアラビア王国は 2012 年 5 月 29 日以降締約国である⁵⁷）
- 商標の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定⁵⁸（すなわち、サウジアラビア王国は 2021 年 7 月 22 日以降締約国である）
- ウィーン協定（すなわち、サウジアラビア王国は 2020 年 12 月 3 日以降締約国である）
- 1979 年に改正された、世界知的所有権機関を設立する条約、「WIPO 設立条約」（1967）（すなわち、サウジアラビア王国は 1982 年 2 月 22 日以降締約国である）⁵⁹
- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 1971（ベルヌ条約）すなわち、サウジアラビアは締約国である。
- 著作権保護に関するアラブ条約
- 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約
- 万国著作権条約⁶⁰

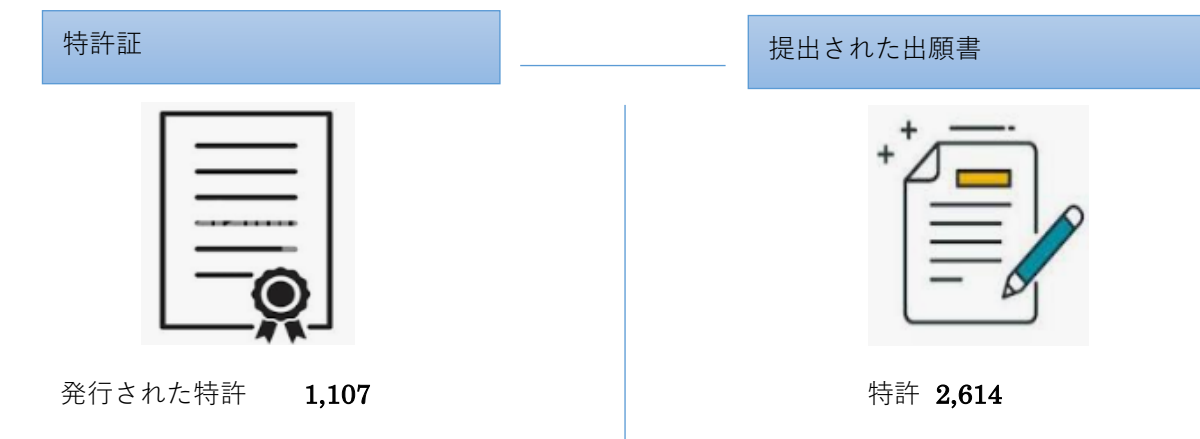
サウジアラビアは、マドリッド協定議定書、意匠の国際登録に関するハーグ協定、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO 著作権条約（WCT））⁶¹、実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約⁶²、植物の新品種の保護種に関する国際条約⁶³など、いくつかの重要な国際協定をいまだ批准していないことを強調しておかねばならない。

2.7 サウジアラビアの知的財産権の統計データ

2.7.1 特許の統計データ

特許出願の統計データ

2022 年上半期の特許数



⁵⁷ https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/amendment_e.htm

⁵⁸ <https://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/docs/pdf/nice.pdf>

⁵⁹ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=1

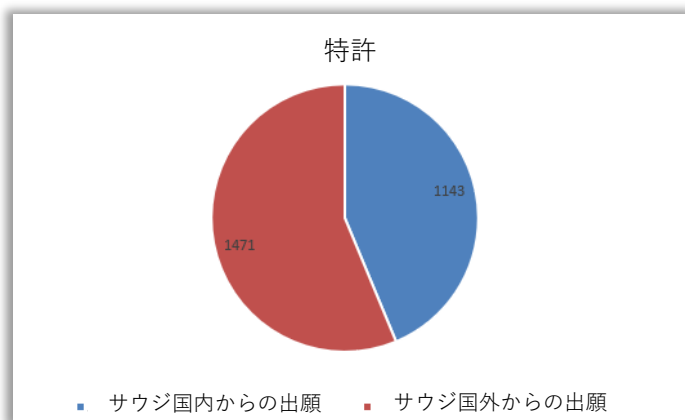
⁶⁰ <https://en.unesco.org/about-us/legal-affairs/universal-copyright-convention-appendix-declaration-relating-article-xvii-and>

⁶¹ <https://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/docs/pdf/wct.pdf>

⁶² <https://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/docs/pdf/wppt.pdf>

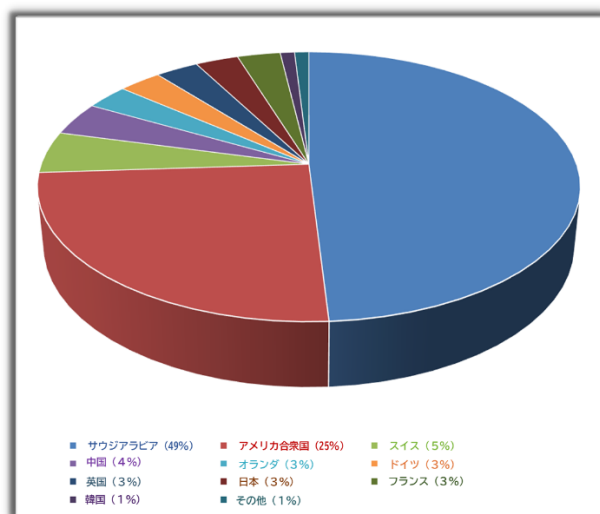
⁶³ <https://www.upov.int/export/sites/upov/members/en/pdf/status.pdf>

- サウジ内外からの出願別に分類された、2022 年上半期の特許出願については、次の通りである。

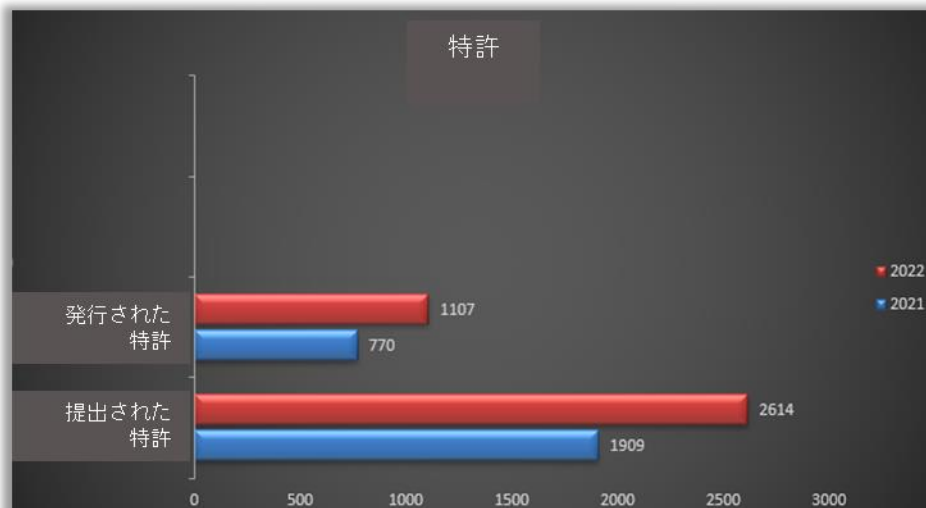


注：今年の上半期に出願された特許出願数は 2,614 に達した。昨年の同時期と比べて 37%の増加だった。

- 出願人の国別で見た、2022 年上半期の特許出願（総数 2,614 件）

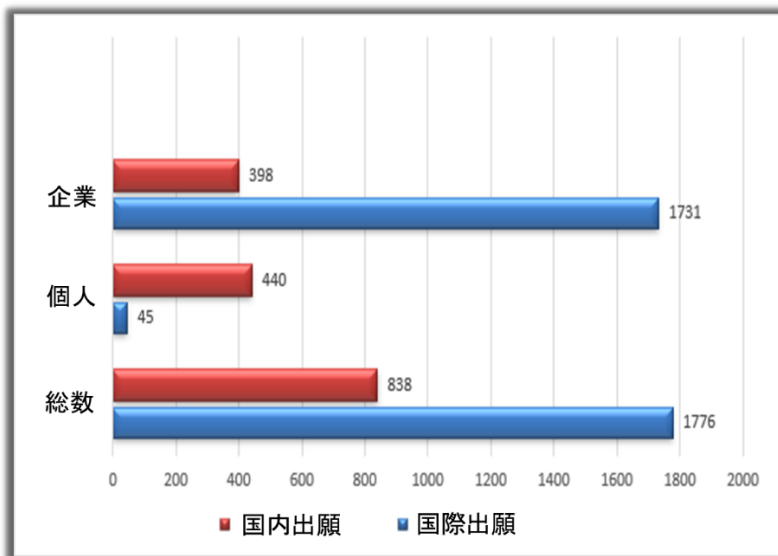


- 特許統計データに関して 2022 年の上半期と 2021 年を比較した表を以下に示す。



- 2022年上半期にPCTに基づいて提出された国内および国際特許出願⁶⁴

特許協力条約（PCT）に基づいて提出された国際特許出願は、同時期に提出された出願総数の大半にあたる68%を占め、カテゴリ別に見ると、企業が国際出願総数の97%を占める。同時に、個人出願人は、国内出願を選択し、同時期に提出された国内出願総数の91%を占める。



2021年の特許統計データ

- 2021年（国別に分類された特許出願：3,979）

国	特許出願	割合
サウジアラビア	1,407	35%
アメリカ合衆国	1,047	26%
オランダ	146	4%
中国	135	3%
ドイツ	127	3%
その他	1,117	29%

⁶⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/information-center/#reports> [Report titled : Semi Annual Report for Information Centre 2022]

- 2021年（国別に分類された特許登録：1,746）

国	特許出願	割合
アメリカ合衆国	504	29%
サウジアラビア	376	21%
ドイツ	124	7%
日本	88	5%
フランス	84	5%
その他	570	33%

2021年～2017年の間の特許登録に関する特許統計データ⁶⁵

年	特許登録数
2021	1,746
2020	705
2019	480
2018	569
2017	501

2.7.2 工業意匠の統計データ

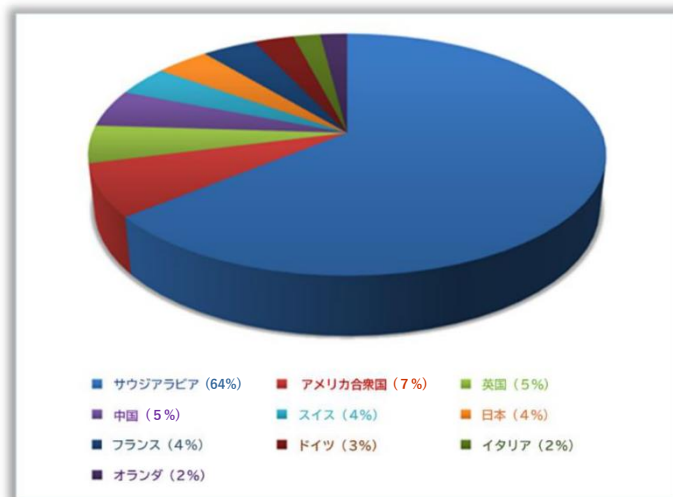
工業意匠出願の統計データ

2022年上半期⁶⁶

出願総数	許諾登録総数
661	450

⁶⁵ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-03/%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%95%D8%AD%D8%B5%D8%A7%D9%8A%D9%94%D9%8A%20%D9%84%D9%85%D8%B9%D9%84%D9%88%D9%85%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%20%D9%84%D8%B9%D8%A7%D9%85%202021%D9%85.pdf>

⁶⁶ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-09/%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AD%D8%B5%D8%A7%D8%A6%D9%8A%20%D9%84%D9%85%D8%B9%D9%84%D9%88%D9%85%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%86%D8%B5%D9%81%20%D8%B3%D9%86%D9%88%D9%8A%20%D9%84%D8%B9%D8%A7%D9%85%202022%D9%85.pdf>



総数：661 の意匠出願

国別

サウジアラビア王国提出の工業意匠出願は、報告時期に提出された出願総数の 64%に相当し、最大の割合を占めており、次いでアメリカ合衆国提出の出願が7%で続き、両国の出願がこの時期の出願総数の71%を占める。

ロカルノ分類別

割合	ロカルノ分類
11%	12-08
7%	02-04
5%	09-01
4%	11-01
4%	09-03

2021年～2017年

年	意匠出願	意匠登録証
2021	1400*	996**
2020	948	778
2019	804	564
2018	917	786
2017	1001	921

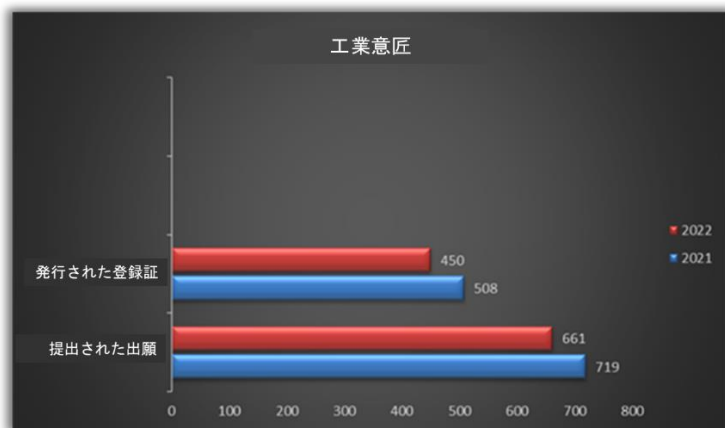
*2021年の国／由来別に分類された（出願総数 1,400）

- サウジアラビア：61%
- アメリカ合衆国：14%
- オランダ：4%
- 日本：3%
- その他：18%

****2021年の国／由来別に分類された（登録証総数 996）**

- サウジアラビア：53%
- アメリカ合衆国：18%
- 日本：5%
- オランダ：4%
- 中国：3%
- その他：17%

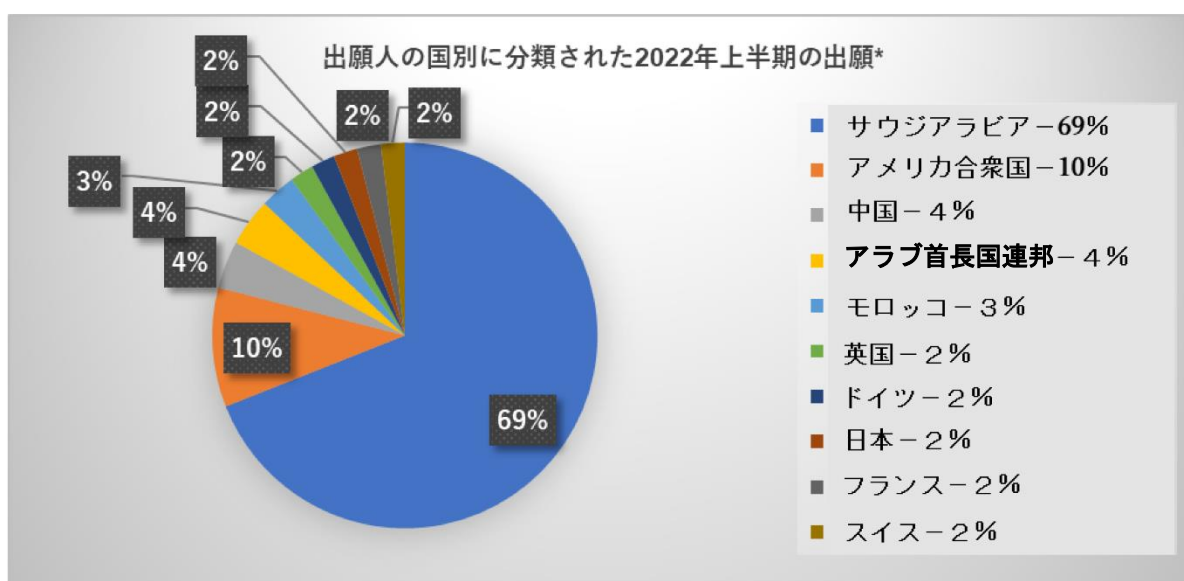
工業意匠統計データに関して2022年上半期と2021年を比較した表を以下に示す。



2.7.3 商標の統計データ

商標出願の統計データ

2022 年上半期 ⁶⁷	
商標出願数	商標登録数
18,965	12,746
2021 年 ⁶⁸	
商標出願数	商標登録数
38,130	26,144



*総数：1万8,965件の商標出願

ニース分類別の2022年上半期の出願*

区分番号	各区分の割合
区分 43	15%
区分 30	8%
区分 35	7%
区分 3	5%
区分 9	4%

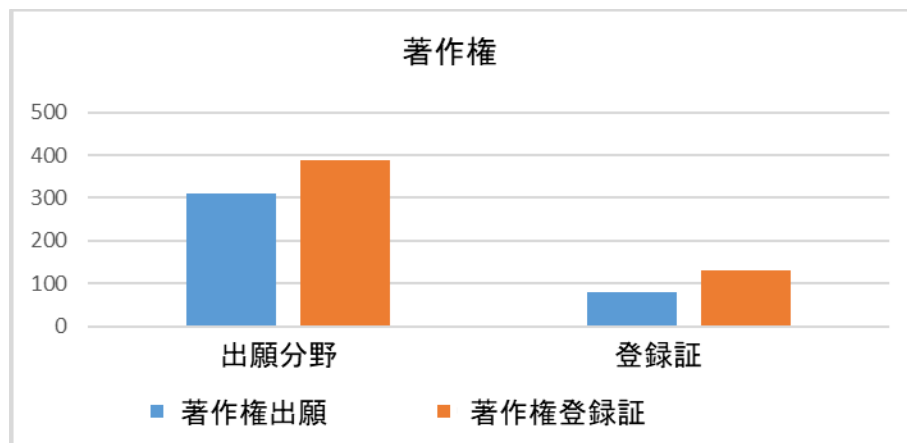
⁶⁷ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-09/%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AD%D8%B5%D8%A7%D8%A6%D9%8A%20%D9%84%D9%85%D8%B9%D9%84%D9%88%D9%85%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%86%D8%B5%D9%81%20%D8%B3%D9%86%D9%88%D9%8A%20%D9%84%D8%B9%D8%A7%D9%85%202022%D9%85.pdf>

⁶⁸ <https://saip.gov.sa/ip-domains/240/>

2.7.4 著作権の統計データ

2022 年の著作権出願および登録の統計データ

2022 年 9 月 12 日に SAIP により公開された、2022 年情報センター向け半期報告書は、2022 年上半期の著作権活動に関する下記統計データ⁶⁹を次の通り示している。



年	著作権出願	著作権登録証
2022 年上半期	388	132
2021 年上半期	309	80

上記統計データを比較すると、著作権出願は、2022 年上半期に 26% 増加し、著作権登録証は、2021 年上半期より 65% 増加したことがわかる。

2022 年上半期に提出された著作権出願（総数 388 出願）のタイプとしては、サウジアラビアで提出されたコンピュータプログラム出願が、下記百分率表記でわかるように、重要であることを強調しておかねばならない。

- 54% コンピュータプログラム
- 17% 応用美術の著作物
- 16% 書かれたもの
- 9% 建築の著作物
- 2% 計画の著作物
- 1% 写真の著作物
- 1% 三次元の地形的著作物

2022 年上半期、SAIP は出願条件を満たさないとして 23 件の著作権出願を拒絶したことに注意。

⁶⁹ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-09/%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AD%D8%B5%D8%A7%D8%A6%D9%8A%20%D9%84%D9%85%D8%B9%D9%84%D9%88%D9%85%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%86%D8%B5%D9%81%20%D8%B3%D9%86%D9%88%D9%8A%20%D9%84%D8%B9%D8%A7%D9%85%202022%D9%85.pdf>

2.7.5 知的財産権の統計分析

2022 年情報センター向け半期報告書からわかること

紀元後 2022 年上半期のサウジアラビア王国における特許出願数は、前年同期比で 37%の増加となっており、著作権作品の任意登録請求は、26%の伸び、商標出願数は 1 万 8,965 件で 1 %の増加、工業意匠登録出願の提出数は 661 件で、昨年同期比で 8 %の減少となっていることを前記報告書は示している。

3. 知的財産権の定義と適格出願の要件

3.1 特許

3.1.1 定義

第2条のサウジアラビア法は、発明を「発明者が開発したアイデアであって、技術分野における一定の問題の解決につながるもの」と定義している。⁷⁰「世界知的所有権機関」(WIPO)によれば、特許とは「新しい実施法を一般的に提供するか、または問題に対する新しい技術的解決策を提供する製品またはプロセスである発明に対して付与される独占的権利」である。⁷¹

3.1.2 要件

さらに、第43条では、発明の特許要件が次のように定義されている。「特許は、発明のうち新規であり、進歩性を有し、かつ産業上利用可能なものについて、本法の規定に従って発行することができる。この発明は、製品、プロセスに係るもの、またはそのいずれかに関連するものであってよい。」第44条は、第43条に規定された三つの要件をさらに詳しく定めている。本法は絶対的新規性を要求している。すなわち、関連分野における先行技術または公開に基づいて予想することはできなかったということである。発明は、当業者にとって自明でなければ「進歩性」の要件を満たしているとみなされる。最後に、発明は、「手工業、漁業およびサービスを含むいかなる種類の工業または農業においても製造または使用することができる」場合に産業上利用可能であるとみなされる。

• 開示条件

実施規則第31条は、次の通り、先行技術の一部とみなしてはならない特許開示事例を定めている。

- 1) その開示が、出願人またはその前権利者に対する不正行為のため、出願日または優先権主張日の前6カ月の間に行われた場合
- 2) その開示が、特許出願の前1年間に、いずれかのパリ同盟加盟国の公認国際展示会における展示の結果として行われた場合

• サウジアラビアで特許の対象にならないものは？

サウジ特許法は、第45条において、特許性を有さないものを明確に定めている。次のものは、特許として保護することができない。

- a) 発見、科学理論および数学的手法
- b) 商業活動、純粋な精神活動または競技を行うための仕組み、規則および方式

⁷⁰ <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/239/>

⁷¹ <https://www.wipo.int/patents/en/#>

- c) 植物、動物および植物または動物の生産に使用される – 概ね生物学的な – プロセス。ただし、微生物ならびに非生物学的および微生物学的プロセスを除く。
- d) 人体または動物体の外科的治療法または療法および人体または動物体に適用される診断法。ただし、これらの手法のいずれかにおいて使用される製品を除く。
- e) コンピュータソフトウェアおよび文学的著作物に含まれる他の著作物

さらに、特許は、その商業的利用がイスラム法に反する場合または人間、動物もしくは植物の生命もしくは健康にとって有害である場合もしくは環境にとって著しく有害である場合には、登録してはならない。⁷²

3.1.3 保護期間

特許保護期間は出願日から 20 年であるが、適切な維持手数料の支払いが条件となる。PCT 加盟国の出願については、国際出願日から 20 年となる。⁷³

サウジ特許制度においては、ヒジュラ暦に加えてグレゴリオ暦が採用／使用されており、両方の暦による日付が登録証に反映される。特許「ポータル」は、ヒジュラ暦に加えてグレゴリオ暦による日付も記載している。

これは、出版物および官報はヒジュラ暦による日付とグレゴリオ暦による日付の両方を記載しなければならないとする同法実施規則第（6/2）条によるものである。

注：ヒジュラ暦（太陰暦）による 1 年は約 354 日であるため、毎年約 11 日ほどグレゴリオ暦（太陽暦）とのずれが生じる。

交付された証明書および出願受付書には、ヒジュラ暦による日付とグレゴリオ暦による日付の両方が記載されており、保護期間が出願日から 20 年である旨が記載されていることに留意すること。ただし、当該書類および特許法は、ヒジュラ暦とグレゴリオ暦のいずれかで計算された保護期間の終了日を具体的に定めていない。

実際、SAIP では、通知、年間手数料および 20 年の特許保護期間の計算においてはグレゴリオ暦を使用している。

⁷²法律第 4 条

⁷³特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 19 条

3.1.4 出願／登録手続

3.1.4.1 出願先

出願プロセス

SAIP は、独占的発明を考案した者に交付される独占的保護書類を受益者が取得できるようにする e サービスを提供しており、この e サービスでは、次の具体的手順によりオンラインで業務／手続をすることができる⁷⁴。

- a- サービスへのリンクをクリックして特許ポータルに移動する。
<https://www.saip.gov.sa/en/services>
- b- ユーザー名とパスワードを設定して新規ユーザー登録を行う（KSA 内の登録代理人のみアクセス可能）。
- c- 新規申請／出願を押下する。
- d- 出願の種類（特許）を指定する。
- e- 特許取得に必要な全ての情報を追加し、所要のファイルを添付する（要約、詳細な説明、特許請求の範囲など）。
- f- 電子サービスポータルシステム（SADAD）から発行された出願インボイスの支払いを行う。
- g- 出願書を提出し、参照番号で追跡する。

3.1.4.2 出願資格

出願人は、(national access のアカウントがあれば) 特許登録を出願することができるが、サウジアラビア内の代理人経由でも可能である。

- 出願人が（個人） - 新規ユーザー - である場合、登録は、national access 経由で行われるか、当局のサービスにおける登録ポータルで新規アカウントを作成することにより行われる。
- 出願人が（代理人／企業） - 新規ユーザー - である場合、登録は、当局のサービスの登録ポータルで新規アカウントを作成することにより行われる。

外国人が出願人の場合は、代理人、すなわち現地登録されたサウジ IP 代理人を任命する必要がある。当該代理人は、出願人が王国内にいる場合、管轄当局から発行された委任状であって当局が容認できるものを保持していなければならない。出願人が王国外にいる場合は、管轄当局の承認を受け、王国の在外公館の認証を受けた委任状（すなわち、アポストイーユ委任状（POA））が必要である。代理人は、王国内で実務を行う免許を有していることを示す証拠を添付しなければならない。

法律上、特許を出願できるのは発明者（または譲受人）だけである。2名以上の者が一つの発明を共同でなした場合、これらの者は、別段の合意をしていない限り、共同発明者として特許を出願し、特許権について平等の権利を有する。

複数の者が同一の保護対象物を独自に開発した場合は、最初の出願人に保護書類が交付される⁷⁵。

⁷⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/services/247/>

3.1.4.3 要件

特許出願の要件

実施規則第2章によれば、サウジアラビアで特許登録を問題なく行うために必須の方式的要件は、次の通りである。

- a- 特許出願書を提出する。指定された電子様式または SAIP の承認した他の方法で出願書を提出しなければならない。出願書をアラビア語で明確に作成するか、先の出願書の認証済み英語版およびその翻訳を3カ月以内に提出しなければならない。出願書に必要な事項を明確に記入するとともに、発明の名称、出願人の氏名、住所、居住地および勤務地、発明者の氏名および住所、代理人がいる場合はその氏名および住所、ならびに優先権および開示に関する情報を記入しなければならない。
- b- 発明の明細書、および次の事項を記載した関連添付書類を提供する。
 - 発明の名称
 - 発明の要約
 - 技術分野および背景の説明
 - 先行技術の説明
 - 発明の詳細な説明
 - 好ましい使用法または発明の産業利用についての詳細
 - 図面の簡単な説明（ある場合）
 - 特許請求の範囲
- c- 代理人による出願の場合は、適切なアポストイーユを受けた委任状。これは、代理人が委任状なしの提出を承諾した場合には、出願日から90日以内に提出すればよい。
- d- 出願人に特許権を譲渡する旨の発明者が作成した譲渡証であって、同じく適切なアポストイーユを受けたもの。出願日から90日以内に提出すればよい。
- e- 優先権書類の認証謄本。出願人は、審査および調査報告書の写しならびに提出済みの出願書または同一発明について他の官庁から付与された特許の写しを当局に提供しなければならない。これは、出願日から90日以内に提出すればよい。
- f- 実施規則に規定された公式出願手数料の支払い
 - i. 個人の場合は400リヤル（約1万4,000円）
 - ii. 企業の場合は800リヤル（約2万8,000円）

• 特許の一時的保護⁷⁶

出願人は、公式展示会での展示を希望する製品に関連する特許について暫定的な保護を求める場合には、特許の簡単な記述書類、図面および関連製品についての説明書を同封のうえ、当局に申請しな

⁷⁵法律第5条

⁷⁶実施規則第31条

ればならない。当局は、出願人に対し、必要と認める他のデータの提出を要求することができる。王国外で展示される製品については、官庁の認証を受けた証明書であって展示品、そのデータおよび展示日が明記されたものを提供しなければならない。

● サウジアラビアと GCC 特許庁

先頃、2022 年末までに、GCC 特許庁（GCCPO）は、2023 年 1 月 1 日より、バーレーンおよびクウェートに代わって特許出願の受付およびその方式・実体審査を再開すると発表した⁷⁷。特許付与は各国官庁が行う。サウジアラビアおよび他の GCC 加盟国も近い将来再開するものと思われる。背景について、GCCPO は、先に、2021 年 1 月 6 日をもって新規の特許出願の受付を停止すると発表していた⁷⁸。

● サウジアラビアと特許協力条約「PCT」

サウジアラビアは特許協力条約（PCT）に加盟している。PCT 制度では、PCT 加盟国のいずれか一国で特許出願を行うことができる。

サウジアラビア – PCT 統計

WIPO データベース統計（最終更新：2021 年 11 月）によれば、SAIP が同条約に基づく受理官庁となった 2015 年以降特許出願件数が急速に増加しているが、これは外国人による特許出願件数が増えたためである。それ以来、合計特許出願件数では、中東・北アフリカ地域（MENA）のアラビア語圏 12 カ国（サウジアラビア、エジプト、アラブ首長国連邦、アルジェリア、カタール、オマーン、ヨルダン、バーレーン、チュニジア、シリア・アラブ共和国、イエメンおよびレバノン）の中でサウジアラビアが 1 位であり、エジプトおよびアラブ首長国連邦が続いている。

2015 年～2020 年の同期間において、サウジアラビアの国内段階に入った PCT 出願は、平均して全特許出願の約 70%を占めており、これらまでのところ 1 位になっている。また、WIPO が発行した 2021 年度特許協力条約年次レビューでは、地域別の PCT 出願件数上位国（2018 年～2020 年）が紹介されているが、サウジアラビアは、PCT 出願件数が 2019 年の 552 件から 2020 年には 956 件へと 73.2%増加し、PCT 出願件数増加率ではアジア 1 位になっている。したがって、SAIP は、著しい国際特許出願増加率を示している⁷⁹。

国際出願の段階

第 1 段階：国際段階

出願：国際出願は直接（WIPO）にて行うか、条約の求める全ての方式的要件を満たしたうえで、SAIP などの地域または国家レベルの「受理官庁」にて行う。

⁷⁷<https://www.gccpo.org/DefaultEn>

⁷⁸<https://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1374>

⁷⁹ https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_ctc_32/pct_ctc_32_2_rev.pdf

国際調査（ISR）：出願人が選択した国際調査機関（ISA）が、特許出願の取得の蓋然性に影響を及ぼすおそれのある公開文書を意見書に付けて特定する。

国際公開：国際公開：特許出願は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語のうちいずれかの言語で最初に出願された日から 18 カ月後に公開される。

追加的国際調査（任意）：出願人の請求により、別の「国際調査機関」が、異なる言語・技術分野で公開された文書であって特許取得の蓋然性に影響を及ぼすおそれのあるものを特定する。これは、他の様々な文書を対象とし、より詳細なものとなる可能性があることから、最初の国際調査とは異なる。

国際予備審査（IPER）（任意）：国際予備審査機関は、出願人の請求により、国際調査報告書を分析し、当該申請の特許性の有無に関する意見書を提供するが、この分析は通常、出願書の修正版に基づいて行われる。

第 2 段階：国内段階

PCT 関連手続の完了後、特許付与手続が、特許取得希望国の国家レベル（または地域レベル）の特許庁において直接開始されるが、特許付与は、適用規則により、国家レベルまたは地域レベルの特許庁の特権である。国際段階の後、出願人が発明の保護を求める国を特定した時点で、出願が国内段階に移される。

要求される条件

- 特許出願は最初の出願日（優先日）から 30 カ月以内に行わなければならないが、優先権がない場合、当該 30 カ月は国際出願日が始期となる。
- 出願書のアラビア語への翻訳
- 特許出願手数料の支払い
- 国際出願書の写し（早期に、すなわち、国際事務局による国際出願書の写しの送付前に国内段階に入る場合）
- 第 1 章により：補正後の保護要素および第 19 条に基づく声明書の翻訳
- 第 2 章により：特許性に関する国際予備審査報告書の添付書類の翻訳
- 条約法の規則 51 に基づくいくつかの一定の条件（代理人または発明者の誓約書、宣言書または任命書の補正など）を満たすこと。

SAIP は、オンラインプラットフォームにて、PCT 関連の全ての所定様式および手数料を網羅したガイドを提供している (<https://www.saip.gov.sa/en/pct/>)。

3.1.4.4 審査

方式審査

特許出願の方式審査の詳細

特許出願は、出願され次第、方式審査を受ける。方式審査報告書は、出願日から1～5週間以内に受理されるが、遅れる可能性もある。

書類 [委任状、譲渡証、認証済みの優先権書類]、明細書および図面に関する方式的異議⁸⁰は通常、オフィスアクションで提起される。⁸¹

方式審査では、審査官が提出された書類 [様式、明細書、特許請求の範囲、要約および図面／工業意匠の図面および記述書] を精査し、これらの書類が実施規則に沿っているかどうかを確認する。特許明細書／図面の条件および具体的方式要件は次の通りである。

● 特許出願書の記入条件⁸²

出願書に必要な事項を明確に記入するとともに、発明の名称、出願人の氏名および住所、発明者の氏名および住所、代理人がいる場合はその氏名および住所、ならびに優先権および開示に関する情報を記入しなければならない。

● 特許明細書の一般的条件⁸³

- 明細書は、次の順序で次の内容を含んでいなければならない。
 - 「要約」、「詳細な説明」、「特許請求の範囲」および「図面」
- 要約、詳細な説明および特許請求の範囲は、図面を含んでいてはならない。表がある場合は、明細書中の詳細な説明に含めなければならない。
- 測定値はメートル法によるものとし、温度は摂氏とする。図面および図表は、発明を完全かつ明確に理解するために必要であれば、[JPEGフォーマットで別途]添付しなければならない。
- 明細書には、イスラム法または公共道徳に反する言明または図表を含めることができない。
- 明細書には、製品の広告、製造方法、他の製品もしくは製造方法を貶める言明、または発明を理解するうえで適切もしくは必要でない言葉もしくは文章を含めることができない。従前の産業技術との比較は、当該技術を貶めるものとみなされないことがある。
- 実施規則第12条に従って明細書のアラビア語翻訳を作成し、提出するべきである。

⁸⁰特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第10(6)条

⁸¹特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第12条

理事会は、登録された出願を方式の観点から審査するものとする。審査の結果、法律で規定された条件のうちの一つかが満たされていないと思われる場合、理事会は、出願人に対し、通知日から最大90日以内にそれらを満たすよう指示することができる。出願人が当該期間内に要請事項を満たさなかった場合、その出願はなされなかったものとみなされる。

⁸²特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第10条

⁸³特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第11条

● 特許要約の条件⁸⁴

- 要約は、発明の主な構成要素の簡単な説明およびその主たる用途のほかに技術分野を含んでいなければならない。その長さは半ページを超えてはならず、例外的な場合でも1ページを超えてはならない。
- 図面がある場合は、要約の中で、発明を描いた図を参照しなければならない。要約の末尾に図の番号を記載しなければならない。要約の中で同図の構成要素が参照されており、これらの構成要素を識別するために同図で番号または文字が使用されている場合は、要約の本文中に、当該番号または文字をカッコ書きしなければならない。

● 特許の詳細な説明の条件⁸⁵

詳細な説明は、次の各部を整然と含んでいなければならない。

- 発明の背景：これは、発明の技術分野、発明者が承知している書類を含む先行技術の説明、および発明が克服しようとしている先行技術に関する問題点を含んでいなければならない。
- 発明の一般的説明：これは、先行技術と比べた場合の発明の長所、克服しようとしている難点や問題点、および発明の目的を示さなければならない。
- 図面の簡単な説明：これは、図面がある場合に、図面およびその各部の簡単な説明を含んでいなければならない。
- 詳細な説明：これは、発明の詳細な説明、その産業利用の方法、発明者が承知している発明の最善実施法、添付図面への詳細な参照、および遺伝子配列 [ある場合] を電子形式で含んでいなければならない。

方式報告書への応答

出願人には、審査官の異議に応じる期間として、通知日から90日の期間が与えられる。⁸⁶ 明細書/図面 [ある場合] および作成済み書類 [ある場合] の修正は、公式手数料の支払いと合わせて、SAIP ポータルにオンラインで提出するべきである。手続を完了するには、英語およびアラビア語による校正・補正後のクリーン版の書類を提出しなければならない。

出願人の請求により、30日間の延長が認められる。所定の期限内にこの方式審査報告書への応答書が提出されなかった場合には、特許出願は無効とみなされる。

● 拒絶と不服申立て

出願人が方式審査報告書およびサウジ特許法による方式的要件を満たさない場合、当局が拒絶理由を記した決定書を発行し、出願人にその旨通知する⁸⁷。

出願人は、SAIPの拒絶通知に対し、法律第36条に従って、SAIPポータル経由でSAIP委員会⁸⁸に不服を申し立てることができる。

⁸⁴特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第13条

⁸⁵特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第14条

⁸⁶特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第36条

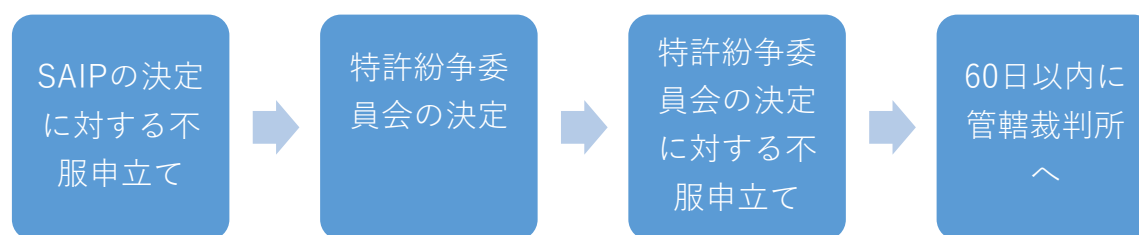
⁸⁷特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第14(b)条

SAIP は、あらゆる裏付け書類と委任状を含む不服申立てガイドを提供している。書類は全て、アラビア語に正式に翻訳しなければならない。⁸⁹

不服申立てのプロセス⁹⁰

- SAIP プラットフォーム経由で不服を申し立てる。
- 委員会の事務総局が原告の不服申立てを受理・審査し、事件登録に必要な書類が揃っていることを確認したうえで、出願を審査する。
- 事件を特許解決委員会に提示して解決を求める。
- 委員会の決定を、委員会の事務総局経由で関係者に通知する。
- 法定不服申立て期限（60 日）の経過により決定が確定したことを確認する。
- 委員会の決定に実施用最終版を追加する。
- 委員会の決定に対する不服申立てがなされた場合は、管轄裁判所に訴えることができる。

特許決定に対する不服の処理手順



🚦 公開・実体審査手数料の支払い

SAIP は、方式審査合格後、公開⁹¹・実体審査手数料の支払い通知を発行し、出願人は、通知日から 3 カ月以内にこの支払いを行うことができる。この手数料が所定の期限内に支払われなかった場合、特許出願は失効する。

当該通知は通常、方式審査報告書への応答書 [ある場合] の提出日から 1～5 週間以内に届くが、遅れる可能性もある。

- 🚦 **自発的補正**：出願人は、所定の公式手数料と合わせて、提出済みの原出願の範囲内で、明細書／特許請求の範囲に対する自発的補正書を提出することができる。⁹²これらの補正書 [ある場合] は、補正後の書類が実体審査に付されるよう、審査手数料の支払いの前／同時に提出することが推奨される。

⁸⁸ <https://www.saip.gov.sa/en/services/288/>

⁸⁹ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-11/%D9%85%D8%AA%D8%B7%D9%84%D8%A8%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%82%D8%A7%D9%85%D8%A9%20%D8%AF%D8%B9%D9%88%D9%89.pdf>

⁹⁰ <https://www.saip.gov.sa/en/services/288/>

⁹¹特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 11 条

⁹²特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 9 条

- **特許審査ハイウェイ（PPH）**：これは、特許出願審査を迅速化するために開始されたワークシェアリングの取り組みの一つである。この取り決めにより、特許庁は、特許審査官が他の特許庁の作業成果を利用できる場合、特許出願人が国内段階における処理の迅速化を請求することを認めることができる。現在、サウジアラビア特許庁は、米国特許庁（USPTO）、韓国特許庁（KIPO）、日本特許庁（JPO）⁹³および中国国家知識産権局（CNIPA）⁹⁴と PPH 協定を結んでいる。PPH の申請は、特許出願の実体審査が始まる前に行うべきである。現在、サウジアラビア特許庁は、物理学、土木、機械および冶金の専門分野における特許出願についてのみ、PPH の申請を受け付けている。

実体審査

特許出願は、公開・実体審査手数料の支払いがあり次第、実体審査に付される。⁹⁵実体審査報告書は通常、公開・実体審査手数料の支払い日から1～4カ月以内に届くが、遅れる可能性もある。

審査官は、特許出願の明細書および特許請求の範囲を精査し、新規性、進歩性および産業上の利用可能性の要件が満たされているか確認する。また、実施規則第 [11～16] 条に記載された形式と要件も詳細に精査される。

● 実体審査報告書への応答

実体審査が完了すると、異議および審査官のコメントを記載した審査報告書が発行される。出願人には、審査官の異議に応じる期間として、通知日から3カ月の期間が与えられる。明細書／図面 [ある場合] の校正・修正後のクリーン版および審査官の異議に対する主張は、公式手数料の支払いと合わせて、SAIP ポータルにアップロードするべきである。手続を完了するには、当該書類の英語版およびアラビア語版を提出しなければならない。

出願人の請求により、30 日間の延長が認められる。所定の期限内にこの実体審査報告書への応答書が提出されなかった場合には、特許出願は拒絶される。

出願人が主張／補正を行える機会は計2回あり、3回目の審査報告書が特許庁の最終決定となる。⁹⁶以後出願人は、特許委員会に不服を申し立てることができ、委員会によって出願の再審査が行われる。

97

⁹³ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/Guideline_Procedures-to-file-a-request-to-the-Saip%20%281%29.pdf & <https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html>

⁹⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/patent-short-path/>

⁹⁵特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 13 条

⁹⁶特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 14 条

⁹⁷特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 35～39 条

その他の登録前規定

- **分割出願：**出願人は、特許出願を複数の出願に分割することができるが、そのいずれも原出願の開示内容から逸脱してはならない。⁹⁸ただし、そのような分割出願の請求は、特許庁から最終決定が出される前に行うべきである。
- **対応する付与済み特許：**サウジ特許審査官は、米国、欧州、日本、中国など他の法域で許可／付与された特許請求の範囲を承諾する傾向が強い。
- **取り下げ：**出願人は、最終決定前であればいつでも出願を取り下げることができる。ただし、特許庁に支払い済みの公式手数料は払い戻されない。⁹⁹
- **回復：**出願人が所定期間内に要件を満たさなかったためにその出願が拒絶／失効した場合、出願人は出願回復請求を行うことができる。この請求は、要件不満足の妥当な理由および規定の公式手数料と合わせて提出するべきである。当局は、請求が受理された場合は出願人に通知しなければならないが、また、要件を満足するための追加的期間を与えることができる。ただし、当局が提出された請求を拒絶した場合は出願人に通知しなければならないが、出願人は、規定の期間内に拒絶決定に関するコメントを提出することができる。¹⁰⁰

3.1.4.5 全登録プロセスの所要期間

サウジアラビアにおける特許の出願から登録までの全プロセスは、少なくとも2～3年かかる。

⁹⁸特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 46 条

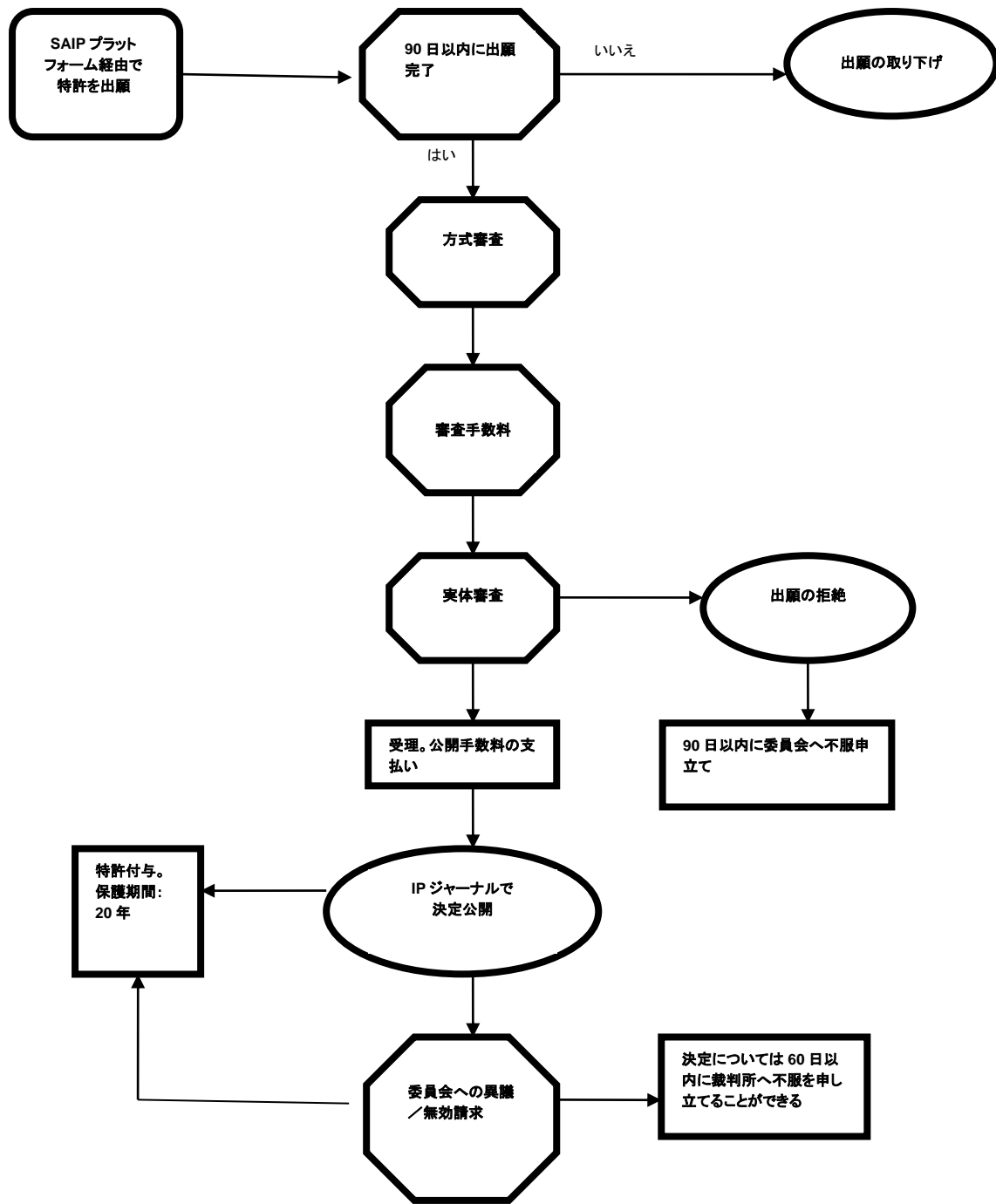
⁹⁹特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 15 条

¹⁰⁰特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第 49 条

特許の登録／出願手続プロセスのまとめ



特許プロセス図



3.1.5 登録後

受理と付与

特許出願は、所定の条件を満たしていれば付与に進む。¹⁰¹出願人に対し通知日から3カ月以内の付与・公開手数料の支払いを求める受理通知が SAIP から発行される。この手数料が所定の期限内に支払われなかった場合、出願は失効する。

サウジアラビア特許庁は現在、付与に係る出願人、発明者／意匠创作者の詳細、明細書、特許請求の範囲、要約、図面／意匠表示が記載されたアラビア語の付与証明書のソフトコピーのみ発行している。

3.1.5.1 登録手数料

SAIP の特許サービス要覧、所要期間および手数料¹⁰²

サービス	実行期間	個人の手数料 (リヤル)	企業の手数料 (リヤル)
特許出願	即時	400 (約 1 万 4,000 円)	800 (約 2 万 8,000 円)
出願の補正または追加	1～3 日	100 (約 3,500 円)	200 (約 7,000 円)
発明者または出願人の氏名変更申請	1～3 日	N/A	N/A
権利放棄書追加の申請	即時	N/A	N/A
優先権書類追加の申請	1～3 日	N/A	N/A
代理人の追加／変更／取消しの申請	1～3 日	N/A	N/A
出願の取り下げ	1～3 日	N/A	N/A
保護書類の再発行	1～3 日	N/A	N/A
年間手数料の支払い	即時	年間手数料一覧表	年間手数料一覧表
期間延長	1～3 日	300 (約 1 万 500 円)	600 (約 2 万 1,000 円)
出願プロセスの再開	1～10 日	1,000 (約 3 万 5,000 円)	2,000 (約 7 万円)
優先権の訂正または追加の請求	1～10 日	400 (約 1 万 4,000 円)	800 (約 2 万 8,000 円)
実施権	1～10 日	400 (約 1 万 4,000 円)	800 (約 2 万 8,000 円)
強制実施権	1～5 日	4,000 (約 14 万円)	8,000 (約 28 万円)
出願の迅速審査	2 カ月	1,000 (約 3 万 5,000 円)	5,000 (約 17 万 5,000 円)

¹⁰¹特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 14(a)条

¹⁰² <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/239/#services>

訴訟の和解	主観的	N/A	N/A
終局判決の執行	10 日	N/A	N/A
PCT*	1～5 日	1,337 米ドル (国際出願)	245～1,950 米ドル (調査手数料)
回復手続	3 日	1,000 (約 3 万 5,000 円)	2,000 (約 7 万円)
迅速審査**	2～12 カ月	N/A	N/A
共同調査プログラム***	6 カ月	N/A	N/A

注：

*特許協力条約（PCT）は、出願人が特許に基づき国際的に発明の特許保護を得るのに役立ち、特許庁が特許付与の決定をするうえで役立つとともに、技術情報へのパブリックアクセスを促進する。

**特許出願の迅速審査（PPH）特許審査ハイウェイ

***共同調査プログラム（CSP）：CSP 協定に基づく韓国特許庁と SAIP と間の共同調査に貢献するプログラム

サウジ市場における出願から登録まで（すなわち、オフィスアクションを伴わない端的な出願）の専門家手数料は、約（1,000～2,500 米ドル）である。当該費用は、市場の状況、代理人、経費などによって変わる。

3.1.5.2 年間手数料

特許出願を有効にしておくために、その有効期間が満了するまで年間手数料を支払うべきである。この手数料は、出願日の翌年から毎年初めに支払わなければならない。

出願人または保護書類の所有者は、支払い期日から最大 3 カ月以内に手数料を支払わなかった場合には、2 倍の額を支払わなければならない。注意喚起を受けたにもかかわらず、最初の 3 カ月間の満了後の 3 カ月間に同額を支払わなかった場合は、出願または保護書類は無効になり、この事実が登録簿に記録され、官報で公表される。

法律第 18 条によれば、出願人は、保護書類の交付を受けないで 3 年分の所要手数料を支払った場合、保護書類の交付決定が発行されるまでの間、以後の各年度の手数料の支払いを延期することができることを強調しておくことが重要である。

年度	個人（リヤル）	企業（リヤル）
1 年目	250（約 8,750 円）	500（約 1 万 7,500 円）
2 年目	500（約 1 万 7,500 円）	1,000（約 3 万 5,000 円）
3 年目	750（約 2 万 6,250 円）	1,500（約 5 万 2,500 円）
4 年目	1,000（約 3 万 5,000 円）	2,000（約 7 万円）
5 年目	1,250（約 4 万 3,750 円）	2,500（約 8 万 7,500 円）
6 年目	1,500（約 5 万 2,500 円）	3,000（約 10 万 5,000 円）
7 年目	1,750（約 6 万 1,250 円）	3,500（約 12 万 2,500 円）

8年目	2,000 (約7万円)	4,000 (約14万円)
9年目	2,250 (約7万8,750円)	4,500 (約15万7,500円)
10年目	2,500 (約8万7,500円)	5,000 (約17万5,000円)
11年目	2,750 (約9万6,250円)	5,500 (約19万2,500円)
12年目	3,000 (約10万5,000円)	6,000 (約21万円)
13年目	3,250 (約11万3,750円)	6,500 (約22万7,500円)
14年目	3,500 (約12万2,500円)	7,000 (約24万5,000円)
15年目	3,750 (約13万1,250円)	7,500 (約26万2,500円)
16年目	4,000 (約14万円)	8,000 (約28万円)
17年目	4,250 (約14万8,750円)	8,500 (約29万7,500円)
18年目	4,500 (約15万7,500円)	9,000 (約31万5,000円)
19年目	4,750 (約16万6,250円)	9,500 (約33万2,500円)
20年目	5,000 (約17万5,000円)	1万 (約35万円)

3.1.5.3 権利者の権利

特許とは発明に対して付与される独占的権利であり、発明の所有者に、一般的に出願日から20年間、他の者による発明の考案、使用、流通、輸入または販売を排除する法的権利を与えるものである。

3.1.5.4 実施許諾

権利所有者は、実施行為の全部または一部を行うための実施権を他の者に与えることができる。実施許諾契約は、所定の手数料が支払われ、SAIPの記録に登録されない限り、第三者に対する対抗力を有さない。実施許諾契約に別段の定めがない限り、この実施許諾によって、所有者が自ら対象物を実施できなくなる、あるいは、同一の保護対象物について別の実施権を付与することができなくなることはない¹⁰³。

実施権は、実施権者に、全保護期間を通じて、王国全土において、保護対象物に関連するあらゆる行為をなし、所有者に付与された全ての特権を享受する権利を与えるものである。ただし、実施許諾契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。実施権者は、実施許諾契約に明示的な定めがない限り、保護書類の所有者から許諾された権利および特権を譲渡してはならない¹⁰⁴。

法律第22条によれば、SAIPは、保護書類上の権利の濫用または競争もしくは技術の取得およびその普及への他の悪影響を防止するために、実施許諾契約の当事者に契約の修正を指示することができる。

¹⁰³特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第21条

¹⁰⁴特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第23条

- **強制実施許諾¹⁰⁵**

1：特許の強制実施許諾の申請に関する規則および手続

特別規則

- **政府による使用を目的とした強制実施許諾の申請に関する規則および手続**

－申請者は、特許で保護された特定製品または製品製造法に関する強制実施権を当局に申請することを求められる。

－当局は、強制実施権申請を精査・検討して、実施権申請の目的が公的であること、特に以下に該当することを証明する必要条件の存在を確認する。

- セキュリティ、衛生、栄養または国家経済の他の重要部門の発展
- 緊急事態または他のやむを得ない状況に対応するものであること
- その狙いが公共の非営利的な目的であること

実施規則第（52）条により：政府機関が発明を実施するために行う強制実施権申請は、公益的な正当化事由を記載していなければならない。当該正当化事由は、実施権付与決定書に記載しなければならない。

B－民間部門による使用を目的とした強制実施許諾の申請に関する規則および手続

－申請者は、特許で保護された特定製品または製品製造法に関する強制実施権を当局に申請することを求められる。

－申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1- 申請は、特許出願日から4年が経過した時点または特許付与日から3年が経過した時点のうちいずれか遅い方の時点以降にしなければならない。
- 2- 強制実施許諾の申請者は、保護書類の所有者がその発明を実施していないこと、または不十分な方法で実施していることを証明しなければならない。ただし、正当な免除事由をもって正当化する場合はこの限りではない。
- 3- 強制実施権の申請者は、合理的な取引条件と合理的な金銭対価に基づく約定実施権を取得するよう－相当の期間にわたって－努力したことを証明しなければならない。

一般規則

1. 当局は、強制実施権申請を精査・検討して、必要条件の存在を確認する。
2. 当局は、申請者に強制実施権付与決定書を発行する。
3. 実施権者は、特許製品の実施開始に必要な実施権を取得するための関連権限を精査する義務を負う。
4. 特許所有者に強制実施権決定の通知をしなければならない。
5. 特許所有者に公正な対価を認めるとともに、実施権者はその支払いを約束する。6. 当事者間で対価の額について合意できない場合、特許所有者は、特許請求検討委員会（管轄部局）に付託して対価を申請する権利を有する。

¹⁰⁵ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-06/COMPULSORY%20LICENSING%20OF%20PATENTS_0.pdf

2：特許の強制実施許諾の申請に関する一般規定

1. 強制実施権は、王国の地理的範囲を対象とする。
2. 強制実施権の存続期間については、その付与の目的に応じて、実施権の範囲と期間を指定する。実施権の付与目的である状況が消滅し、それらが再度発生する可能性がない場合は、実施権者の法的利益を十分に考慮したうえで実施権を終了させることができる。
3. 実施権は、被許諾者の独占的なものであってはならない。
4. 強制実施権の受益者は、当該実施権を他の者に譲渡することができない。ただし、その譲渡が、実施権またはそのグッドウィルから利益を得る企業の全部または一部を含んでいる場合はこの限りではない。譲渡は当局の承認を要する。承認のない譲渡は無効とする。当局がそのような譲渡を承認した場合、譲受人は、譲渡承認以前に第一受益者が負っていた義務について責任を負うことになる。
5. 当局は、必要に応じて、強制実施権付与決定を修正することができる。保護書類の所有者または強制実施権の受益者は、修正の必要条件が満たされていれば、当局に対してこの修正を行うよう申請することができる。当局による実施権修正の決定または申請却下の決定の理由を明記しなければならない。
6. 保護書類の放棄は、強制実施権の場合にあっては、実施権受益者の同意書または当該放棄を正当化するやむを得ない状況が存在する証拠がある場合にのみ認められる。この放棄は登録され官報で公表されるが、公表日を除き第三者に対する効力を有さない。
7. 強制実施権の受益者は、当局に書面で申請したうえで実施権を放棄することができる。ただし、放棄の影響が当局の承認日から発生することが条件である。
8. 強制実施権の申請者は、実施権申請時に所要の手数料を支払わなければならない。
9. 当該特許が顕著な経済的価値を有する重大な技術的進歩を伴うものであって、他の特許の実施を要するものである場合、当局は、保護書類の所有者に対し、当該他の特許の強制実施権を付与することができる。そのような場合、強制実施権は、当該他の特許が譲渡されない限り譲渡してはならない。当該他の特許の所有者は、強制実施権者から合理的な条件でカウンターライセンスを得ることができる。

3：特許の強制実施権の取消し

- A. 実施権の受益者が、実施権付与から2年以内に（同じ期間だけ更新可能）、王国の必要性を満たす仕方では実施をしなかった場合であって、正当な事由があることが証明された場合
- B. 強制実施権の受益者が、支払い期日から90日以内に、保護書類の所有者が受け取る権利を有する対価を含め、支払うべき手数料を支払わなかった場合
- C. 強制実施権の受益者が、実施権の付与に必要ないずれかの条件を遵守しなかった場合

4：特許の強制実施権付与に対応する金額：強制実施権の付与は、特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の規定による等価額を有する。

● 無効／取消し訴訟

利害関係者は、特許付与決定に対する無効訴訟を委員会に提起し、付与された特許の全部または一部の取消しを求めることができる。¹⁰⁶実施規則第48条によれば、無効請求の根拠は、特許登録条件に

¹⁰⁶特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第32条

関する法規違反、特許性のない対象物、または特許出願における詳細な説明の提供に関する条項の不遵守である。

3.1.5.5 登録更新

20年の特許保護期間を延長することはできない。

3.1.6 権利行使

保護された対象物を実施する行為であって王国の在住者が所有者の同意書なしに行うものは、保護対象物の侵害であるとみなされる。

権利所有者は、その同意なしに王国内でその発明を実施することによりその発明を侵害する者を特許委員会に訴えることができる。法律第 47 条によれば、発明の実施とみなされる場合は次の通りである。

- a) 発明が製品である場合：その製造、販売、販売の申し出、使用もしくは保管またはこれらのいずれかの目的のための輸入
- b) 発明がプロセスである場合：このプロセスを用いることにより直接得られる製品について、プロセスを使用すること、または前項の行為のいずれかをなすこと

被告人が自らの産業上および商業上の秘密を保護する正当な利益を条件として、侵害の主張に係る特許対象物が特定製品の製造プロセスである場合、被告人は、法律第 48 条により、次の二つのいずれか一つの条件が満たされるときは、権利所有者の同意なしにこのプロセスによって同一製品が製造されたことがないことを証明しなければならない。

- a) 特許対象の産業プロセスを通じて得られる製品が新しい製品である場合
- b) 特許対象の産業プロセスを通じて同一製品が製造された蓋然性が相当程度あり、保護書類の所有者が、この点について相当の努力をしたにもかかわらず、実際に使用された方法を確定することができなかった場合

保護の例外

権利所有者は、他の者が科学研究に関連する非営利的活動においてその発明を実施することを妨げてはならない。

また、法第 (51) 条では、次の行為は特許侵害とみなされないことが規定されている。

- 他のパリ同盟加盟国の船上で特許対象たる手段を使用する行為であって、当該船舶の本体または機械、設備その他の部分のいずれかで使用されるかを問わず、船舶が王国の領海に一時的または偶発的に入った時点の行為。ただし、当該使用は、船舶の必要性に限定される。
- 他のパリ同盟加盟国に属する航空機もしくは陸上車輛またはその予備部品の建設または運転において特許対象たる設備を使用する行為であって、当該航空機または陸上車輛が王国に一時的または偶発的に入った時点の行為

3.1.6.1 執行機関

特許紛争委員会

特許紛争委員会は、あらゆる紛争、保護書類に関する決定に対する不服申立て、ならびに特許制度、集積回路の回路配置、植物種および工業意匠の規定違反に起因する刑事訴訟を管轄する機関である。同委員会は、18/01/1444H 付閣僚会議決定第 60 号に基づき設立され、法務専門の委員 3 名と技術専門の委員 2 名で構成されている。

委員会は保護書類に関するあらゆる紛争および決定の不服申立てを審議する管轄権を有している。これには次の事項が含まれる。

1. 保護書類申請の拒絶決定に対する不服
2. 保護書類の取消し
3. 保護申請書または書類の譲渡
4. 保護書類取消し決定に対する不服申立て¹⁰⁷

委員会が不服申立てを却下した場合、申請者は、通知日から 60 日以内に裁判所に訴える権利を有する¹⁰⁸。

3.1.6.2 IP 保護に関する司法制度と裁判所

サウジアラビアの国内 IP 環境については、過去数年の間に、知的財産権とその行使の強化につながる重要かつ建設的な変化が数多く実施されている。これらの変更の主な目的の一つは、知的財産権保護の国際的側面に追従すること、中東・北アフリカ (MENA) におけるトップクラスの IP ハブになることである。サウジアラビアは、世界の 5 大知的財産庁である五庁 (IP5) を含む様々な国際パートナーと数多くの協力協定を結ぶとともに、数多くの国際協定に参加している。SAIP は、商標および著作権の侵害に対する執行において中心的な役割を果たしており、王国内の政府機関を横断してより広範に知的財産権行使を調整する専門委員会を創設している。

知的財産 (IP) に関する紛争と不服申立ての管轄は、行政から商事裁判所へ移管された。この措置は、司法制度の改良を促進するための重要な改革の取り組みである。商事裁判所法は、デジタルトランスフォーメーションに対応するとともに、迅速な決定を可能にし、制度的方法論を確立している¹⁰⁹。さらに、商事裁判所法の実施規則は、商事司法や迅速な決定を向上させ、サウジアラビアの事業環境を促進することを目的とする手続と管理措置を含んでいる。

商事裁判所法によれば、サウジアラビアの商事裁判所はあらゆる IP 紛争について裁判管轄を有しており¹¹⁰、専門 IP 巡回区を規定している。裁判官は、そのような事件の審判について訓練を受けている。¹¹¹したがって、知的財産事案に関する法律事件のほか、拒絶に対する不服申立ておよび行政裁判所 (または苦情処理委員会) に提起済みの取消し訴訟も、現在では商事裁判所に提起しなければならない。

¹⁰⁷ <https://www.saip.gov.sa/en/committees-secretariat/1412/>

¹⁰⁸ 特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 37 条

¹⁰⁹ <https://portaleservices.moj.gov.sa/Downloads/MOJ5E.pdf>

¹¹⁰ <https://laws.boe.gov.sa/BoeLaws/Laws/LawDetails/38334008-3b70-4c6c-b3af-aba3016a8061/1>

¹¹¹ <https://portaleservices.moj.gov.sa/Downloads/MOJ5E.pdf>、43 ページ

- 商事裁判所の概要

サウジアラビアの商事裁判所は、第一審裁判所と考えられる。サウジアラビアには計7つの商事裁判所があり、リヤド、ジッダ、マッカ、メディナ、ダンマーム、ブライダーおよびアブハーにある。商事裁判所には知的財産専門巡回区があり、通常、3名の裁判官で構成されている。

商事裁判所の判決については、利害関係者が判決を受け取ってから30日以内に、控訴裁判所に不服を申し立てることができる。

控訴裁判所の判決に対して上訴する権利は限定的である。サウジアラビアの高等裁判所、すなわち「最高裁判所」は、法律の解釈とその適切な執行を監督する高等裁判機関であるため、そこに上訴することはできない。この裁判所では、商事裁判所法第88条に規定されている通り、訴訟当事者は、法律違反や適用または解釈の誤りといった法律上の論点に限り不服を申し立てることができる。同条の規定は次の通りである。

「最高裁判所の商事巡回区は、上訴の対象が以下の項目に該当する場合に、控訴裁判所の判決および決定に係る上訴を審査する管轄権を有するものとする。

1. イスラム法もしくは法律の規定に係る違反、適用の誤りもしくは解釈の誤り、または最高裁判所の裁判原則に対する違反、
2. 管轄権のない裁判所による判決、または法律に従って適切に組織されていない裁判所による判決、
3. 事件の特性分析または記述の誤り、および
4. 従前の判決とは逆の方向で紛争を終結させた判決であって、同一の当事者に関わるもの」

- 出訴期限

商事裁判所法（勅令第M/93号）は、2020年6月16日から有効である。同法は、特に、商事訴訟の当事者が裁判所に訴えを提起できる期限を5年と定めており、これは侵害訴訟に適用される。

商事裁判所法（勅令第M/93号）の第24条は、次の通り定めている。「具体的規定がない場合、商事裁判所の管轄に属する請求の出訴期限は、被告人が当該請求を確認するか、原告が妥当な正当事由を裁判所に提示しない限り、訴因発生日から**5年**とする。

- 訴訟代理人

サウジアラビアの裁判所では、正当な権限を有する弁護士が訴訟当事者を代理することができる。サウジアラビア国民でない当事者については、署名入りの委任状が必要となる。

- 訴訟手続の言語

言語の選択肢はなく、訴訟手続は全てアラビア語（すなわちサウジアラビアの公用語）で行われるべきである。アラビア語以外の言語で書かれた書類については、検討対象となるためには必ず、認証済みアラビア語翻訳が必要である。

- 侵害訴訟の所要期間

侵害訴訟は通常、約1年ほど続く。一般的に、侵害訴訟の所要期間は事件ごとに異なる。

- 訴訟費用

予想される当事者負担費用は、裁判所における訴訟行為については1万米ドル～2万5,000米ドルである。一部の複雑な事件においては、2倍の額になるかもしれない。

なお、裁判所が訴訟費用／弁護士費用を認めることはない。裁判所が認めるのは裁判所の手数料だけである。

3.1.6.3 救済手段

第34条によれば、委員会は、所有者および利害関係者の請求により、必要な損害賠償金の支払いのほかに侵害を未然に防ぐための差止命令を認めるが、10万リヤル（約350万円）を超えない罰金を侵害者に課することができる。再犯の場合、罰金最高額は2倍となる。

侵害が禁固刑を要請すると委員会が判断した場合、侵害者は、初めから、苦情処理委員会／控訴裁判所に付託される。委員会は、侵害による損害を未然に防止するために必要と考える迅速な措置を講じることができる。この場合、委員会の決定は、決定対象の当事者の費用において官報および日刊新聞2紙で公表しなければならない。本条の規定は、他の法律で規定されているより重い刑罰についても、実体的効果をもつことなく適用される。

特許委員会の決定については、60日以内に管轄裁判所（すなわち商事裁判所）に不服を申し立てることができることを強調しておくことが重要である¹¹²。

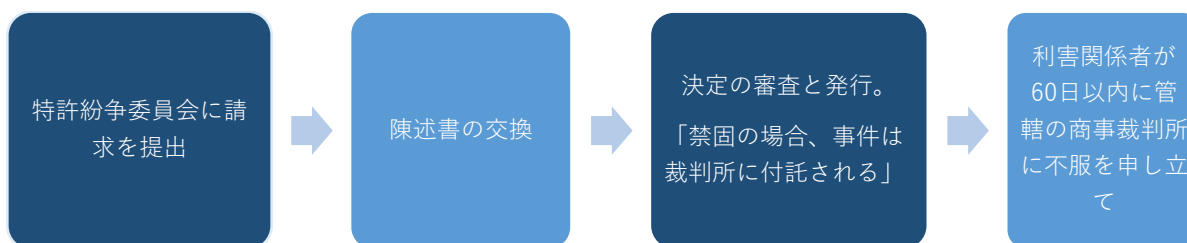
また、第61条は次のように定めている。「本法第34条の規定を損なうことなく、本法の規定のいずれかに違反した当事者は、5万リヤル（約175万円）を超えない罰金に処するものとし、再犯の場合、その上限を2倍にする。」

¹¹² <https://www.saip.gov.sa/committees-secretariat/1412/>

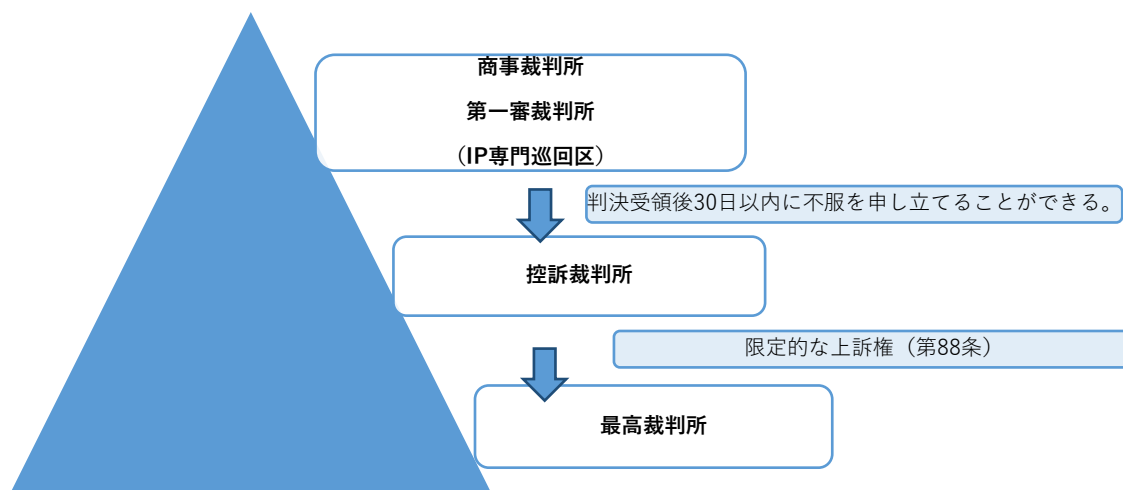
3.1.6.4 救済手段のまとめ

サウジアラビアで利用することのできる特許侵害に対する救済手段	
差止命令	利用可能
損害賠償金	損害賠償金は、現実の定量化可能な額にするべきであり、推計に基づくべきでない。当該損害賠償金の証拠を提出しなければならない。
罰金	最大 10 万リヤル（約 350 万円）の罰金。再犯の場合は2倍になることがある。
侵害品の廃棄	利用可能
判決の公表	決定対象の当事者の費用において官報および日刊新聞 2 紙で公表
刑事訴訟手続	禁固がありうる。苦情処理委員会／裁判所への付託を含む。
国境留置	利用可能
その他	侵害による損害を未然に防止するために必要と考えられる他の迅速な措置

3.1.6.5 権利行使プロセスのフロー図



■ IP 関連訴訟に関する商事裁判所の管轄権



3.2 実用新案

実用新案の保護は、サウジアラビアの IP 法令では規定されていない。サウジ知的財産当局「SAIP」は「実用新案規則」の草案を提示しているが、その狙いは、ユーティリティイノベーションまたはミニ特許とも呼ばれる実用新案の保護である。当該規則案は、2020 年から未決のままである¹¹³。

上記の SAIP 主導による「実用新案規則」の起草は、9/14/1439 付閣僚会議決定第（496）号に基づく SAIP の業務と管轄によるものである。同決定の第（3）条によれば、SAIP は、王国の知的財産分野を組織し、支援し、発展させ、後援し、保護することをその目標とし、この目的のために、知的財産権に関連する法律および規則を提案し、権利を登録・保護し、さらには権利を執行する権利を有する。¹¹⁴

• 実用新案保護の重要性

実用新案は、特に軽微または小規模のイノベーションに対する、特許に準じる一種の保護として適切であると考えられている。実用新案は、特許と同様に、保護された発明を他の者が権利者の同意なしに商業利用することを防止する限定的な独占権を付与することにより、新しい技術発明を保護する。他方、実用新案は比較的安価で取得しやすい。

SAIP は、規則案において、当該規則の導入理由として、実用新案は取得要件が特許よりも緩やかであることを明記している。「**進歩性**」または「**非自明性**」の基準が特許よりも**低い**か、全く**存在せず**、「**新規性**」の要件は**ローカルレベル**でのみ適用することができる。実際、実用新案保護は、特許性基準を満たさないかもしれない、どちらかといえば漸進的な性格を持つイノベーションについて求められることが多い¹¹⁵。

3.2.1 定義

「実用新案規則」の草案は、実用新案を「得られたアイデアであって、その実用性、能力または効率を高める技術改良を伴うもの」と定義している。

3.2.2 要件

1) 実用新案が新規のものであり、技術改良を伴い、産業上利用可能である場合に、実用新案登録証が交付される。

¹¹³ <https://www.saip.gov.sa/public-visuals/468/>

¹¹⁴ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-01/%D8%AA%D9%86%D8%B8%D9%8A%D9%85%20%D8%A7%D9%84%D9%87%D9%8A%D9%8A%D9%94%D8%A9%20%D8%A8%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%95%D9%86%D8%AC%D9%84%D9%8A%D8%B2%D9%8A.pdf>

¹¹⁵ https://www.wipo.int/patents/en/topics/utility_models.html#:~:text=In%20other%20words%2C%20in%20general,a%20utility%20mode%20is%20granted.

2) 実用新案の商業的利用がイスラム法または公共道徳に反する場合、生命、人間、動物もしくは植物の健康にとって有害である場合、または環境に対して重大な損害を与える場合には、実用新案登録証は交付されない。

2- 産業プロセス、化学的発明、医薬品または薬草の調剤品、およびバイオテクノロジーに関連する発明については、実用新案登録証は交付されない。

規則案第7条は、次の通り各保護条件を説明していることを強調しておくことが重要である。

- 1- a) 実用新案は、先行技術がなければ新規である。先行技術とは、実用新案出願日または優先日以前に、書面もしくは口頭、使用、または実用新案の知識が得られる他の手段によっていずれかの場所で一般に利用可能となったもの全てをいう。現出願の日以前に SAIP に提出された実用新案登録証申請に含まれる実用新案の説明も、先行技術の定義に該当する。
b) 実用新案の一般開示は、優先期間中に行われた場合には考慮されない。
- 2- 実用新案が検知される事例のうち先行技術の定義に該当しないものは、次の通りである。
 - A- 出願人またはその前権利者に対する恣意的行為のために、開示が出願日または優先権申請日の前6カ月以内に行われた場合
 - b- その開示が、いずれかのパリ同盟加盟国の公認国際展示会における展示の結果として行われた場合であって、実用新案出願の前6カ月間に行われた場合
- 3- 実用新案は、出願日または優先日以降の実用新案分野または実用新案データベースにおける先行技術と比べて発展した点を含んでいる場合に、技術改良を伴うものであるとみなされる。
- 4- 実用新案は、手工業を含む任意の工業分野、農業分野または採取分野において製造または利用できる場合に、産業上利用可能なものであるとみなされる。

● 実用新案保護の例外

規則案第8条に規定されている通り、同規則の規定の適用に際しては、次のものは実用新案とみなされない。

- 1- 発見、科学理論または数学的手法
- 2- コンピュータプログラムまたは表示情報
- 3- 事業計画、規則および方法、純粹な精神活動または競技
- 4- 植物および動物（その部分または構成要素を含む）ならびに植物または動物の生産に使用される
－ 概ね生物学的な－ プロセス
- 5- 微生物学
- 6- 遺伝子および幹細胞を含む、自然界で発見された物質
- 7- 既知の物質もしくは調剤品の新しい性質もしくは新しい用途の発見、または既知のプロセスの利用。ただし、これらのプロセスが新しい製品をもたらすものである場合はこの限りではない。
- 8- その構成要素または物質の生産プロセスの特性のみを組み合わせた結果得られた物質
- 9- 人体または動物体の外科的治療法または療法、および人体または動物体に適用される病气診断法。これらの方法のいずれかで使用される製品、特に材料または化合物は、これから除外される。

3.2.3 保護期間

実用新案登録証の保護期間は、規則案第 28 条に規定されている通り、出願日から 10 年である。

3.2.4 出願／登録手続

3.2.4.1 出願先

サウジアラビアでは、法律／規則が未決のままであるため、現時点では実用新案の出願ができない。ただし、規則案によれば、実用新案出願は、SAIP プラットフォーム経由で電子的に行わなければならない。

3.2.4.2 出願資格

権利所有者は、実用新案登録証の交付を受けた者またはその所有権の譲渡先である。実用新案は、有償または無償で譲渡することができるとともに、相続によっても移転する。

実用新案が複数名による共同成果物である場合、それらの者の間に別段の合意がない限り、全ての者が平等に権利を有する。ある者が実用新案に貢献しておらず、その努力が実用新案の実施支援に限定される場合、その者は権利所有者とみなされない。

複数名が同じ実用新案をそれぞれ独立して考案した場合、その実用新案は、先行して出願した者に属する¹¹⁶。

3.2.4.3 出願要件

- 1- 実用新案出願は、その目的のために準備された様式により、電子的手段または SAIP の指定した他の方法で SAIP に対して行い、アラビア語によらなければならない。英語で出願することも可能であるが、出願日から 3 カ月以内に承認済み翻訳が SAIP に提供され、その翻訳が明確であり、出願書類が所要のデータを全て含んでいてあらゆる質問に答えるものでなければならない¹¹⁷。
- 2- 実用新案を得た者以外の者による出願の場合は、その氏名を表示するとともに、実用新案に係る権利をその者に移転する書類を提示しなければならない。
- 3- 出願人は、SAIP に対する自らの代理人を任命することができる。
- 4- 実用新案出願は、出願人の氏名、資格および住所、それを得た者の氏名、および実用新案の名称を含んでいなければならない。また、実用新案を明らかにする説明ならびに求める保護の範囲および登録請求の範囲を明示する一または複数の保護要素も含んでいるべきである。出願に際しては、実用新案を理解するために図が必要である場合は図を添付しなければならない。
- 5- 出願は、単一の実用新案に関するものであるか、または全体として単一の革新的コンセプトを構成するような一群の関連部分に関するものでなければならない。出願人は、実用新案の是非の決

¹¹⁶規則案第 10 条

¹¹⁷ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-04/%D9%85%D8%B4%D8%B1%D9%88%D8%B9-%D9%84%D8%A7%D9%8A%D9%94%D8%AD%D8%A9-%D9%86%D9%85%D8%A7%D8%B0%D8%AC-%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%86%D9%81%D8%B9%D8%A9.pdf> (第 16 条)

定前に、出願を複数の出願に分割することができる。ただし、そのいずれも、原出願の開示内容を超えてはならない。これらの分割出願については、原出願の日または優先日が出願日となる¹¹⁸。

● 実用新案および特許の出願と転換

規則案によれば、実用新案登録証の出願人は、同一の実用新案を特許出願によって保護するための別出願を SAIP に対して行うことができない。

転換については、規則案第 51 条では、実用新案登録証の出願人は、その裁定が下され、所定の交付手数料が支払われる前であれば、SAIP の発行した規定と規則に従ってその出願を特許出願に転換することができる¹¹⁸とされている。

● 出願日

実用新案の出願日は、所定の条件を満たす出願書類が受理された日であって、所定の出願手数料の支払い後である。

一部の条件および要件が満たされていない場合、SAIP は、出願人に対し、通知受領日から 2 カ月以内に当該条件および要件を満たすよう通知し、これらの要件が満たされた日が出願日とみなされる。所定の期限内に要件が満たされない場合、規則案第 17 条に定める通り、出願がなされなかった／失効したものとみなされる。

● 優先権主張

- 1- 実用新案の出願人は、いずれかのパリ同盟加盟国でなした先の出願に係る優先権を享受することができる。ただし、後の出願が正規の優先期間内になされることが条件である。
- 2- 実用新案の優先期間は、第一国出願の日から 12 カ月間である。

● 実用新案出願の補正

実用新案の出願人は、規則案第 21 条に定める通り、出願に含まれる記載または計算の誤りを無料で訂正し、出願に含まれるデータの変更を申請することができる。

また、実用新案の出願人は、その出願に係る最終的な裁定が下される前であれば、規定の手数料を支払ったうえで、任意の出願補正を行うことができる。ただし、これらの補正は、原出願の開示内容を超えてはならない。実用新案出願の補正に関する条件は SAIP が決定する。

● 自発的取消し

実用新案の出願人は、最終決定がなされていない限り、出願を取り下げることができる。出願は、公開前に取り下げられた場合には無効とみなされる。規則案第 22 条に定める通り、出願を取り下げても、支払い済みの手数料を取り戻すことはできない。

¹¹⁸ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-04/%D9%85%D8%B4%D8%B1%D9%88%D8%B9-%D9%84%D8%A7%D9%8A%D9%94%D8%AD%D8%A9-%D9%86%D9%85%D8%A7%D8%B0%D8%AC-%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%86%D9%81%D8%B9%D8%A9.pdf> (第 19 条)

- **公開**

規則案第 20 条に基づき、実用新案の出願は、所定の公開手数料の支払い後、出願日から 18 カ月以内に公開しなければならず、公開に関する規定および規則は SAIP が決定する。

3.2.4.4 審査

- **方式審査¹¹⁹**

SAIP は、当該規則に従って実用新案登録証の出願の方式審査を行い、その結果、出願が所定の条件の一部を満たしていないと思われる場合には、出願人に対し、同通知の日から最大 3 カ月以内にそれらを満たすよう求めなければならない。

出願人が上記期間内に要請事項を実施しなかった場合、その申請は初めから存在しなかったものとみなされる。出願人にこの旨を通知し、この決定を公報で公表しなければならない。

- **実体審査¹²⁰**

実用新案の出願が方式審査に合格すると、客観審査の概算費用が支払われた後に出願の客観審査が行われるが、出願人は迅速な審査を請求することができる。SAIP は、客観審査、迅速化請求およびその概算費用に関する規定を決定する。

- **審査結果¹²¹**

- 1- SAIP は、一回目の客観審査報告書を含め、実体審査の結果を出願人に通知し、出願人は、報告書に従って出願の補正を SAIP に提出しなければならない。報告書の内容との不一致があれば、出願人はその正当事由を明らかにしなければならない。出願が開示済みである場合または対象物のうちの一つが保護から除外されている場合、SAIP は、一回目の実体審査報告書だけで出願拒絶決定を出すことができる。
- 2- SAIP は、出願人による補正または正当化に納得した場合には交付手続を完了し、その他の場合には二回目の実体審査報告書を出願人に通知する。出願人は、この報告書に従って出願の補正を SAIP に提出しなければならない。そのいずれかの規定との不一致があれば、出願人はその正当事由を明らかにしなければならない。
- 3- SAIP は、出願人による補正または正当化に納得した場合には交付手続を完了し、その他の場合には出願拒絶決定を出す。
- 4- 出願人は、SAIP からの通知に対する応答を通知日から 3 カ月以内にしなければならない。所定期間内に応答がない場合には出願が拒絶される。

¹¹⁹規則案第 23 条

¹²⁰規則案第 24 条

¹²¹規則案第 25 条

- **不服申立て¹²²**

- 1- 実用新案の出願人は、委員会による出願の拒絶または失効の決定の通知を受けた日から 60 日以内に管轄裁判所に不服を申し立てることができる。
- 2- 実用新案登録証の所有者は、委員会による登録証取消しの決定の通知を受けた日から 60 日以内に管轄裁判所に異議を申し立てることができる。

- **保護の付与（規則案第 26 条）**

- 1- SAIP が実用新案の出願が法定の条件を満たしていると判断した場合、所定の交付手数料の支払い後、SAIP から実用新案登録証の交付決定が出され、出願人に通知され、この決定が公報で公表される。
- 2- SAIP が実用新案の出願が法定の条件を満たしていないと判断した場合または上記第（1）項の交付手数料が支払われていない場合、SAIP から拒絶理由付きの拒絶決定が出され、出願人に通知され、この決定が官報で公表される。

- **年間手数料（第 27 条）**

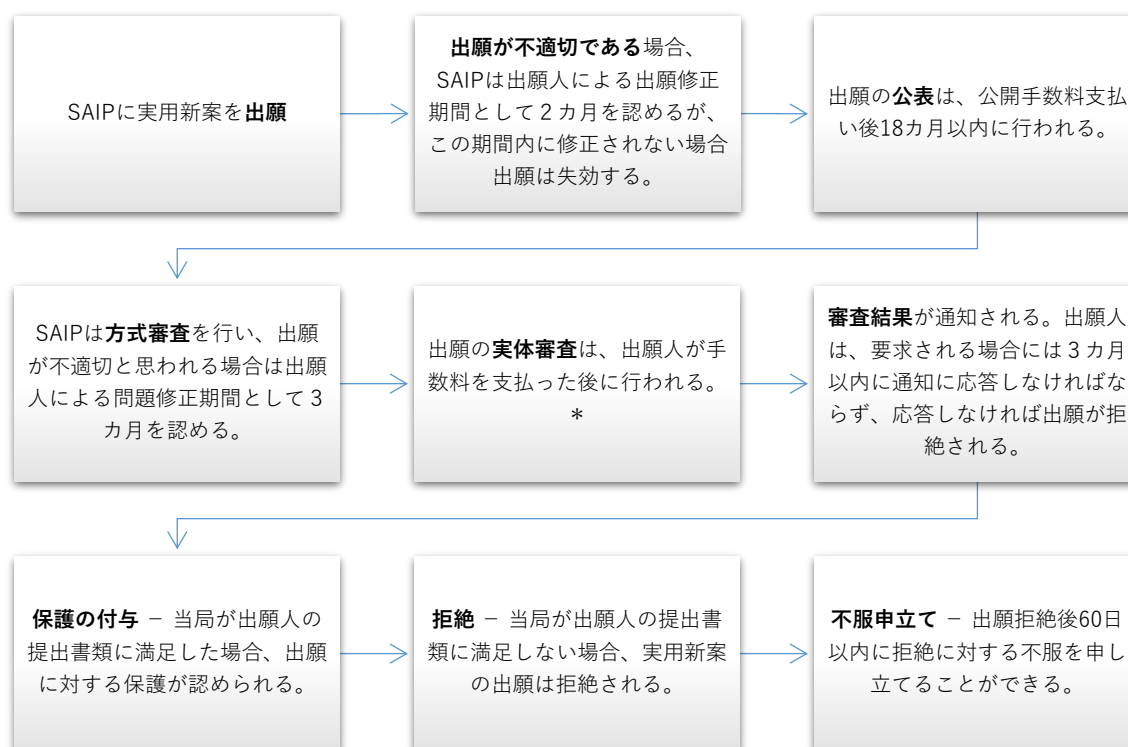
- 1- 実用新案出願または実用新案登録証については — 当該規則の別表により — 年間手数料を徴収することができるが、この手数料は、出願日の翌年度から毎年度初めに支払わなければならない。
- 2- 出願人または登録証の所有者は、支払い期日から最大 3 カ月以内に年間手数料を支払わなかった場合には、2 倍の額を支払うよう指示される。出願人が最初の 3 カ月間の満了後 3 カ月以内に同額を支払わなかった場合は、出願または登録証が没収され、この旨が官報で公表される。
- 3- 実用新案登録証の出願人は、実用新案登録証の交付を受けないで 2 年分の所定手数料を支払ったうえで、以後の各年度の手数料の支払いを SAIP による申請の裁定までの間延期するよう申請することができる。
- 4- SAIP は、実用新案登録証について、以後の年度分の年間手数料の支払いを収受することができる。

3.2.4.5 全登録プロセスの所要期間

一方、所要期間については、実用新案登録がまだ行われておらず、規則案も未決のままであるため、推定することはできない。

¹²²規則案第 30 条

規則案による実用新案手続のフロー図



3.2.5 登録後

3.2.5.1 登録手数料

実用新案の交付・公開手数料	個人の場合は 250 リヤル (約 8,750 円)	企業の場合は 500 リヤル (約 1 万 7,500 円)
---------------	-------------------------------	-----------------------------------

● 守秘義務と非開示

何人も、所定の手数料を支払ったうえで、公開された実用新案出願の認証謄本を入手することができる。また、SAIP の発行した実用新案登録証や関連文書を無償で閲覧することもできる。

ただし、規則案第 41 条によれば、SAIP の職員は、実用新案登録証の出願に関連する技術情報であって同職員が - その資格において - 入手したものについては、王国の有効な規制および規則に従って当該情報を受け取る正式な権限を有さない者へは提供しない義務を負うとともに、この情報をいかなる仕方でも公開または使用しない義務も負う。この義務は離職後も存続する。

また、SAIP 職員は、在職中および離職後 2 年間は、実用新案を出願することができない。

3.2.5.2 権利者の権利

規則案第 9 条に定める通り、実用新案登録証は、その所有者に、他の者が自らの同意なしに当該実用新案を使用または実施することを防止する権利を与える。

なお、規則案第 33 条に定める通り、実用新案登録証の所有者は、実用新案登録証の対象製品を所有者自らが他の国で提供している場合または他の者にその権限を付与している場合には、他の者が当該対象製品を使用、販売、販売の申し出または保管の目的で輸入することを防止することができない。

3.2.5.3 無事登録された場合の手数料

規則案第 50 条の別表である手数料一覧表

サービス	個人の手数料 (リヤル)	企業の手数料 (リヤル)
出願	200 (約 7,000 円)	400 (約 1 万 4,000 円)
譲渡	100 (約 3,500 円)	200 (約 7,000 円)
出願の補正または追加	50 (約 1,750 円)	100 (約 3,500 円)
出願書類または登録証の写しの入手	25 (約 875 円)	50 (約 1,750 円)
実施許諾契約の記録	200 (約 7,000 円)	400 (約 1 万 4,000 円)
強制実施権の付与	2,000 (約 7 万円)	4,000 (約 14 万円)
交付および公開	250 (約 8,750 円)	500 (約 1 万 7,500 円)
年間手数料		
1 年目	125 (約 4,376 円)	250 (約 8,750 円)
2 年目	250 (約 8,750 円)	500 (約 1 万 7,500 円)
3 年目	375 (約 1 万 3,125 円)	750 (約 2 万 6,250 円)
4 年目	500 (約 1 万 7,500 円)	1,000 (約 3 万 5,000 円)
5 年目	625 (約 2 万 1,875 円)	1,250 (約 4 万 3,750 円)
6 年目	750 (約 2 万 6,250 円)	1,500 (約 5 万 2,500 円)
7 年目	875 (約 3 万 625 円)	1,750 (約 6 万 1,250 円)
8 年目	1,000 (約 3 万 5,000 円)	2,000 (約 7 万円)
9 年目	1,125 (約 3 万 9,375 円)	2,250 (約 7 万 8,750 円)

10 年目	1,250 (約 4 万 3,750 円)	2,500 (約 8 万 7,500 円)
修正または優先権の申請	400 (約 1 万 4,000 円)	800 (約 2 万 8,000 円)
出願の再処理申請	1,000 (約 3 万 5,000 円)	2,000 (約 7 万円)
期限延長申請	300 (約 1 万 500 円)	600 (約 2 万 1,000 円)

3.2.5.4 実施許諾

実用新案登録証の所有者は、実用新案の全部または一部を実施するための約定実施権を第三者に付与することができる。実施許諾契約は、所定の手数料が支払われ、SAIP の記録に登録されない限り、第三者に対する対抗力を有さない。

実施権によって、所有者が自ら実用新案を実施できなくなる、あるいは、同一の実用新案について別の実施権を付与することができなくなることはない。ただし、実施許諾契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

第 36 条に定める通り、実施権は、実施許諾契約に別段の定めがない限り、実用新案に関連する所有者の活動および特権の一切を、保護の有効期間を通じて、王国全土において実施する権利を実施権者に付与するものである。

- 再実施権

実施権者は、実施許諾契約に明示的な定めがない限り、所有者から許諾された権利および特権を放棄してはならない。

- 強制実施許諾

規則案第 37 条に定める通り、SAIP は、SAIP に対する強制実施権申請に基づき、所定手数料の支払い後、次の通り、実用新案登録証に係る実用新案の強制実施権を第三者に付与することができる。

- 1- 実施権の申請は、所有者が実用新案を実施することなく、または王国の必要性を満たすに足る仕方を実施することなく実用新案の出願日から 3 年が経過した時点または登録証公布日から 2 年が経過した時点のうちいずれか遅い方の時点以降にしなければならない。ただし、正当な免除事由をもって正当化される場合はこの限りではない。
- 2- 強制実施権の申請者は、合理的な取引条件に従って約定実施権を取得するよう努力したこと、およびこれらの努力が相当の期間内に結実しなかったことを証明する。
実施権申請者が政府機関または政府機関から権限を付与された者であり、実施権の目的が公益 – 特に国家安全保障、衛生、栄養または国家経済の他の重要部門の発展 – であるか、または緊急事態その他の極めて切迫した状況に対処することである場合は、上記第 (1) 項および第 (2)

項の規定の適用から除外される。あるいは、目的が一般的な非営利なものである場合および後者の場合には、実用新案の存在がわかり次第、その所有者に直ちに通知しなければならない。

- 3- 実施権は、実用新案を地方市場で提供するために付与されなければならない。
上記第（２）項および第（３）項の規定は、実施権の目的が、行政の決定または裁判所の裁定により不正競争行為とされた慣行を是正することである場合には適用されない。
- 4- 実施許諾の決定は、付与の目的に応じて、実施権の範囲と有効期間を決定する。実施権の付与目的である状況が消滅し、それらが再度発生する可能性がない場合は、実施権者の正当な利益を考慮したうえで実施権を終了させることができる。
- 5- 実施権は、被許諾者の独占的なものであってはならない。
- 6- 各実施権申請を個別に裁定する。
- 7- 所有者へは公正な対価が支払わなければならないが、合意が得られない場合には管轄裁判所が対価の額を決定する。ただし、実施権者がその履行を約束することが条件となる。
- 8- 実用新案登録証が、大きな経済的価値を有する重大な技術開発を伴うものであって、他の実用新案登録証を利用しなければ実施できないものである場合、SAIP は、当該登録証の所有者に対し、当該他の実用新案登録証を利用する強制実施権を付与することができる。
この場合、強制実施権は、当該他の登録証の譲渡による場合を除き放棄することができず、当該他の実用新案登録証の所有者は、合理的な条件により、強制実施権の実施権者から対応する実施権を取得する権利を有する。

● 強制実施権の譲渡

規則案第 38 条によれば、強制実施権の実施権者は、実施権もしくはその一部を享受する施設または実施権者の商業的名声を含む譲渡でない限り、第三者に強制実施権を譲渡することができず、譲渡には SAIP の承認が必要であり、これに反する譲渡は無効である。また、SAIP が当該譲渡を承認した場合は、譲受人が、譲渡承認前の第一受益者の義務について責任を負う。

強制実施権の実施権者は、SAIP に対する書面の申請に基づいて実施権を放棄することができる。ただし、放棄は SAIP の承認日から有効である。

● 強制実施権の修正および取消し

SAIP は、必要であれば、強制実施権付与決定を修正することができる。実用新案登録証の所有者または強制実施権の受益者は、修正の必要条件が満たされていれば、SAIP に対してこの修正を行うよう申請することができ、SAIP は、実施権の修正を承諾または拒絶する理由付き決定書を発行しなければならない。

強制実施権の取消しについては、規則案第 40 条では、SAIP が強制実施権を取り消さなければならない場合が次の通り規定されていることを強調しておくことが重要である。

- 1- 実施権者が実施権付与日から 2 年以内に王国の必要性を満たすに足る仕方で実用新案を実施しなかった場合。なお、この期間は、正当な理由があることが証明されれば同じ期間だけ延長することができる。

- 2- 実施権の受益者が、付与決定書に定められた通り、支払い期日から 90 日以内に、登録証の所有者に支払われるべき対価を含め、支払うべき金員を支払わなかった場合
- 3- 実施権の受益者が、いずれかの実施権付与条件に違反した場合

- **強制実施許諾の公開**

強制実施許諾の決定および関連手続は、SAIP の記録に記録しなければならない。また、官報で公表するとともに、登録証の保有者に通知しなければならない。

3.2.5.5 無効訴訟およびその根拠

利害関係者は、実用新案登録証の有効期間中に、所定の実用新案登録証交付条件に対する違反を根拠として、その交付決定に対する異議を管轄裁判所に申し立てて、登録証の一部または全部の取消し裁定を求めることができる。

登録証の所有者は訴訟に実施権者を含めなければならないが、もしそうでなければ、実施権者は、規則案第 43 条に従って自ら訴訟に参加する権利を有する。

実用新案の全部または一部の無効申請の根拠は、規則案第 5 条、第 6 条、第 7 条または第 8 条の規定に対する違反である。

3.2.5.6 登録更新

10 年の実用新案保護期間を延長することはできない。

3.2.6 権利行使

- **侵害**

規則案第 47 条によれば、実用新案の侵害とは、第三者が実用新案登録証の所有者の書面による同意なしに実施する行為と定義される。

3.2.6.1 執行機関

- **侵害訴訟**

第 31 条に定める通り、実用新案登録証の所有者または権利の被委譲者は、所有者の書面による同意なしに王国内で実用新案を実施した者を相手取って、管轄裁判所に訴訟を提起することができる。

- **侵害の例外**

規則案第 32 条によれば、実験目的のために行われた活動であって実用新案に関連するものおよび科学研究を目的とする活動、ならびに非営利的活動における実用新案の実施または使用は、第三者が所有者の同意を得ずに行った場合でも、実用新案の侵害とみなされない。

- **裁判管轄**

実用新案は知的財産権の一つであるため、関連する紛争については、商事裁判所が商事裁判所法に従って管轄裁判所になる。関連する情報は全て、上記セクション（3.1.6.2）に参考情報として提供されている。

3.2.6.2 救済手段

管轄裁判所は、登録証の所有者または利害関係者の請求により、侵害を未然に防止し必要な対価を支払わせる判決を出す。侵害による損害を回避するために必要と考える緊急措置を講じることができる¹²³。

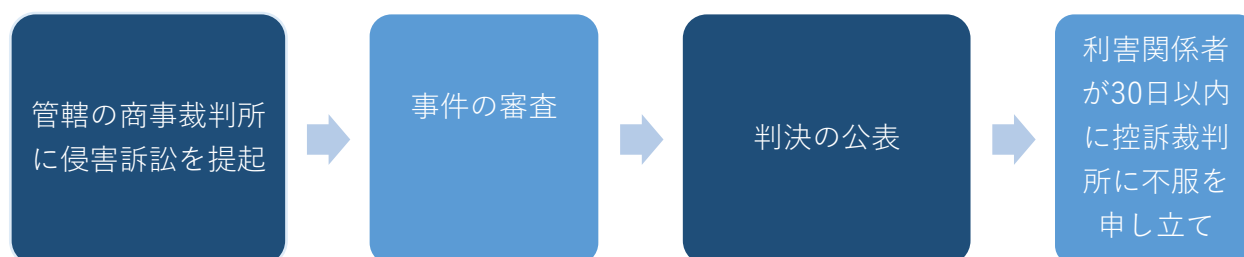
3.2.6.3 実施規則

上記の通り、当該規則はまだ未決であり、発行済みの草案が一部修正される可能性がある。また、当該規則は最終承認後に公表されるが、その効力発生日は、規則案第 53 条に定める通り、公表日の 120 日後である。規則案第 52 条に定める通り、SAIP が同規則を実施するための関連決定書を発行するものと思われる。

3.2.6.4 比較表付き救済手段のまとめ

サウジアラビアで利用することのできる実用新案侵害に対する救済手段（規則案による）	
差止命令	利用可能
対価	損害賠償金は、現実の定量化可能な額にするべきであり、推計に基づくべきでない。イスラム法に従って、当該損害賠償金の証拠を提出しなければならない。
その他	侵害による損害を回避するために必要と考える緊急措置

3.2.6.5 権利行使プロセスのフロー図



**注：IP 関連訴訟に関する商事裁判所の管轄権および上訴の各段階に関する図は、セクション 3.1.6.5 にある。

¹²³規則案第 47 条

3.3 工業意匠

3.3.1 定義

法律第2条は、工業意匠を次のように定義している。「集積回路の構成要素 - 少なくともそのうち一つがアクティブである - および相互接続の一部もしくは全部の三次元配置または製造を目的として作成された集積回路のそのような三次元配置」。

3.3.2 要件

工業意匠が次の条件を満たした場合、法律第59条および第4条に従って工業意匠登録証が交付される。

- 新規であり、既知の工業意匠と区別される特徴を備えている。工業意匠は、出願日または優先権適用日以前に、有形の形式、使用または他のいかなる手段によっても、いかなる場所においても、公表により一般開示されていない場合に新規性があるとみなされる。
- 機能または技術を目的とするものであってはならない。
- その商業的利用がイスラム法に反してはならない。
- その商業的利用は、人間、動物もしくは植物の生命もしくは健康にとって有害または環境にとって著しく有害であってはならない。
- 他の者に属する商標または公式の旗もしくは記章を含んでいてはならない。

● 開示条件

工業意匠の一般開示は、優先期間中に行われる場合はいかなる効果も有さない。

実施規則第31条は、次の通り、先行技術の一部とみなしてはならない工業意匠開示事例を定めている。

- 3) その開示が、出願人またはその前権利者に対する不正行為のため、出願日または優先権主張日の前6カ月の間に行われた場合
- 4) その開示が、意匠出願日の前6カ月間に、いずれかのパリ同盟加盟国の公認国際展示会における展示の結果として行われた場合

3.3.3 保護期間

工業意匠登録証の保護期間は、出願日から10年とする。

サウジ工業意匠制度においては、ヒジュラ暦に加えてグレゴリオ暦が採用／使用されており、両方の暦による日付が登録証に反映される。

これは、出版物および官報はヒジュラ暦による日付とグレゴリオ暦による日付の両方を記載しなければならないとする同法実施規則第(6/2)条によるものである。

注：ヒジュラ暦（太陰暦）による1年は約354日であるため、毎年約11日ほどグレゴリオ暦（太陽暦）とのずれが生じる。

交付された証明書および出願受付書には、ヒジュラ暦による日付とグレゴリオ暦による日付の両方が記載されており、保護期間が出願日から10年である旨が記載されていることに留意すること。ただし、当該書類および法律は、ヒジュラ暦とグレゴリオ暦のいずれかで計算された保護期間の終了日を具体的に定めているわけではない。

実際、SAIPでは、通知、年間手数料および10年の意匠保護期間の計算においてはグレゴリオ暦を使用している。

3.3.4 出願／登録手続

3.3.4.1 出願先

● 出願プロセス

- 1- 必要事項記入済みの工業意匠出願書類を、権限を有するサウジIP代理人が、他の関連する認証済み書類と共にSAIPプラットフォーム経由で提出する¹²⁴。
- 2- 出願手数料の支払い
- 3- SAIPが方式審査を実施する。出願人は、当局の要求事項がある場合には、通知日から90日以内にそれらを全て満たさなければならず、さもなければ出願が放棄されたとみなされる。

● 工業意匠の一時的保護¹²⁵

出願人は、公式展示会での展示を希望する製品に関連する工業意匠について暫定的な保護を求める場合には、工業意匠の簡単な記述書類、函面および関連製品についての声明書を同封のうえ、当局に申請しなければならない。当局は、出願人に対し、必要と認める他のデータの提出を要求することができる。王国外で展示される製品については、官庁の認証を受けた証明書であって展示品、そのデータおよび展示日が明記されたものを提供しなければならない。

3.3.4.2 出願資格

出願人は、(national access のアカウントがあれば) 工業意匠登録を出願することができるが、サウジアラビア内の代理人経由でも可能である。

- 出願人が(個人) - 新規ユーザー - である場合、登録は、national access 経由で行われるか、当局のサービスにおける登録ポータルで新規アカウントを作成することにより行われる。
- 出願人が(代理人／企業) - 新規ユーザー - である場合、登録は、当局のサービスの登録ポータルで新規アカウントを作成することにより行われる。

¹²⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/services/282/>

¹²⁵ 実施規則第31条

外国人が出願人の場合は、代理人、すなわち現地登録されたサウジ IP 代理人を任命する必要がある。当該代理人は、出願人が王国内にいる場合、管轄当局から発行された委任状であって当局が容認できるものを保持していなければならない。出願人が王国外にいる場合は、管轄当局の承認を受け、王国の在外公館の認証を受けた委任状（すなわち、アポステイーユ委任状（POA））が必要である。代理人は、王国内で実務を行う免許を有していることを示す証拠を添付しなければならない。

法律上、工業意匠を出願できるのは発明者／創作者だけである。2名以上の者が工業意匠を共同で創作した場合、これらの者は、別段の合意をしていない限り、共同発明者として工業意匠を出願し、意匠権について平等の権利を有する。

複数の者が同一の保護対象物を独自に開発した場合は、最初の出願人に保護書類が交付される¹²⁶。

3.3.4.3 要件

工業意匠の出願条件¹²⁷

- 意匠保護出願は、1件の工業意匠のみに限定しなければならない。
- 保護を求める工業意匠出願の図画および図面は、7個を超えてはならない。
- 出願と同時に所定手数料を支払うべきである。
- 出願書類には、意匠のデータを明記し、次の事項を記載しなければならない¹²⁸。
 - 名称
 - 出願人の詳細
 - 発明者の詳細
 - 代理人の詳細
 - 優先権および開示の詳細（ある場合）
 - 工業意匠の説明
 - 分類（工業意匠の国際分類 – ロカルノ協定 – による）
 - 製品の種類（当該工業意匠がロカルノ協定による分類により使用される製品）
 - 宣言書：出願書類で提供した情報は全て真実であり、間違った情報提供の結果について責任を負う旨の宣言書が出願人／代理人から提出されなければならない。
 - 添付書類
 - * 記入済みの様式
 - * JPEG形式の工業意匠の図面
 - * 適切なアポステイーユを受けた委任状
 - * 適切なアポステイーユを受けた譲渡証（ある場合）
 - * 認証済みの優先権書類（ある場合）
- 条約による優先権を主張するサウジの意匠出願は、優先日から6か月以内にするべきである¹²⁹。優先権の回復はできない¹³⁰。

¹²⁶法律第5条

¹²⁷特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第27条

¹²⁸特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第28条

¹²⁹法律第10条

¹³⁰特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第30条

提出すべき工業意匠図面の一般条件¹³¹

- 意匠の図示は、次の通り、図面または写真を含んでいなければならない。
 - 工業意匠の特定の色の保護を求める場合、図はカラーにしなければならない。
 - 工業意匠の図または部分のうち保護を要しないものについては、破線を用いるべきである。
 - 保護範囲は、1件の工業意匠について提出した各図にわたる共通要素を対象としなければならない。
 - 図は明確であるとともに、保護対象の工業意匠の識別性を示さなければならない。
 - 図においては、説明のために言葉を用いるべきでない。
 - 図は、その下部に連番（文字と数字）をつけなければならない。

3.3.4.4 審査

工業意匠については、SAIPにて方式審査を行うが、実体審査は行われぬ。出願人は、当局の要求事項がある場合には、通知日から90日以内にそれらを全て満たさなければならず、さもなければ出願が放棄されたことみなされる。

* 方式報告書への応答

出願人には、審査官の異議に応じる期間として、通知日から90日の期間が与えられる。¹³² 明細書／図面〔ある場合〕および作成済み書類〔ある場合〕の修正は、公式手数料の支払いと合わせて、SAIPポータルにオンラインで提出すべきである。手続を完了するには、英語およびアラビア語による校正・補正後のクリーン版の書類を提出しなければならない。

出願人の請求により、30日間の延長が認められる。所定の期限内にこの方式審査報告書への応答書が提出されなかった場合には、意匠出願は無効とみなされる。

公開

方式審査の終了後、SAIPは、出願人に対し、3カ月以内に公開手数料を支払うよう通知する。この支払いがなければ、出願が放棄されたことみなされる。放棄された場合、その出願は登録簿に記録され官報で公表される。

交付決定

所定の交付手数料の支払い後に意匠が登録され、登録証が発行される。

¹³¹特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第29条

¹³²特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法の実施規則第36条

拒絶決定

SAIP は、意匠出願が所定の条件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由を記した決定書を発行し、出願人にその旨通知する¹³³。

出願人は、SAIP の拒絶通知に対し、法律第 36 条に従って、SAIP ポータル経由で SAIP 委員会¹³⁴に不服を申し立てることができる。委員会が不服申立てを却下した場合、申請者は、通知日から 60 日以内に裁判所に訴える権利を有する¹³⁵。

不服申立てのプロセス

不服申立ては SAIP に対してしなければならない。

委員会の事務総局が原告の不服申立てを受理・審査し、事件登録に必要な書類が揃っていることを確認したうえで、申請を審査する。

- 3- 事件を特許請求委員会に付託して裁定を求める。
- 4- 委員会の決定を、委員会の事務総局が利害関係者に通知する。
- 5- 法定不服申立て期限（60 日）の経過により決定が確定したことを確認する。
- 6- 委員会の決定に実施用最終版を追加する。
- 7- 委員会の決定について不服がある場合、当事者は管轄裁判所に不服を申し立てることができる¹³⁶。

登録証

工業意匠の登録証には次の情報が記載される（証明書番号、ヒジュラ暦およびグレゴリオ暦による登録日、出願番号、ヒジュラ暦およびグレゴリオ暦による出願日、意匠創作者の氏名、所有者の氏名、住所、国籍、ロカルノ、意匠番号、審査官、製品の種類、図および図面の数）¹³⁷。

3.3.4.5 全登録プロセスの所要期間

サウジアラビアにおける工業意匠の出願から登録までの所要期間は、平均して 6～12 カ月である。

¹³³特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 14(b)条

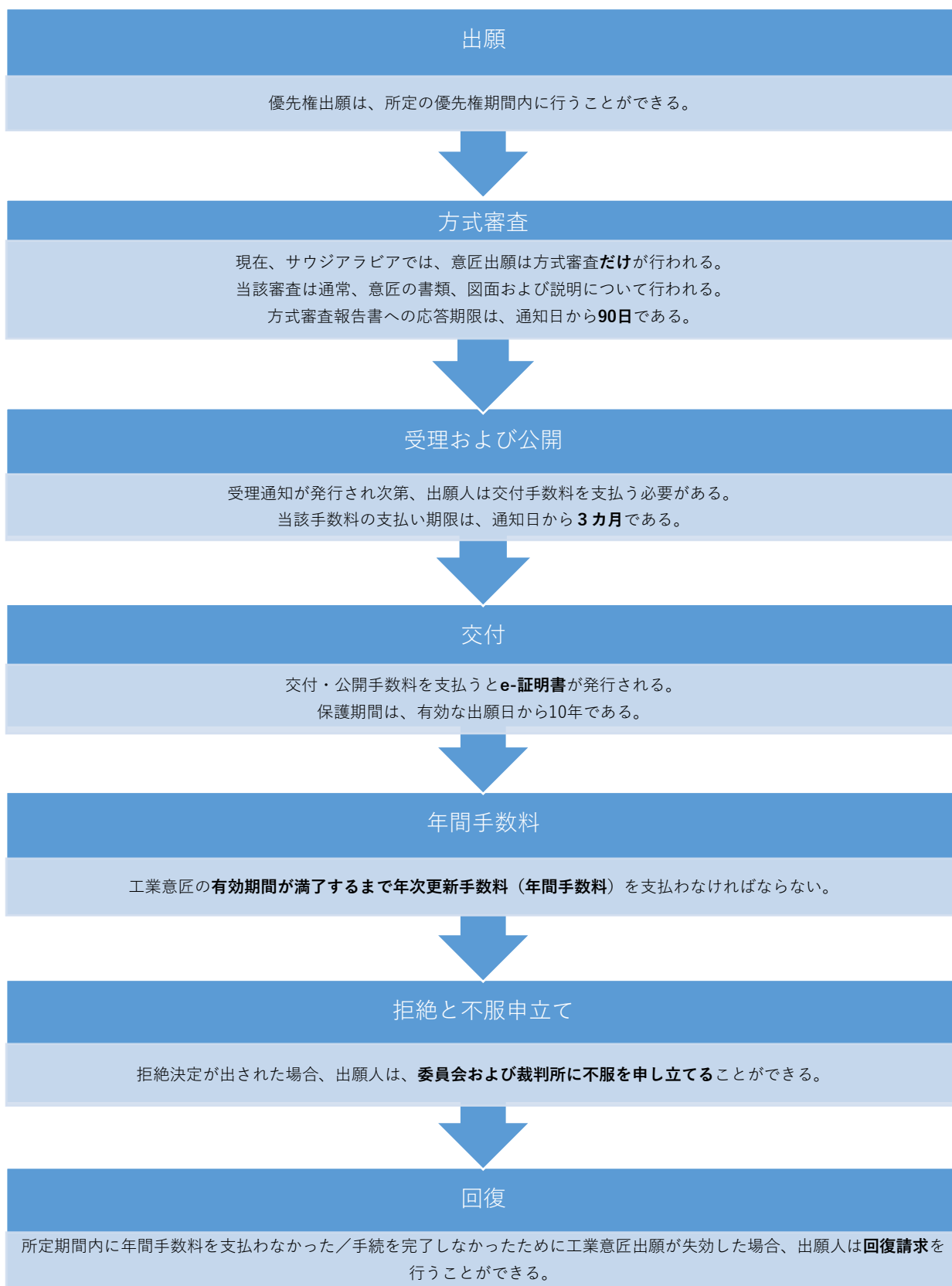
¹³⁴ <https://www.saip.gov.sa/services/367/>

¹³⁵特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 37 条

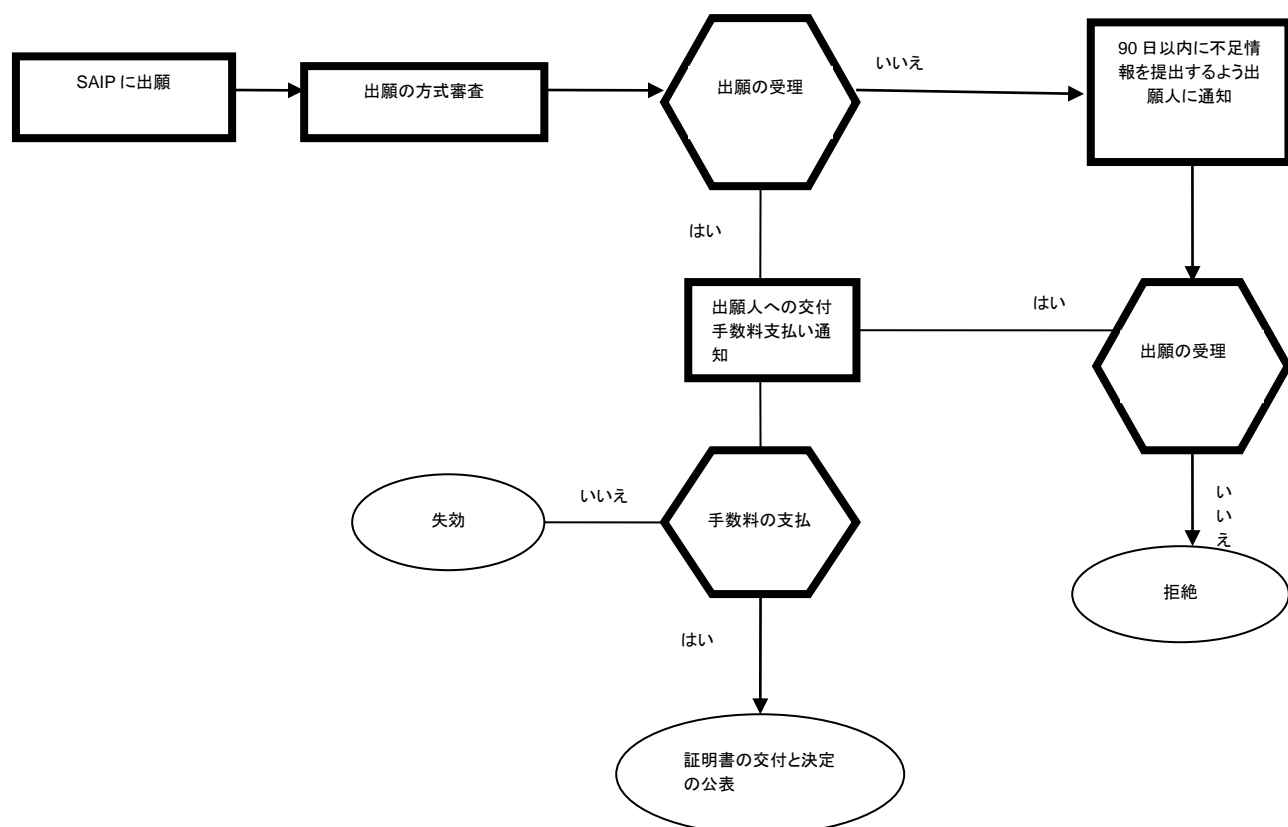
¹³⁶ <https://www.saip.gov.sa/services/367/>

¹³⁷特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 46 条

● 工業意匠の手続フロー図



工業意匠出願プロセス - フロー図



3.3.5 登録後

3.3.5.1 登録手数料

サービス	個人の手数料 (リヤル)	企業の手数料 (リヤル)
意匠出願	150 (約 5,250 円)	300 (約 1万 500 円)
工業意匠の公開手数料	N/A	N/A
意匠出願に対する交付	175 (約 6,125 円)	350 (約 1万 2,250 円)

注：実際は、工業意匠のみの公開手数料はない。

● 年間手数料

工業意匠の所有者は、登録を維持するためには、10年の保護期間中年間手数料を支払わなければならない。¹³⁸

当該年間手数料は、通常手数料の場合は毎年1月1日から3月31日まで、倍額手数料の場合は毎年4月1日から6月30日までの期間について支払わなければならない。6月30日までに年間手数料の支払いがない場合は、未払いによる放棄となる。

¹³⁸ <https://www.saip.gov.sa/en/services/959/>

各保護年度の年間手数料は、次の通り、法律第 42 条に定められている。

年度	個人（リヤル）	企業（リヤル）
1 年目	150（約 5,250 円）	300（約 1 万 500 円）
2 年目	150（約 5,250 円）	300（約 1 万 500 円）
3 年目	300（約 1 万 500 円）	600（約 2 万 1,000 円）
4 年目	300（約 1 万 500 円）	600（約 2 万 1,000 円）
5 年目	450（約 1 万 5,750 円）	900（約 3 万 1,500 円）
6 年目	450（約 1 万 5,750 円）	900（約 3 万 1,500 円）
7 年目	600（約 2 万 1,000 円）	1,200（約 4 万 2,000 円）
8 年目	600（約 2 万 1,000 円）	1,200（約 4 万 2,000 円）
9 年目	750（約 2 万 6,250 円）	1,500（約 5 万 2,500 円）
10 年目	750（約 2 万 6,250 円）	1,500（約 5 万 2,500 円）

3.3.5.2 権利者の権利

工業意匠の所有者は、保護期間中、他の者による保護対象物の商業的利用を排除する権利を有する。したがって、当該所有者は、全体的または部分的に模倣された工業意匠を含んでいるかまたは表現している商品の製造、販売または輸入を通じ、保護された工業意匠を同意なしに王国内で商業利用することにより当該意匠を侵害した者を相手取って、委員会に訴訟を提起することができる¹³⁹。

3.3.5.3 無事登録された場合の手数料

SAIP の工業意匠サービス要覧、所要期間および手数料¹⁴⁰

サービス	実行期間	個人の手数料（リヤル）	企業の手数料（リヤル）
意匠出願	即時	150 （約 5,250 円）	300 （約 1 万 500 円）
出願の補正または追加	1～3 日	150 （約 5,250 円）	300 （約 1 万 500 円）
代理人の追加／変更／取消し	1～3 日	N/A	N/A
所有者の変更	1～3 日	75 （約 2,625 円）	150 （約 5,250 円）
認証謄本（写し）	1～3 日	50 （約 1,750 円）	100 （約 3,500 円）
委任状書類の追加	即時	N/A	N/A
権利放棄書の追加	即時	N/A	N/A
優先権書類の追加	1～3 日	N/A	N/A
代理人の追加／変更／取消し	即時	N/A	N/A
工業意匠の取り下げ	1～3 日	N/A	N/A
保護書類の再発行	1～3 日	N/A	N/A

¹³⁹ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1448579307119460358/photo/1>

¹⁴⁰ <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/242/#services>

年間手数料の支払い	即時	年間手数料一覧表	年間手数料一覧表
期間延長	1～3日	300 (約1万500円)	600 (約2万1,000円)
使用許諾契約の登録	1～3日	150 (約5,250円)	300 (約1万500円)
強制実施権の付与	1～10日	1,500 (約5万2,500円)	3,000 (約10万5,000円)
工業モデル請求の検討	事案ごとに異なる	N/A	N/A
工業モデルの終局判決の執行	10日	N/A	N/A

サウジ市場における出願から登録まで（すなわち、オフィスアクションを伴わない端的な出願）の専門家手数料は、約（800～1,500米ドル）である。当該費用は、市場の状況、代理人、経費などによって変わる。

3.3.5.4 実施許諾

権利所有者は、実施行為の全部または一部を行うための実施権を他の者に与えることができる。実施許諾契約は、所定の手数料が支払われ、SAIPの記録に登録されない限り、第三者に対する対抗力を有さない。実施許諾契約に別段の定めがない限り、この実施許諾によって、所有者が自ら対象物を実施できなくなる、あるいは、同一の保護対象物について別の実施権を付与することができなくなることはない¹⁴¹。

実施権は、実施権者に、全保護期間を通じて、王国全土において、保護対象物に関連するあらゆる行為をなし、所有者に付与された全ての特権を享受する権利を与えるものである。ただし、実施許諾契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。実施権者は、実施許諾契約に明示的な定めがない限り、保護書類の所有者から許諾された権利および特権を譲渡してはならない¹⁴²。

法律第22条によれば、SAIPは、保護書類上の権利の濫用または競争もしくは技術の取得およびその普及への他の悪影響を防止するために、実施許諾契約の当事者に契約の修正を指示することができる。

- 無効訴訟

工業意匠は、法律および規則による保護条件に違反した場合、その全部または一部について利害関係者から無効訴訟を受ける可能性がある。

委員会は、保護書類を無効にする最終決定を出した場合、当該無効を記録し公表するために、その旨をSAIPに通知しなければならない¹⁴³。

¹⁴¹特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第21条

¹⁴²特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第23条

¹⁴³特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第48条

3.3.5.5 登録更新

10年の工業意匠保護期間を延長することはできない。

3.3.6 権利行使

3.3.6.1 執行機関

- 特許紛争委員会

特許紛争委員会は、あらゆる紛争、保護書類に関する決定に対する不服申立て、ならびに特許制度、集積回路の回路配置、植物種および工業意匠の規定違反に起因する刑事訴訟を管轄する機関である。¹⁴⁴同委員会は、18/01/1444H 付閣僚会議決定第 60 号に基づき設立され、法務専門の委員 3 名と技術専門の委員 2 名で構成されている。

保護書類に関するあらゆる紛争および決定の不服申立てを審議する管轄権を有している。これには次の事項が含まれる。

1. 保護書類申請の拒絶決定に対する不服
2. 保護書類の取消し
3. 保護申請書または書類の譲渡
4. 保護書類取消し決定に対する不服申立て¹⁴⁵

委員会が不服申立てを却下した場合、申請者は、通知日から 60 日以内に裁判所に訴える権利を有する¹⁴⁶。

● 裁判管轄

工業意匠は知的財産権の一つであるため、関連する紛争については、商事裁判所が商事裁判所法に従って管轄裁判所になる。関連する情報は全て、上記セクション (3.1.6.2) に参考情報として提供されている。

3.3.6.2 救済手段

第 34 条によれば、委員会は、所有者および利害関係者の請求により、必要な損害賠償金の支払いのほかに侵害を未然に防ぐための差止命令を認めるが、10 万リヤル (約 350 万円) を超えない罰金を侵害者に課することができる。再犯の場合、罰金最高額は 2 倍となる。

侵害が禁固刑を要請すると委員会が判断した場合、侵害者は、初めから、苦情処理委員会／控訴裁判所に付託される。委員会は、侵害による損害を未然に防止するために必要と考える迅速な措置を講じることができる。この場合、委員会の決定は、決定対象の当事者の費用において官報および日刊新聞 2 紙で公表しなければならない。本条の規定は、他の法律で規定されているより重い刑罰についても損なうことなく適用される。

¹⁴⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/search/?p=design+committee>

¹⁴⁵ <https://www.saip.gov.sa/en/committees-secretariat/1412/>

¹⁴⁶ 特許、集積回路の回路配置、植物品種および工業意匠法第 37 条

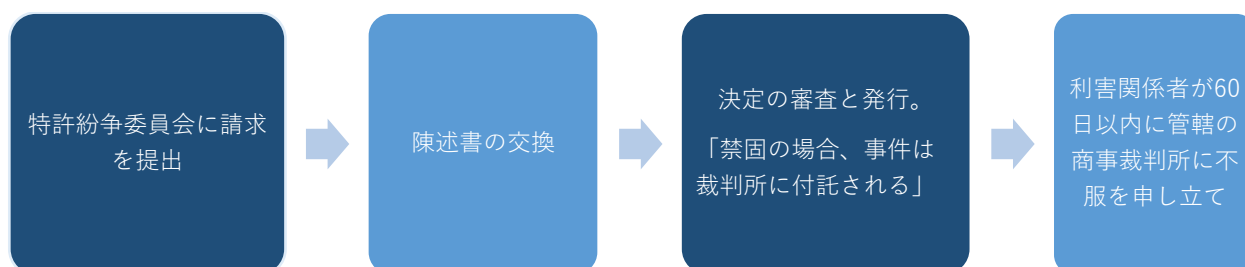
委員会の決定については、60 日以内に管轄裁判所に不服を申し立てることができることを強調しておくことが重要である¹⁴⁷。不服の申立てがなければ決定が確定する。

また、第 61 条は次のように定めている。「本法第 34 条の規定を損なうことなく、本法の規定のいずれかに違反した当事者は、5 万リヤル（約 175 万円）を超えない罰金に処するものとし、再犯の場合、その上限を 2 倍にする。」

3.3.6.3 救済手段のまとめ

サウジアラビアで利用することのできる工業意匠侵害に対する救済手段	
差止命令	利用可能
損害賠償金	損害賠償金は、現実の定量化可能な額にするべきであり、推計に基づくべきでない。当該損害賠償金の証拠を提出しなければならない。
罰金	最大 10 万リヤル（約 350 万円）の罰金。再犯の場合は 2 倍になることがある。
侵害品の廃棄	利用可能
判決の公表	決定対象の当事者の費用において官報および日刊新聞 2 紙で公表
刑事訴訟手続	禁固がありうる。苦情処理委員会／裁判所への付託を含む。
国境留置	利用可能
その他	侵害による損害を未然に防止するために必要と考えられる他の迅速な措置

3.3.6.4 権利行使プロセスのフロー図



**注：IP 関連訴訟に関する商事裁判所の管轄権および上訴の各段階に関する図は、セクション 3.1.6.5 にある。

¹⁴⁷ <https://www.saip.gov.sa/committees-secretariat/1412/>

3.4 商標

3.4.1 定義

GCC 商標法第2条では、商標を次のように定義している。[「商標とは、名称、語、署名、文字、象徴、数字、題名、印章、図面、図画、銘刻、包装、図形的要素、形状、色、色群もしくはこれらの組み合わせ、または記号もしくは記号群等の識別的形状を有するものであって、ある事業の商品もしくはサービスを他の事業の商品もしくはサービスから区別するために使用されるもの、もしくは当該使用を目的とするもの、またはあるサービスの識別を目的とするもの、もしくは商品もしくはサービスに係る証明商標として意図されるものとみなされるものとする。音響標章または匂いの標章は、商標とみなされることがある。】

3.4.2 要件

商標は、識別性があり、製品またはサービスの出所を区別する目的で使用されなければならない¹⁴⁸。

• 商標として登録できないもの

GCC 商標法第3条に規定されている通り、次のものはいずれも、商標またはその一部とみなし、または登録してはならない。

1. 識別性を欠く標章、または商品、サービス、図面の確立された用途もしくは商品のありのままの図によって与えられる名称にすぎないデータで構成される標章
2. 公共の道徳または秩序に反する表現、図面または記号
3. GCC 加盟国その他の国、アラブもしくは国際的な組織もしくは関連機関の公的スローガン、旗、軍勲章もしくは名誉勲章および他の国内外の標章、硬貨および銀行券その他の象徴、またはこれらの模倣
4. 赤新月社または赤十字社のロゴならびに他の同様の象徴およびその模倣にあたる標章
5. 純粋に宗教的な性格を持つ象徴と同一または類似した標章
6. 地名および地理データであって、それを使用すると商品またはサービスの原産地または出所に関する混同が生じるもの
7. 第三者の名称、題名、図画またはロゴであって、当該第三者またはその相続人があらかじめ使用を承認していないもの
8. 名誉称号および科学称号の詳細であって、出願人が自らの法的権利を証明できないもの
9. 商品もしくはサービスの原産地もしくは出所またはそれらの他の特性について公衆を誤認させるまたは虚偽の記載を含んでいる標章ならびに架空の商号、模倣された商号または模倣された商号を含んでいる標章

¹⁴⁸ <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/240/>

10. 管轄当局の決定により取引が禁止されている自然人または法人が所有する標章
11. 同一または類似の商品またはサービスについて第三者が登録または出願している標章と同一または類似の標章であって、当該新標章が意図される通りに登録されると、それが登録済み商標の所有者の商品およびサービスと関係しているかのような印象が作り出され、当該所有者の不利益となるもの
12. ある商品またはサービスについて登録すると、すでに登録されている商標の商品またはサービスの価値を減じるおそれがある標章
13. 第三者の周知の標章またはその一部の写し、模倣または翻訳にすぎないとみなされる標章であって、当該周知商標によって区別される商品またはサービスと同一または類似のものを区別するための使用が意図されているもの
14. 第三者の周知の標章またはその一部の写し、模倣または翻訳にすぎないとみなされる標章であって、当該周知商標によって区別される商品またはサービスと同一でなくかつ類似もしていないものを区別するための使用が意図されているが、周知商標所有者の利益を損なうおそれがあるもの
15. 次の語または表現のいずれかを含む標章：営業許可（Concession）、営業許可保有者（Concessionaire）、登録済み（Registered）、登録図面（Registered Drawing）、著作権（Copyright）または同様の語および表現

3.4.3 保護期間

商標の保護は、ヒジュラ暦で10年間有効であり、10年ごとに無期限に更新することができる。

サウジアラビアの商標制度はヒジュラ暦による。ヒジュラ暦による10年の商標保護は、グレゴリオ暦に換算すると約9年8カ月に相当する。

商標登録証中の優先日のみグレゴリオ暦である。優先権書類がグレゴリオ暦で発行されるため（当該書類は通常、サウジアラビア国外からのものであり、これらの国は国内的にヒジュラ暦を使用していない）、SAIPは、商標記録中の優先権主張については当該グレゴリオ暦による日付を使用している。

優先日は、王国において、優先権書類に記載された優先日から保護が考慮されるということを現に意味しているわけではなく、将来的に紛争が発生した場合に優先的な保護権を主張するために、当該商標には先の出願に係る優先権が存在することを示すための記載にすぎないことを強調しておくことが重要である。サウジにおける保護日は商標出願日である。

注：ヒジュラ暦（太陰暦）による1年は約354日であるため、毎年約11日ほどグレゴリオ暦（太陽暦）とのずれが生じる。

- 一般的な出願前情報

- 🇸🇦 サウジアラビアと GCC 商標出願

1 件の商標出願によって GCC 加盟諸国をカバーすることはできない。出願人が GCC 加盟国における商標出願の保護を求める場合には、各 GCC 加盟国で個別に商標を出願しなければならない（すなわち、1 件の商標出願で GCC 全体をカバーすることはできない）。

- 🇸🇦 公式の商標調査

出願人は、SAIP に出願する前に、公式調査により所望の商標が関連分類において利用可能かどうか確認することができる。調査できるのは「文字」商標だけであり、画像や装置による公式調査は不可能である。また、所有者名による公式調査もできない。

要件および手順

- 公式調査は SAIP プラットフォーム経由で電子的に行う。
- 「商標を探す」 ボタンを選択する¹⁴⁹。
- 所定の調査手数料を支払い、結果を受け取る。

所要期間：結果の受け取りは 3～6 日後である。

公式調査の結果

1) 類似商標が検出されなかった場合

SAIP から提供される調査結果には、法律による出願の諾否理由は様々であるため、類似商標がないことは商標出願が受理されることを意味しない旨の免責文が含まれていることを強調しておくことが重要である。

2) 類似商標が検出された場合

公式調査により先行標章が見つかった場合、公式調査の結果には次の詳細が反映される。

- a) 標章の画像
- b) 標章の番号
- c) 標章の状況
- d) 状況確認日
- e) アラビア語による標章
- f) 英語による標章
- g) 標章の説明

¹⁴⁹ <https://saip.gov.sa/en/services/353/>

🚩 ニース分類 – 第 11 版

サウジアラビアでは、ニース国際分類第 11 版が採択されている¹⁵⁰。SAIP の電子プラットフォームは、あらかじめ承認された商品／サービスリストを提供しており、ある類における全項目と組み合わせた類見出し請求はもはや認められていない。出願人は、全ての類見出しの請求またはポータルで利用できる特定項目の請求のいずれかによって商標を出願することができるが、両者を組み合わせることはできない。

SAIP は、当該事前承認リストに厳格に従っており、類見出しとアルファベット順リストのいずれにも該当しない追加の商品／サービスについては受理しない。

なお、第 33 類（アルコール飲料）、第 32 類のアルコール商品、第 29 類の豚肉、第 28 類のクリスマスツリーなど、事前承認リストに含まれておらず、サウジアラビアでいまだに登録不可の語がいくつかある。

また、サウジアラビアでは多区分制度は利用できない。

🚩 優先権主張

GCC 商標法第 11 条および同法実施規則第 5 条によれば、出願人またはその承継人が、サウジアラビアが加盟している多国間国際協定の加盟国で行った先願に基づいて優先権を主張することを希望する場合、出願人は、先願の日と番号および先願国を示す優先権書類の認証謄本を出願書類に添付しなければならない。

また、出願人は、優先権の主張に係る先行登録出願の出願日から 6 カ月以内に、出願先の発行した出願日証明書を、先願の写しおよび認証済みアラビア語訳と共に提出しなければならない。提出しなければ優先権を主張する権利を失う。

原優先権書類については、登録出願日から 3 カ月以内に提出しなければならない。

🚩 外国語商標の登録（日本語、韓国語、中国語など）

サウジアラビアでは、日本語、韓国語、中国語などの外国語を含む商標を登録することができる。出願に際し、当該商標の説明、翻訳および音訳も提出しなければならない。SAIP によって受理されたそのような商標と説明の事例をいくつか下表に示す。

商標	出願／登録 番号	所有者	標章の説明
	1437000942	Advanced New Technologies, Co, Ltd	中国語に類似した文字の装飾形である。

¹⁵⁰ <https://vmguidelines.dkpto.dk/media/146067/wipo%20eng%20klasseliste%2011-2021.pdf>

ファーギナム ナム	288204	漫画制作会社	日本語に類似した文字の装飾形を黒で描いたもの
	280046	石屋製菓株式会社	日本語に類似した幾何学的図形を重ねて描いたもの
	143211450	Orion Corporation	紐に巻かれた識別力のある幾何学的図形を描いたものであって、その隣に、韓国語および中国語の文字と数字に類似した幾何学的図形群が描かれているもの。図示される通り、それらは全てカードが背景となっていて、標章の色は濃淡のある赤および茶ならびに白および黒である。
	1437010864	Juvis Diet Co., Ltd	王冠に類似したものの図を韓国語の文字の幾何学的図形の下に、識別力があるように、濃淡のあるピンクと紫で描いたもの
	141202494	株式会社 Mizkan J plus Holdings	ラテン文字と日本語の文字による Mitsukan (ミツカン) という語
	285899	Beijing SenseTime Technology Development Co., Ltd	Sanstime という語が黒のラテン文字で書かれており、その上に中国語の文字に類似したものの装飾形が黒で描かれており、その左隣に無限記号がグレーで描かれており、記号の色は黒、白およびグレーである。

周知商標

サウジアラビアで周知であると認識される周知商標を除き、商標権は登録により付与される。

GCC 商標法第4条は、次の通り、ある商標を周知商標とみなすパラメーターを定めている。

[「1. 登録国を超えた評判を有する著名商標は、当該標章の所有者が申請するか明示的に承認しない限り、同一または類似の商品またはサービスについて登録することができない。

2. ある標章が著名であるか否かを判断するためには、その登録もしくは使用の促進もしくは期間により、当該標章が当該公衆にどの程度認知されているか、当該標章が登録済みもしくは著名である国の数、または当該標章によって区別される商品もしくはサービスを促進するうえで当該標章が有する価値および影響度を考慮しなければならない。

3. 著名商標は、その使用が次のいずれか該当する場合は、それによって区別される商品またはサービスと同一または類似でないものを区別するために登録することができない。

- a) それによって区別される商品またはサービスと、著名商標の所有者の商品またはサービスとの間のつながりを暗示する場合
- b) 著名商標の所有者の利益に悪影響を及ぼすおそれがある場合」]

サウジアラビアとマドリッド協定議定書

サウジアラビアでは、マドリッド制度による国際登録はできない。サウジアラビアで商標を登録するには、国内出願が唯一の方法である。ただし、サウジアラビアは 2023 年にマドリッド制度に加盟する見込みである。2022 年 12 月 27 日、SAIP は、「一般相談プラットフォーム」上でマドリッド協定議定書規則を共有した¹⁵¹。WIPO の加入見通し文書によれば、サウジアラビアは 2023 年にマドリッド制度に加盟する¹⁵²。

サウジアラビアがマドリッド制度に加盟すると、KSA 内のローカルブランド所有者は、マドリッド協定議定書に基づき、単一の国際出願を行い、単一の手数料を支払うことにより、他のマドリッド協定議定書加盟国において自己の商標を保護できるようになることを強調しておくことが重要である。同様に、マドリッド協定議定書加盟国も、サウジアラビアを指定する国際出願を行うことができるようになる。

マドリッド同盟は現在、129 カ国・113 締約国によって構成されている¹⁵³。サウジアラビアがマドリッド制度に加盟すれば、GCC 加盟国の中でマドリッド制度に加盟していない国はクウェートとカタールだけになる。

3.4.4 出願／登録手続

3.4.4.1 出願先

サウジ知的財産当局「SAIP」が商標の登録および執行の管轄機関である。SAIP は、次のものを含め、商標関連サービスを数多く提供している。

商標の登録、更新、修正、所有権移転、使用許諾の申請または取消し、抵当権設定、不服申立て¹⁵⁴

3.4.4.2 出願資格

GCC 商標法第（５）条によると、次の者は商標を登録する権利を有する。

1. GCC加盟国の国民である自然人または法人。これには、製造者、生産者、小売店、職人およびサービス提供者が含まれる。

¹⁵¹

<https://istitlaa.ncc.gov.sa/ar/trade/saip/madridprotocol/Documents/%D8%A8%D8%B1%D9%88%D8%AA%D9%88%D9%83%D9%88%D9%84%20%D8%A7%D8%AA%D9%81%D8%A7%D9%82%20%D9%85%D8%AF%D8%B1%D9%8A%D8%AF%20%D8%A8%D8%B4%D8%A3%D9%86%20%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B3%D8%AC%D9%8A%D9%84%20%D8%A7%D9%84%D8%AF%D9%88%D9%84%D9%8A%20%D9%84%D9%84%D8%B9%D9%84%D8%A7%D9%85%D8%A7%D8%A.pdf>

¹⁵²

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_webinar_madrid_2022_10/wipo_webinar_madrid_2022_10_presentation.pdf

¹⁵³ <https://www.wipo.int/madrid/en/members/>

¹⁵⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/240/>

2. GCC加盟国の在留外国人であって、商業活動、工業活動、職人的活動またはサービス提供活動に従事する免許を持っている者
3. GCC加盟国が加盟している多国間国際協定の加盟国の外国人または在留外国人
4. 公的機関

管轄当局の決定と GCC 商標法実施規則第 2 条の規定により、商標出願は、国内に出願人の住所がある場合は出願人が直接行うか、または、国内に住所がある授権代理人であって商標代理人として登録されている者が行わなければならないことを強調しておくことが重要である。

3.4.4.3 要件

商標出願要件

商標出願は、次の情報を含んでいなければならない。

- 1- 登録される商標
- 2- 出願人の氏名、住所および国籍。出願人が法人の場合は、その名称と住所を記載しなければならない。
- 3- 登録される商標の正確な説明
- 4- 商標登録を求める商品またはサービスおよびニース分類第 11 版によるその類
- 5- 先願の日付および番号ならびに先願国（ある場合）
- 6- 出願人またはその授権代理人の署名。法人による出願の場合は、法人を代表して署名する権利を有する者が出願書類に署名しなければならない。代理人による出願の場合は、その氏名と住所を記載しなければならない。

商標登録出願には、次の書類を添付しなければならない。

- 1- 登録出願の標章モデルと同一の商標の写し 4 部
- 2- 代理人による出願の場合は、委任状および原本を確認用として添付するべきである。原本は、正式な公証とアポストイーユを受け、アラビア語に翻訳しなければならない。
- 3- 職業または活動を行っている証拠
- 4- 出願手数料の支払いの証拠
- 5- 登録を要する標章が一または複数の外国語を含んでいる場合、登録出願人は、その発音を示す認証済みアラビア語訳（すなわち音訳）を提出しなければならない。
- 6- 音響標章は、曲譜または記述書面によって提示しなければならない。
- 7- 匂いの標章は、記述書面と共に提示しなければならない。

● SAIP 経由の出願手続

1. SAIP の「商標サービス」オンラインプラットフォームにアクセスし、（関係者または代理人として）委任状により「商標を出願する」。

* 代理人による出願の場合は、商標登録代理人を代理人登録簿に記録し、アポストイーユを受けた委任状を提出しなければならない。

* 出願人が（個人／企業）－新規ユーザー－である場合、登録は、商標ポータルで新規アカウントを作成し、One National Access/電子メールでサービスプラットフォームにログインして行う。

2. 「委任状申請」サービスを選択し、利害関係者としてデータを入力し、委任状を添付する。
3. 委任状が SAIP に受理されるまで待つ。
4. 上記の通り添付した委任状により（関係者または代理人として）新規商標の登録を申請する。
5. 商標インボイスが発行される。手数料支払い済みであれば、SAIP にて出願を受け付けて審査する。

3.4.4.4 審査

審査の所要期間

SAIP は、出願日から 90 日以内に登録出願の裁定を行い、決定書を発行する。これは、GCC 商標法第 12 条および同施行規則第 6 条によるものである。

審査結果

SAIP による出願審査後、次のいずれかが決定される。

- A) **受理決定**：公開インボイスが発行され、商標が公開される。
- B) **修正条件付き受理**：出願人は、90 日以内に修正条件を受け入れることができる。出願人が 90 日以内に、要求される修正を行わなかった場合は、出願が放棄されたとみなされる。
- C) **拒絶および修正の許容**：SAIP は、理由付き拒絶決定書を発行し、出願補正期間として通知日から 10 日の期間を認める。当該補正は最終的なものとみなされ、以後補正はできない。

出願人は、10 日以内に補正済み出願を提出するか、**または**、期間満了後に、出願が SAIP によって正式に拒絶されたとみなされ、拒絶に対する不服申立ての期間として、60 日が適用される。

また、補正が出願人によるものであり、要求される法的条件が満たされていない場合。したがって、出願が拒絶されたものとみなされ、出願人は 60 日以内に不服を申し立てることができる。

拒絶決定に対する不服申立て

- **SAIP への不服申立て**

商標出願が拒絶された場合、出願人は、実施規則第 7 条に従って拒絶決定を覆す試みとして、通知日から 60 日以内に SAIP の上訴委員会に不服を申し立てることができる。

手続と所要期間

出願人の法定代理人が電子的手段により SAIP の委員会に不服を申し立て、裏付け書類があればそれをアップロードする。当該委員会にて不服申立てを審議し、約 7～10 日以内に理由付き決定書を発行する。

• 管轄裁判所への不服申立て

SAIP 委員会の決定は、実施規則第 8 条により、発行日から 30 日以内に書面または電子的手段により出願人に通知される。

SAIP への不服申立てが却下された場合、出願人は、通知日から 60 日以内に管轄裁判所に不服を申し立てることにより、異議を申し立てる権利を有する。

管轄裁判所は商事裁判所であり、不服の申立ては、Najiz サービス経由で電子的に行わなければならない。

不服申立てに際し、合わせて（申立て時に）提出しなければならない書類は次の通りである。

- 出願人の所属企業の商業登録簿
- 出願人の所属企業の定款
- 出願人の所属企業のゼネラル・マネージャーのパスポートの写し

上記の必要書類のうち外国語によるものは、認証済みアラビア語訳も提出しなければならないことを強調しておくことが重要である。

手続と所要期間

電子的手段による不服申立て後、出願人の法定代理人は、裁判所から申立て受付書と事件細目（事件番号、申立日、裁判所の巡回区、事件の種類、第一回審理の期日など）を受け取る。

被告人である「SAIP」へ事件が通知され、申立て後約 1 カ月以内に第一回審理の開催が予定される。被告人は覚書の形で事件に対する応答書を提出し、原告である「出願人」は口頭弁論のほかに覚書の形でそれに応答することを申請することができ、裁判所が判決を出す。審理の回数は事件ごとに異なるが、約 3～4 回である。

商事裁判所の第一審判決には次の事項が含まれる：（事件細目、当事者、事実、理由および決定）。

所要期間：不服申立日から第一審判決まで約 9 カ月かかる。

控訴裁判所への不服申立て

いずれの当事者も、商事裁判所法第（78）条により、商事裁判所の第一審判決に対し、第一審判決を受けた日から 30 日以内にサウジアラビアの控訴裁判所に上訴する権利を有する¹⁵⁵。

控訴裁判所は、上訴人の請求を審査し、通常は一回の審理で判決を出す。裁判所によって審理日程が変更される場合もある。

所要期間：控訴裁判所が審理を予定し決定を出すまでは、通常 2～3 カ月かかる。

¹⁵⁵ <https://laws.boe.gov.sa/BoeLaws/Laws/LawDetails/38334008-3b70-4c6c-b3af-aba3016a8061/1>

破毀院への不服申立て

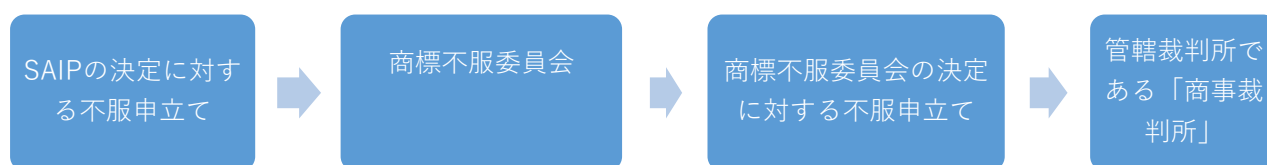
利害関係者は、次の通り、商事裁判所法第 88 条により、控訴裁判所商事巡回区の判決を最高裁判所に上訴することができる。

第 88 条 - 「最高裁判所の商事巡回区は、上訴の対象が以下の項目に該当する場合に、控訴裁判所の判決および決定に係る上訴を審査する管轄権を有するものとする。

1. イスラム法もしくは法律の規定に係る違反、適用の誤りもしくは解釈の誤り、または最高裁判所の裁判原則に対する違反、
2. 管轄権のない裁判所による判決、または法律に従って適切に組織されていない裁判所による判決、
3. 事件の特性分析または記述の誤り、および
4. 従前の判決とは逆の方向で紛争を終結させた判決であって、同一の当事者に関わるもの」

所要期間：事件ごとに異なる。

商標に関する決定に対する上訴の処理手順



公開

商標出願が受理されたときは、出願人は、**決定通知日から 30 日以内**に公開手数料を支払わなければならない。この支払いがなければ、**実施規則第 10 条**により、**出願が放棄された**とみなされる。

公開手数料の支払い後、SAIP の知的財産ニューズレター「IPN」 (<https://ipn.saip.gov.sa/>) により、受諾された標章が電子公開される。

公開内容には次の事項が含まれる。

- 出願番号、出願日および公開日
 - 商標の画像／見本および標章の説明ならびにその種類
- 注：商標が装置／ロゴの場合、ウィーン分類も反映される。
- 出願人の氏名、住所および国籍
 - 代理人の氏名および住所
 - 商標出願に係る商品またはサービスの明細およびその類
 - 制限および条件（ある場合）
 - 先願の日付および番号ならびに先願国（ある場合）

IPN には、異議申立て期限の計算に関するセクションや、利害関係者を異議申立て手続へ移動させるリンクが含まれていることを強調しておくことが重要である。

異議申立て

実施規則第 12 条により、利害関係者は、受諾された商標について、所定の異議申立て手数料を支払ったうえ、関連様式に従って、知的財産ニューズレター「IPN」での公開日から 60 日以内に、管轄庁である「SAIP」に対し、理由を付して異議を申し立てる権利を有する。

SAIP は、提出日から 30 日以内に異議申立書の写しを出願人に通知し、当該出願人は、通知後 60 日以内に異議申立書に対する応答書を提出しなければならない。その提出がなければ、商標出願が放棄されたとみなされる。

なお、SAIP は、出願人および異議申立人またはそのいずれかの言明を聴取するための審理の期日をその要請に基づいて設定するとともに、裏付け書類の提出期限を設定することができる。SAIP は、所定の審理手数料の支払い後、審理の期日を当事者に通知する。

実施規則第 13 条により、SAIP は、審理後 90 日以内に、その決定を、決定の正当理由および制限と要求の観点から必要と思われる事項と共に当事者に通知しなければならない。

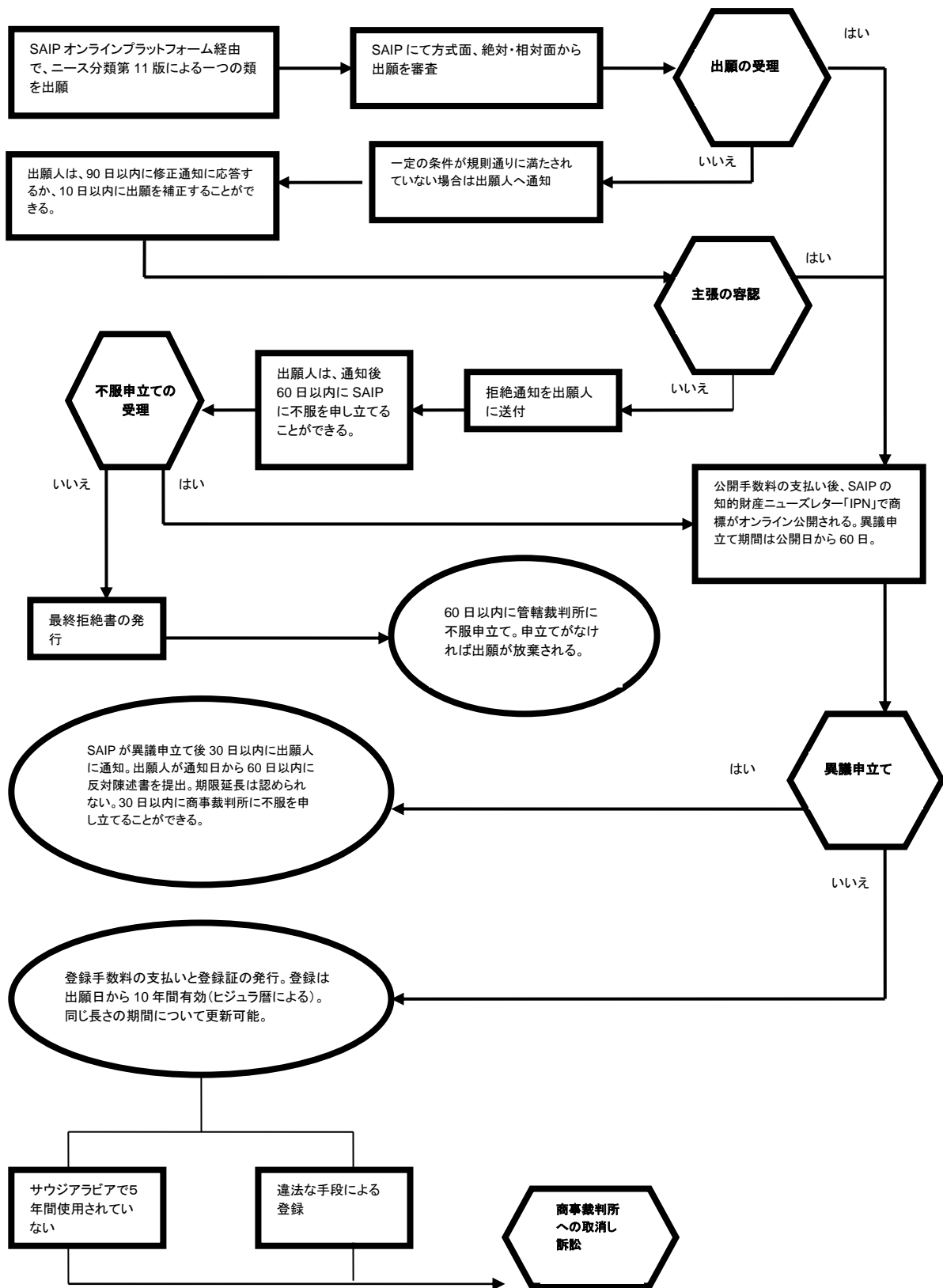
GCC 商標法第 15(3)条によれば、次の通りである。「利害関係者は、委員会の決定について、当該決定の通知を受けた日から 30 日以内に管轄裁判所に不服を申し立てることにより異議を申し立てることができる。商標登録受諾決定に対する不服申立ては、管轄裁判所が別段の決定をしない限り、登録手続を停止させてはならない。なお、不服申立て先の管轄裁判所は商事裁判所である。

3.4.4.5 全登録プロセスの所要期間

登録の所要期間

出願日から端的な（すなわち、オフィスアクションを伴わない）出願による登録までの所要期間は約 3～4 カ月である。

サウジアラビアにおける商標登録プロセスのフロー図¹⁵⁶



¹⁵⁶ <https://saip.gov.sa/ip-domains/240/#fees>

3.4.5 登録後

登録

- (1) 異議申立て期間内に、公開された商標出願に対する異議申立てがない場合または
- (2) 商標出願の登録を命じる管轄裁判所の終局判決が出された場合、出願人は 30 日以内に登録手数料を支払わなければならない、SAIP のシステムにより登録証が電子的に発行される。

商標登録は、出願日から 10 年間有効（ヒジユラ暦による）であり、同じ長さの連続する期間について更新可能である。

商標登録証は、ヒジユラ暦による保護日およびヒジユラ暦による保護満了日を反映している。

登録証

商標登録証には、実施規則第 15 条により細目が記載される（商標、登録番号、ヒジユラ暦による保護日／出願日、ヒジユラ暦による保護満了日、優先権の件数、優先日、優先国、ウィーン分類、商標の説明、所有者の氏名と住所、ニース分類の版数、類、商品／サービスの明細、条件が設定されていればその条件）。

注：保護開始日は商標出願日である。

3.4.5.1 登録手数料

登録・登録証発行手数料は 5,000 リヤル（約 17 万 5,000 円）である。

3.4.5.2 権利者の権利

登録商標の所有者は、当該標章について独占的使用権を有するとともに、他の者が所有者の同意なしに、商業的文脈において、当該商標の登録に係る商品またはサービスに関連するものを区別するために当該標章または同一もしくは類似の標章 - 地理的表示を含む - を使用する行為が公衆に混同をもたらすおそれがある場合にあっては当該使用行為を阻止する独占的権利を有する。そのような混同の発生が推定される場合とは、GCC 商標法第 17 条に従って登録された標章に係る商品またはサービスと同一のものを区別するために同一または類似の標章が使用される場合である。

3.4.5.3 無事登録された場合の手数料

SAIP の商標サービス要覧、所要期間および手数料¹⁵⁷

サービス	実行期間	対象者	出願手数料 (リヤル)	公開手数料 (リヤル)	登録・登録証発行手数料 (リヤル)
商標登録	14 日	個人 企業	1,000 (約 3 万 5,000 円)	500 (約 1 万 7,500 円)	5,000 (約 17 万 5,000 円)
音の登録に関連する商標	N/A	個人	1,000	500	5,000

¹⁵⁷ <https://saip.gov.sa/en/services/>

		企業	(約 3 万 5,000 円)	(約 1 万 7,500 円)	(約 17 万 5,000 円)
団体標章登録	90 日	企業	2,000 (約 7 万円)	1,000 (約 3 万 5,000 円)	5,000 (約 17 万 5,000 円)
管理標章の登録出願	90 日	企業	2,000 (約 7 万円)	1,000 (約 3 万 5,000 円)	5,000 (約 17 万 5,000 円)
非営利目的での商標登録	90 日	企業	2,000 (約 7 万円)	1,000 (約 3 万 5,000 円)	5,000 (約 17 万 5,000 円)
商標更新	即時	個人 企業	5,500 (保護最終年 度内の更新の場合) (約 19 万 2,500 円)	1,000 (約 3 万 5,000 円)	6,500 (保護満了日後 6 カ月以内の更新の場合) (約 22 万 7,500 円)
商標所有権の移転	1～5 日	個人 企業	1,000 (約 3 万 5,000 円)	500 (約 1 万 7,500 円)	N/A
商標データの修正	1～5 日	個人 企業	1,000 (約 3 万 5,000 円)	500 (約 1 万 7,500 円)	N/A
商標使用許諾	1～10 日	個人 企業	2,000 (約 7 万円)	100 (約 3,500 円)	N/A
使用許諾の取消し	1～10 日	個人 企業	1,000 (約 3 万 5,000 円)	1,000 (約 3 万 5,000 円)	N/A
商標の削除	1～3 日	個人 企業	200 (約 7,000 円)	200 (約 7,000 円)	200 (一部の商品および サービスの削除を記録) (約 7,000 円)
商標の抵当権設定	1～10 日	個人 企業	1,000 (約 3 万 5,000 円)	500 (約 1 万 7,500 円)	N/A
抵当権抹消	1～10 日	個人 企業	500 (約 1 万 7,500 円)	500 (約 1 万 7,500 円)	N/A
登録証の写し	即時	個人 企業	200 (抜粋または任 意の書類) (約 7,000 円)	N/A	1,000 (写し) (約 3 万 5,000 円)
商標受諾に対する異議申 立て	90 日	個人 企業	2,000 (約 7 万円)	1,000 (審理) (約 3 万 5,000 円)	N/A
商標に関する不服申立て	委員会によ る	個人 企業	N/A	N/A	1,000 (個人または企業) (約 3 万 5,000 円)
商標調査	即時	個人 企業	N/A	N/A	1,000 (個人または企業) (約 3 万 5,000 円)
商標登録代理人の登録	即時	個人 企業	N/A	N/A	3,000 (個人または企業)
商標出願証明書	即時	個人 企業	1,000 (約 3 万 5,000 円)	500 (約 1 万 7,500 円)	N/A
商標の画像の修正	14 日	個人 企業	1,000 (約 3 万 5,000 円)	500 (約 1 万 7,500 円)	N/A
製品の限定	即時	個人 企業	200	200	N/A
商標に関する終局判決の 執行申請	10 日	個人 企業	N/A	N/A	N/A

商標データの修正	即時	個人 企業	N/A	N/A	200 (個人または企業)
----------	----	----------	-----	-----	---------------

サウジ市場における出願から登録まで（すなわち、オフィスアクションを伴わない端的な出願）の専門家手数料は、約（400～1,200 米ドル）である。当該費用は、市場の状況、代理人、経費などによって変わる。

3.4.5.4 使用許諾

商標所有者は、自然人または法人に対し、商標登録に係る商品またはサービスの全部または一部についてその商標を使用する権利を許諾することができる。商標所有者は当該商標を自ら使用する権利を有するが、当該商標の使用権を第三者に付与することもできる。ただし、使用許諾契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

使用許諾期間は商標保護期間を超えることができず、商標使用許諾契約は書面で締結された場合に限り有効とみなされ、実施規則第 30 条に従って締結し、認証し、アラビア語に翻訳しなければならない。

• 使用許諾のプロセス

標章所有者、その授権代理人または使用権者が、所定の使用許諾・公開手数料を支払ったうえ、下記事項が記載された使用許諾登録出願¹⁵⁸を、この目的のために用意された様式により、SAIP プラットフォームに提出しなければならない。

- 1- 登録商標の番号
- 2- 商標所有者の氏名と国籍
- 3- 使用権者の氏名、住所、居住地、住所および国籍
- 4- 使用許諾の対象となる製品およびサービス
- 5- 使用許諾の開始日と終了日
- 6- 使用許諾の地理的範囲（ある場合）

出願に際しては、次の書類を適切に認証し、適法化し、アラビア語に翻訳したうえで添付しなければならない。

- 1- 使用許諾契約書
- 2 委任状の原本

公開手数料の支払い後、実施規則第 32 条により、SAIP は使用許諾を登録簿に記録し、SAIP のニューズレター／官報¹⁵⁹で公開する。

¹⁵⁸ <https://saip.gov.sa/en/services/335/>

¹⁵⁹ <https://ipn.saip.gov.sa/Advertisement/Details?q=0QguHCnCc90tb31o%252bk9U2Ar%252bAzbNnJDQTjhAAgWkKtnJUbof02Xvqps8jGopWiY0xYe%252buKp%252bRjFST7OYDK1Y3qDtwWpi1s3VEsRs%252f%252fcWICLshwMDik51Ll%252b5fAYsHC2>

- **使用許諾契約の記録**

GCC 商標法では、使用許諾契約を登録簿に記録することは必須でない。同法第 31 条によれば、次の通りである。「商標の使用を許諾する契約は書面で締結された場合に限り有効とし、商標登録簿への記録は必須事項でない。登録簿に記録される場合は、記録および公表の方法を実施規則で定めるものとする」。

使用許諾契約の記録は任意であるが、実際には、権利者は、地方自治体や商務省の承認がない限り使用権者がサウジアラビアで許諾者のブランドを表示できない場合や、サウジの使用権者が当該商標を使用するには、当該商標の使用権を所有者から得ており、サウジ知的財産当局「SAIP」に記録されていることを当局の面前で証明する必要がある場合など、問題を回避するために使用許諾の記録を必要とする状況に直面することがある。

- **使用許諾記録の抹消**

使用許諾契約の記録は、商標の所有者または使用権者の請求により、登録簿から抹消しなければならない。ただし、当該使用許諾契約の終了または取消しの証拠が提出されることが条件である。

管轄当局は、使用許諾記録の抹消申請を他方の当事者に通知しなければならない。使用許諾記録は、他方当事者に書面で通知しなければ抹消することができない。他方の当事者は、実施規則第 33 条に従って異議申立書の写しおよび提出証明書を SAIP に提出することにより、通知日から 30 日以内に管轄裁判所に異議を申し立てることができる。

記録の抹消は、両当事者間の合意が得られるまでの間または裁判所が異議申立てについて終局判決を出すまでの間停止されることを強調しておくことが重要である。

商標の取消し

- **所有者による商標の自発的取消し**

商標所有者は、当該商標の登録に係る商品またはサービスの全部または一部について当該商標を登録簿から抹消するよう、管轄当局に申請することができる。取消し申請は、SAIP プラットフォームによりオンラインで行わなければならない¹⁶⁰。

取消し申請は、所定の取消し・公開手数料を支払ったうえで行わなければならない。当該取消し申請は、当該商標が登録済みで保護が有効である場合に限り、所有者が行うことができる。

¹⁶⁰ <https://saip.gov.sa/en/services/347/>

標章の使用が、登録簿で言及されている契約で許諾されている場合は、使用権者の書面による同意がある場合に限り当該標章を抹消することができる。ただし、使用権者が当該権利を明示的に放棄している場合はこの限りではない。これは、GCC 商標法第 23 条によるものである。

▪ 利害関係者による取消し訴訟

サウジアラビアは、商標出願の申請または商標登録の維持の要件として商標の使用を求めている。ただし、法域において 5 年連続して実際に使用されていない商標は、第三者によって取り消される可能性がある。商標所有者は、登録商標不使用の合理的な理由を提示することができる。商標の登録が公共の道徳または公共の秩序に反するものである場合または虚偽の情報もしくは詐欺行為に基づくものである場合も、商標を取り消すことができる。

GCC 商標法第 22 条によれば、利害関係を有する第三者は、違法に登録された商標の登録を取り消すよう管轄裁判所に申請することができ、管轄裁判所は、この旨の終局判決が提出された場合には当該登録を取り消さなければならない。

また、第 24 条によれば、管轄裁判所は、商標が 5 年連続して使用されていないことを立証した場合には、その所有者が不使用の理由を提示しない限り、利害関係者の請求により、当該商標を登録簿から抹消する命令を出すことができる。

なお、取消し訴訟は、先行する権利および／または不公正競争行為を根拠として提起することができる。

裁判プロセスと所要期間

「原告」である利害関係者が、提訴の少なくとも 15 日前に、「被告」である商標所有者に通知書を送付する。

請求原因陳述書を、裏付け書類および請求申請書と共に商事裁判所に提出する。

裁判所は、応答書を提出し両当事者間で覚書を取り交わす期間を被告に提示したうえで判決を下す。当該判決については、商事裁判所法第 (78) 条により、利害関係者は、第一審判決の日から 30 日以内に不服を申し立てることができる。

商事裁判所の第一審判決までの取消し訴訟の所要期間は、10～12 カ月である。

商標取消しの公開

SAIP は、商標登録の取消しを記録し、官報/SAIP のニューズレターでその旨を公開しなければならない。実施規則第 23 条によれば、公開内容は次の事項を含んでいなければならない。

- 1- 取り消された商標
- 2- 登録商標の番号
- 3- 商標所有者の氏名と国籍
- 4- 登録抹消の理由と日付

取消し後の商標の利用可能性

商標を SAIP の記録から抹消する旨の決定が下された場合、当該商標は、抹消日から3年が経過しなければ、同一または類似の商品またはサービスについて第三者を受益者として再登録することができない。ただし、当該商標の取消しが裁判所の判決による場合であって、当該判決がこれよりも短い標章再登録期間を定めている場合はこの限りではない。

3.4.5.5 登録更新

商標の更新は、前保護期間の満了日からさらに10年間有効である（ヒジュラ暦による）。

手続と要件

- 1) 更新申請は、SAIP プラットフォーム経由で電子的に行う¹⁶¹。
- 2) 「期限切れ商標を更新」のアイコンを選択する。申請者が代理人の場合は、委任状をアップロードしなければならない。
- 3) 商標更新手数料と公開手数料を支払う。
- 4) 更新証明書（ヒジュラ暦による次回更新日を反映したもの）を電子的手段により受け取る。

実施規則第 18 条により、期限内に行われた更新申請は、しかるべき手数料の支払い後、新たに審査せずに承認しなければならない。更新は、知的財産ニューズレター「IPN」(<https://ipn.saip.gov.sa/AdvertisementSearch>) で公開しなければならない。

更新公開内容には次の事項が含まれる。

- 1- 商標、その出願と番号、標章の説明、標章の種類、類、商品／サービスの明細およびウィーン分類
- 2- 公開日、更新日
- 3- 標章所有者の氏名、住所および国籍
- 4- 代理人の氏名および住所¹⁶²

• 更新猶予期間

実施規則第 17 条により、保護期間満了後の更新申請については、遅延申請手数料の支払いを条件として、6 カ月（イスラム暦による）の猶予期間が認められる。

商標所有者が登録期間満了後6カ月以内に更新を申請しなかった場合、GCC 商標法第 20 条に規定される通り、管轄当局は、当該商標を登録簿から抹消しなければならない。

¹⁶¹ <https://saip.gov.sa/en/services/299/>

¹⁶² <https://ipn.saip.gov.sa/Advertisement/Details?q=B18oROAFQwL0Tqu%252bPAplvemW2OELznQqZj944PNWTPkgvJ3BSifhjfk03Lsx1%252b7REO5wFBY260cwDbVr%252fZVGzlv86iQuLgcwKBozwnJqqq%252bpoten5y5wWPHQtY63m2Aq>

3.4.6 権利行使

3.4.6.1 執行機関

商標委員会 – 「分野：知的財産権遵守」

サウジ知的財産当局「SAIP」は、2021年8月15日に、9/14/1439 AH（西暦では2018年5月29日）付閣僚会議決定第（496）号により、商標の執行管轄権が商務省から SAIP に移管されると発表した。同決定では、サウジアラビアの知的財産については、関連規則に従ったその保護と執行を含め、SAIP の組織が管轄当局になると定められている¹⁶³。その結果、SAIP がサウジアラビアの知的財産を管轄する唯一の当局になった。

SAIP は、侵害を報告するための執行オプションをウェブサイト上で提供しており¹⁶⁴、主なサービスとして、**商標侵害**と**著作権侵害**がある。記入が必須な事項は、[件名、電子メール、携帯電話番号、原告、ID 番号／商業登録、被告人、侵害に関連する場所またはウェブサイト、侵害の説明]である。

商標委員会への侵害の訴え

● 提出／アップロードを要する書類は次の通りである。

- 原告の商標登録
- 原告の身分証明カードの写し
- 原告の商業登記簿の写し
- 原物と模倣品との違いを反映した報告書
- 侵害標章の使用の証拠
- 侵害のあらゆる詳細を記した SAIP 宛のレター
- 記載情報が真正である旨の宣言

● プロセス、所要期間および費用

- 1- SAIP ウェブサイトにログインし、サービスを選択し、コンタクトセンターのポータルをクリックする。
- 2- 商標侵害申請を提出するを選択する。
- 3- 必要な侵害要件を記入する。
- 4- 関連書類を添付する。
- 5- 訴状を提出する。
- 6- 訴状に事件番号が割り当てられ、SAIP から決定書が発行される。
- 7- 違反の場合は、検察に事件が移管される。
- 8- 商標所有者は、管轄裁判所に賠償金請求を提起することができる。

所要期間：事件ごとに異なるが、通常は1～2カ月以内に裁定が下される。

費用：SAIP への侵害の訴えについては、公式手数料は不要である。

¹⁶³ <https://www.saip.gov.sa/ar/%d9%86%d9%82%d9%84-%d8%a7%d8%ae%d8%aa%d8%b5%d8%a7%d8%b5-%d8%a5%d9%86%d9%81%d8%a7%d8%b0-%d8%a7%d9%84%d8%b9%d9%84%d8%a7%d9%85%d8%a7%d8%aa-%d8%a7%d9%84%d8%aa%d8%ac%d8%a7%d8%b1%d9%8a%d8%a9-%d8%a5%d9%84/>

¹⁶⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/services/968/>

- 裁判管轄

商標は知的財産権の一つであるため、関連する紛争については、商事裁判所が商事裁判所法に従って管轄裁判所になる。関連する情報は全て、上記セクション（3.1.6.2）に参考情報として提供されている。

罰される侵害行為（GCC 商標法第 42 条）¹⁶⁵

侵害行為	処罰
1) 本法の規定により登録された標章を不当に表示すること、もしくは模倣すること、または公衆の間に誤認もしくは混同を引き起こす仕方ですそれを模倣すること、または不当表示もしくは模倣された標章を悪意で使用する。 2) 悪意で、商品またはサービスを他の者の所有する標章により識別すること。	他の法律で科されるこれよりも重い処罰を損なうことなく、上記違反の有罪判決を受けた者には、1 月以上 3 年以下の禁固および／または 5,000 リヤル（約 17 万 5,000 円）以上 100 万 リヤル（約 3,500 万円）以下の罰金もしくは他の GCC 通貨による同等額の罰金が科される。
1) 虚偽または模倣された標章が表示された商品を、それと知りつつ販売し、販売または取引の申し出をし、または取引の意図をもって保有すること。あるいは、当該標章を違法に使用すること、または当該標章の下にサービスを提供すること。 2) 本法第 3 条第 2 項乃至第 11 項に定める場合において未登録標章を使用すること。 3) 自らの標章、書類または商業書類に、その者が当該標章の登録を取得したと信じさせるおそれのあるものを違法に記すこと。 4) 自らの登録商標を商品またはサービスに意図的かつ悪意で表示しないこと。 5) 登録商標または著名商標の模倣行為での使用が意図された道具または材料を、それと知りつつ保有すること。	他の法律で科されるこれよりも重い処罰を損なうことなく、上記違反の有罪判決を受けた者には、1 月以上 1 年以下の禁固および／または 1,000 リヤル（約 3 万 5,000 円）以上 10 万 リヤル（約 350 万円）以下の罰金もしくは他の GCC 通貨による同等額の罰金が科される。

- 侵害の再犯

被告が、従前の違反に対する罰が科された日から 3 年以内にその違反を犯した場合には、再犯とみなされる。

GCC 商標法第 43 条は、再犯者に対し、15 日以上 6 月以下の店舗またはプロジェクトの閉鎖に加えて、同法に定める上限の 2 倍の罰を科している。また、実施規則第 38 条により、判決は、被告の費用において、広く流通している日刊新聞 2 紙の目立つ場所で公表しなければならない。そのうち 1 紙は、侵害者の本部がある地域で発行されているもの（ある場合）でなければならない。

¹⁶⁵ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1426881030938583044/photo/1>

3.4.6.2 救済手段

GCC 商標法第 42 条に規定された違反に対する禁固および罰金に加え、管轄裁判所は、GCC 商標法第 41 条に基づき次の内容の命令を出すことができる。

- a) 侵害を伴う疑いのある商品ならびに当該侵害に関連する材料、道具および証拠書類を差し押さえる。
- b) 侵害者に対し、侵害の停止を強制する。これには、法律で確立されたいずれかの権利を侵害する商品の輸出阻止、および輸入された当該商品が通関直後に商業ルートに入ることの阻止も含まれる。
- c) 侵害者に対し、侵害の何らかの側面に関与した自然人または法人ならびに当該商品またはサービスに使用された生産方法および流通ルートに関する情報で侵害者が入手できるものがあればそれを裁判所または権利者に提供することを強制する。これには、当該商品またはサービスの生産または流通に関与した全ての者の身元情報を開示すること、および侵害者自身の流通ルートを特定することが含まれる。

侵害品の廃棄

また、管轄裁判所は、権利者の請求により、模造品であることが立証された商品については、一定の場合を除き、被告への補償なしに廃棄するよう命じるとともに、模造品の製造または生産に使用された材料および道具については、被告への補償なしに速やかに廃棄するよう命じる。また、裁判所は、裁判所が決定した一定の場合にあっては、当該商品を、以後の侵害を阻止する仕方で商業ルート外で処分するよう命じる。

模造品の製造および生産に使用された商品、材料および道具の廃棄が公衆衛生または環境に容認しがたい害を与える場合、裁判所は、それらを廃棄する代わりに商業ルート外で処分するよう命じることができる。

なお、管轄裁判所は、事件に関連する業務の実施担当者として裁判所が割り当てた専門家および専門職の経費と手数料を、各業務の規模と性質に応じて、当該措置の利用を妨げない仕方で査定する。

賠償金請求 - 民事手続

商標所有者が、法定の権利を侵害された直接の結果として損害を被った場合、当該所有者は、管轄裁判所に民事訴訟を提起して、被告の得た利益を含め、当該所有者が被った可能性がある損害について適切な補償的損害賠償金を請求することができる。

裁判所は十分な賠償金を決定しなければならないが、その計算に際しては、小売価格、原告が援用する他の正当な基準または専門家の証言など、原告から提供された情報に照らして、被侵害商品またはサービスの価値を考慮しなければならない。

GCC 商標法第 41 条により、侵害が、意図的な模倣品の提供または別の商品使用形態の提供による商標の使用によるものであることが立証された場合には、商標所有者は、事件の裁定前であればいつでも

も、上記段落に従って違反者の得た利益を含む損害賠償金を請求する代わりに適切な補償を求めることができる。

差止命令および予防措置

国境措置

模造品または模倣品のサウジ市場への輸入に関する情報を得ている商標所有者は、模倣品／輸入品の差押えを税関当局に申請することができる。プロセスの実効性を期するため、差押え申請者は、当局が当該商品进行特定できるよう、模倣品に関する十分な実質的証拠を提供しなければならない。

「模造品」は、GCC 商標法で次のように定義されている。「商品 - その梱包を含む - のうち、当該商品の登録商標に類似した標章または重要な構成部品について当該登録商標と区別することができない標章を、使用許諾を得ずに表示しているもの」。

税関による国境措置は、模倣品を差し押さえるのに有効な仕組みである。税関当局は、権利者または第三者による訴えや申請によらず自発的に、輸入された商品、輸送中の商品または輸出予定の商品について、当該商品が模倣品であるか、または公衆の間に混同を引き起こす仕方で登録商標に類似した標章を違法に表示しているとの一応の証拠がある場合には、税関当局管轄下の保税地域に到着し次第、引渡しを停止する決定を出すことができる。

商品差押えプロセス

税関当局は、その管轄下の保税地域に到着した商品の引渡し停止を決定した場合には、次の事項を行わなければならない。

- a) 決定後直ちに、商品の輸入者および権利者に、当該商品の引渡し停止の決定を通知する。
- b) 権利者から書面で請求があった場合、権利者に、荷送人、輸入者、荷受人の氏名および住所ならびに商品の数量を通知する。
- c) 利害関係者が標準的な通関手続に従って商品を検査することを認める。

商標所有者による訴訟提起

GCC 商標法第 38 条により、商標所有者は、裁判所に訴訟を提起する権利を有するが、当該商品の税関引渡し停止決定の通知の日から 10 営業日を超えない期間内に税関当局に通知しなければならない。この通知がなければ、当該商品引渡し停止決定は無効とみなされる。ただし、当該当局または管轄裁判所がその裁量において、当該期間につき 10 日を超えない延長を決定した場合はこの限りではない。紛争対象物に関する訴訟が提起された場合、裁判所は、当該決定を追認、修正または取り消すことができる。

模倣品の廃棄

裁判所が別段の決定をした場合を除き、裁判所は、税関引渡し停止の対象商品が模造品、模倣品であることまたは公衆の間に混同を引き起こす仕方で登録商標に類似した標章を違法に表示していること

を立証した場合、輸入者の費用において当該商品を廃棄すること、またはその廃棄が公衆衛生もしくは環境に容認しがたい害を与える場合にあっては商業ルート外で処分することを命じる。

模倣品は、いかなる場合でも、違法に表示された商標を単に除去するだけでは、商業ルートに引き渡されず、再輸出も認められないことを強調しておくことが重要である。

国境措置の例外

GCC 商標法第 39 条により、国境措置は次の場合には適用されない。

- 1) 少量の非営利的商品であって、旅行者の手荷物に含まれているか、小容器で送付されたもの
- 2) 商標所有者によってまたはその同意を得て輸出国市場で取引に供される商品

• 予防措置

侵害がある場合または侵害のおそれを防ぐために、商標所有者は、GCC 商標法第 40 条に規定される通り、申立てにより、次の措置を含む適切な予防措置の実施命令を管轄裁判所から得ることができる。

1. 侵害とされる行為ならびに当該侵害の対象である商品、およびそのいずれかで使用されたまたは使用される材料、道具および設備について詳細な説明を行うこと、ならびに関連する証拠を維持すること。
2. 上記 (a) に定めるもののいずれかを、侵害とされる行為から得られた収益と共に差し押さえること。
3. 侵害とされる行為の対象である商品が商業ルートに入ることを阻止すること、および通関直後の輸出品を含め、その輸出を阻止すること。
4. 侵害を停止または阻止すること。

要件

申立人は、要請に応じ、権利の侵害または侵害のおそれを示す証拠を裁判所に提出しなければならず、管轄当局による当該商品の識別の予防措置を可能にする十分な情報の提供を命じることができる。

プロセスと所要期間

- 裁判所は、裁判所の判断による例外的場合を除き、申立日から 10 日以内に申立ての裁定を行う。
- 裁判所は、命令の発出が遅れると原告に回復不能の損害が生じる可能性がある場合または証拠の消滅もしくは廃棄のおそれがある場合は、申立人の請求により、必要であれば他方当事者を召喚せずに命令を出すことができる。この場合、他方当事者には、発出後直ちに遅滞なく命令を通知しなければならないとともに、必要であれば、命令実施直後に通知することがある。
- 裁判所が他方当事者を召喚せずに予防措置の実施を命じた場合、被告は、事案の通知を受けた後、通知日から 20 日以内に管轄裁判所に不服を申し立てることができ、この場合、裁判所は命令を支持、修正または取り消すことができる。

- 裁判所は、申立人に対し、被告を保護し権利の濫用を防ぐのに十分な適切な保証金またはそれと同等の保証を提供するよう命じることができるが、保証金の額またはそれと同等の保証は、予防措置の請求を控えさせる不合理な誘因になる程度に高額であってはならない。

商標所有者による訴訟提起

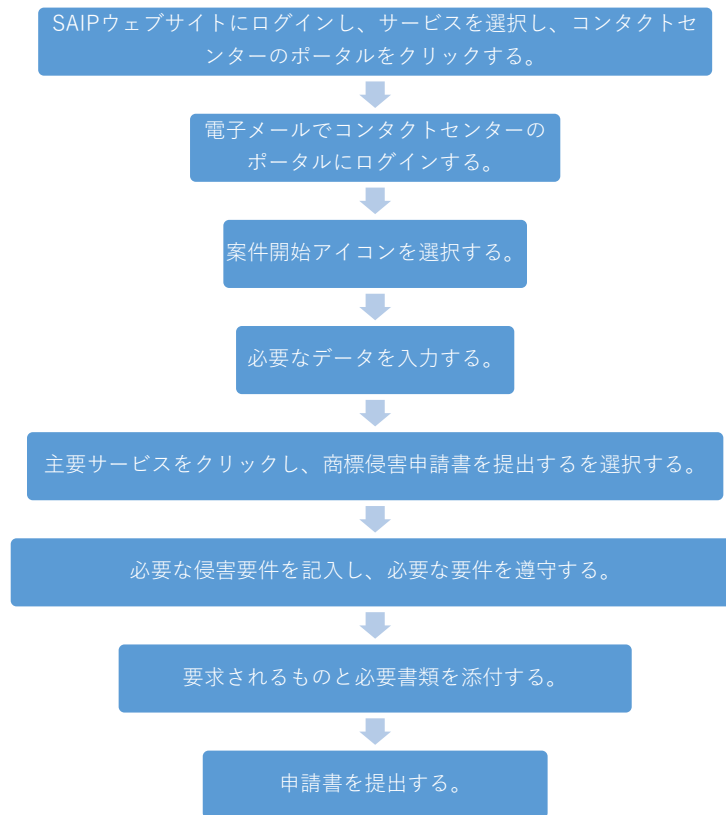
所有者は、予防措置実施命令の発出日または不服申立て拒絶通知を受けた日から 20 日以内に管轄裁判所に請求を提起しなければならない。そうしなければ、被告の請求により命令が取り消される。

3.4.6.3 救済手段のまとめ

商標関連の救済手段	
差止命令	利用可能
損害賠償金	損害賠償金は、現実の定量化可能な額とし、推計に基づくものであってはならない。当該損害賠償金の証拠を提出しなければならない。
罰金	違反：5,000 リヤル（約 17 万 5,000 円）～100 万リヤル（約 3,500 万円）の罰金。再犯の場合は 2 倍になることがある。
侵害品の廃棄	利用可能
判決の公表	被告の費用において、広く流通している日刊新聞 2 紙の目立つ場所で公表。そのうち 1 紙は、違反者の本部がある地域で発行されているもの（ある場合）。
刑事訴訟手続	違反：1 月～3 年の禁固
国境留置	利用可能
その他	<ul style="list-style-type: none"> - 侵害を伴う疑いのある商品、材料、道具および証拠書類を差し押さえる。 - 侵害者に対し侵害の停止を強制する。これには、商品の輸出／輸入の阻止が含まれる。 - 侵害者に対し、侵害品の生産または流通のいずれかにより侵害に寄与した全ての者または法人に関する情報の開示を強制する。 - 再犯の場合、15 日以上 6 月以下の店舗またはプロジェクトの閉鎖

3.4.6.4 権利行使プロセスのフロー図

商標侵害訴訟プロセスのフロー図¹⁶⁶



商標侵害の処理手順¹⁶⁷



**注：IP 関連訴訟に関する商事裁判所の管轄権および上訴の各段階に関する図は、セクション 3.1.6.5 にある。

¹⁶⁶ 訴状 (商標侵害) (saip.gov.sa)

¹⁶⁷ <https://www.saip.gov.sa/litigation-paths/>

3.5 著作権

3.5.1 定義

SAIP による著作権の定義は次の通りである。「文学的著作物、音声著作物、視覚著作物または美術的著作物などの創造的著作物の使用を承諾または拒絶する独占的権利を著作者に与える特権であって、特定期間に限定されているもの。著作権により、著作者は、自らの著作物が不正に使用されることを防止できるほか、新たな創造的活動のために経済的収入を生み出すことができる」¹⁶⁸。

言い換えると、著作権は、著作物を使用・利用する権利および他の者が著作者の同意なしに著作物を使用して利益を得ることを防止する権利を著作者に与える。

著作者の文学的権利・素材権は、創作者に完全に留保される。

3.5.2 要件

著作物任意登録規則の改正版第6条によれば、登録出願は次の要件を満たさなければならない。

- 1- 著作物またはその内容は、イスラム法（シャリーア）、王国法または良俗に反するものであってはならない。
- 2- 登録に必要なデータおよび書類の完備および所定の手数料の支払い
- 3- 登録出願は、著作物の性質を考慮のうえ一件の著作物に限定する。
- 4- 著作物は、法的保護の対象外の著作物であってはならない。
- 5- 著作物は最終形とし、草案または準備段階のものであってはならない。

● 著作物の種類

サウジアラビア著作権法で保護できる著作物には二種類ある。

A. 原著作物（第2条）

この法律は、種類、表現手段、重要性または著作の目的にかかわらず、文学、芸術および科学の分野で創作された次のような著作物を保護する。

1. 書籍、ブックレットなどの執筆物
2. 講義、スピーチ、詩、歌などの口頭で伝えられる著作物
3. 演劇著作物、戯曲、ショーおよび同種の上演であって動き、音声またはその両方を伴うもの
4. 放送用として準備された著作物または放送を通じて提供される著作物
5. 図面、視覚芸術著作物、建築、装飾芸術、芸術的刺繍など
6. 音声著作物および視聴覚著作物
7. 応用美術的著作物。手工芸品か工業製品かは問わない。
8. 写真の著作物など

¹⁶⁸ <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/241/>

9. 地理、地形、建築および科学に関連するイラスト、地図、デザイン、平面図、略図および視覚著作物
10. 地理、地形、建築または科学の三次元著作物
11. コンピュータプログラム
12. 保護対象には、著作物の題名が独創的なものである場合にはその題名が含まれるが、著作物の主題を示す一般的表現は含まれない。

B. 派生的著作物（第3条）

1. 翻訳著作物
2. 省略、修正、図示、編集その他の変更の著作物
3. 百科事典および選集のうち内容の選定または配列が創造的であるとみなされるもの。文学的著作物、美術的著作物または科学的著作物であるかどうかは問わない。
4. 民間伝承の著作物および表現の編集物および選集であって、内容の選定または配列が創造的であるもの
5. データベースのうち内容の選定または配列が創造的であるもの。機械的な方法または他の方法によって読み取れるかどうかは問わない。

上記著作物の著作者が享受する著作権保護は、原著作物の著作者が享受する保護をいかなる方法でも脅かすものであってはならない。

• 保護から除外される著作物

著作権法第4条により、法の規定する保護は、次のものには適用されない。

- (1) 法律および裁判所の判決、行政機関の決定、国際協定およびあらゆる公的文書ならびにそれらの公式翻訳であって、配布に関する規定の対象となるもの
- (2) 新聞、雑誌、定期刊行物または放送で公開される日々のニュースまたはニュースのような出来事
- (3) アイデア、手順、作業方法、数理学の概念、公理および抽象的事実

3.5.3 保護期間

サウジアラビア著作権法第19条によれば、著作権の保護期間は次の通り二部に分かれている。

第1部

- 著作物の著作者 – 著作者の存命中および著作者の死後50年
- 共同著作物 – 最後の生存著作者の死亡日から保護期間を計算する。
- 法人 – 氏名不詳の著作者の著作物の著作権存続期間は、最初の公表日から50年とする。50年が経過する前に著作者の氏名が判明した場合、著作権の存続期間は、本条第(1)項の期間となる。

- 一定期間にわたって個別に公表された複数の部分または分冊 – それぞれの部分または分冊は、著作権存続期間の計算上、独立した著作物とみなされる。
- 音声著作物、視聴覚著作物、映画、集合著作物およびコンピュータプログラム – 著作権存続期間は、再公表の如何にかかわらず、最初に上演または公表された日から 50 年とする。
- 応用美術的著作物（手工芸品または工業製品）および写真 – 著作権存続期間は、公表日から 25 年とする。この場合、期間計算の始期は、再公表の如何にかかわらず、最初の公表日である。

第 2 部

- 放送団体 – 著作権存続期間は、番組または放送素材が最初に伝送された日から 20 年とする。
- 音声記録の制作者および実演家 – 著作権存続期間は、実演が行われた日またはそれが最初に記録された日から 50 年とする。

また、施行規則第 50 条では、一部の著作物について、次の通り保護期間の計算が規定されていることを強調しておくことが重要である。

- 音楽著作物および映画著作物の保護期間は、最初の制作時から 50 年であり、制作年（グレゴリオ暦）の末日から計算される。
- コンピュータプログラムは、著作者が法人である場合またはその氏名が不詳の場合は、最初に制作された日から 50 年以上、文学的著作物として保護される。
- コンピュータプログラムの保護期間は、著作者が自然人である場合は、他の文学的著作物の所定保護期間に準じる。

サウジ著作権制度においては、ヒジュラ暦に加えてグレゴリオ暦が採用／使用されており、両方の暦による日付が登録証に反映されることを強調しておくことが重要である。著作権施行規則の一部条項では、保護期間の計算にグレゴリオ暦を使用することを定めている。

注：ヒジュラ暦（太陰暦）による 1 年は約 354 日であるため、毎年約 11 日ほどグレゴリオ暦（太陽暦）とのずれが生じる。

3.5.4 出願／登録手続

• 著作権登録は必須か？

ベルヌ条約の自動保護の原則により、サウジアラビアでは、文学的著作物または美術的著作物の原作を著作権として保護してもらうためには、正式な出願をする必要がない。

コンピュータソフトウェア、アプリケーションおよび著作物については、任意登録が可能である。また、SAIP は、2022 年 2 月に、次の著作物の任意登録が可能であると発表している。

- 美術的著作物および応用美術的著作物
- 写真の著作物
- 図式の著作物

- 地形の著作物
- 彫刻著作物

SAIP によれば、著作物の任意登録の道筋を新たに設定する目的は、才能ある人々が知的財産サービスの恩恵を受けることを奨励することであり、これは競争力の向上と無形資産の最大化に貢献する。

なお、著作権登録証で証明される著作権登録は、登録著作物に係る所有権について有利な法律上の推定を生み出すものであり、これは、著作権の所有権について争いがある場合または争いが生じるおそれがある場合に特に有益である。したがって、文学的著作物および／または美術的著作物の原作の著作者は、自らの著作権を SAIP に登録しておくのが賢明である。

3.5.4.1 出願先

サウジ知的財産当局「SAIP」が著作権の登録および執行の管轄機関である。SAIP は、次のものを含め、著作権関連サービスを数多く提供している。

- 1- 新規著作物の登録
- 2- 著作物の修正
- 3- 著作物の処分

SAIP は 2022 年、上記サービスの全ての必要な手順と情報を反映した利用者向けマニュアルを発行した。これには、関連する様式テンプレートやよくある間違いの一覧表、出願時に間違いを避ける方法が含まれている。当該マニュアルはこのリンクからアクセスできる：https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-08/CP-UserGuide_1%20%28002%29.pdf

3.5.4.2 出願資格

出願人またはその代理人は、新規著作物の著作権登録、著作物の修正および／または著作物の処分を出願する権利を有する。

● 誰が（著作者）と呼ばれるのか？

著作者とは、法律第 1 条で定義された著作物を創作した者である。

また、法律第 5 条により、著作物で氏名が公表された者は誰であれ、別段の証明がされない限り、著作者とみなされる。氏名の記載がない場合または仮名が使われている場合は、発行者が著作者の代理人になる。著作者の氏名には、文章や脚本の著作者、会話の執筆者など、視覚著作物および音声著作物の創作に貢献した者も含まれる。

* 第 5 条は次のように定めている。「[著作者 (1) 著作者とは、著作物を公表した者であって、著作物上で氏名を示すことにより、または著作物を著作者に帰するために用いられる他の手段によって、その著作物が帰せられた者である。ただし、別段の証拠がある場合はこの限りではない。(2) 著作物が仮名または匿名で公表された場合は、著作物に氏名が表示されている発行者を著作者の代表者とす

る。(3) 音声著作物および視聴覚著作物の著作者は、a) 文章の著作者、b) 脚本家、c) 会話の執筆者、d) 監督、e) 作曲者など、当該著作物の創作に参加した者とする]」。

- **誰が権利所有者か？**

権利所有者は著作者である。ただし、経済的権利が当事者間の合意または契約によって他の者または法人に譲渡された場合はこの限りではない。

3.5.4.3 要件

- **著作権の出願に必要な詳細（著作物任意登録規則第7条）**

登録出願は、SAIP に電子的手段により行い、次の情報を含んでいるべきである。

- 1- 出願人の氏名、国籍、資格、住所および委任状の写し（ある場合）
- 2- 著作者の氏名、別名およびニックネーム（ある場合）、国籍、住所および死亡日（著作者が死亡している場合）
- 3- 著作物を監督した法人（ある場合）の名称、住所および当該法人と著作者との関係を示す書類
- 4- 著作物の題名、種類、説明および言語
- 5- 発行者の氏名および住所、最初の発行日・場所ならびに国際番号（ある場合）
- 6- 権利所有者の氏名、国籍および住所、存続期間、地理的範囲および関連書類。著作者が権利所有者でない場合にはこれらの詳細が必要であり、権利所有者への経済的権利の移転を示す著作者と権利所有者との間の合意書または契約書など、関連する書類を添付しなければならない。

- **必要な書類（著作物任意登録規則第8条）**

出願には、次の書類を添付しなければならない。

- 1- 国の ID、パスポート（外国人の場合）、商業登記簿（法人の場合）または他の法人の場合は裏付け書類の写し
- 2- 著作物の写し。ただし、著作物の性質による。
- 3- 出願記載情報の妥当性、権利の帰属、他の者の権利を侵害した場合または出願に違反がある場合の登録者責任を確認する書類
- 4- 当局から要求される他の添付書類

3.5.4.4 審査

プロセス（著作物任意登録規則第9条、第10条および第11条）

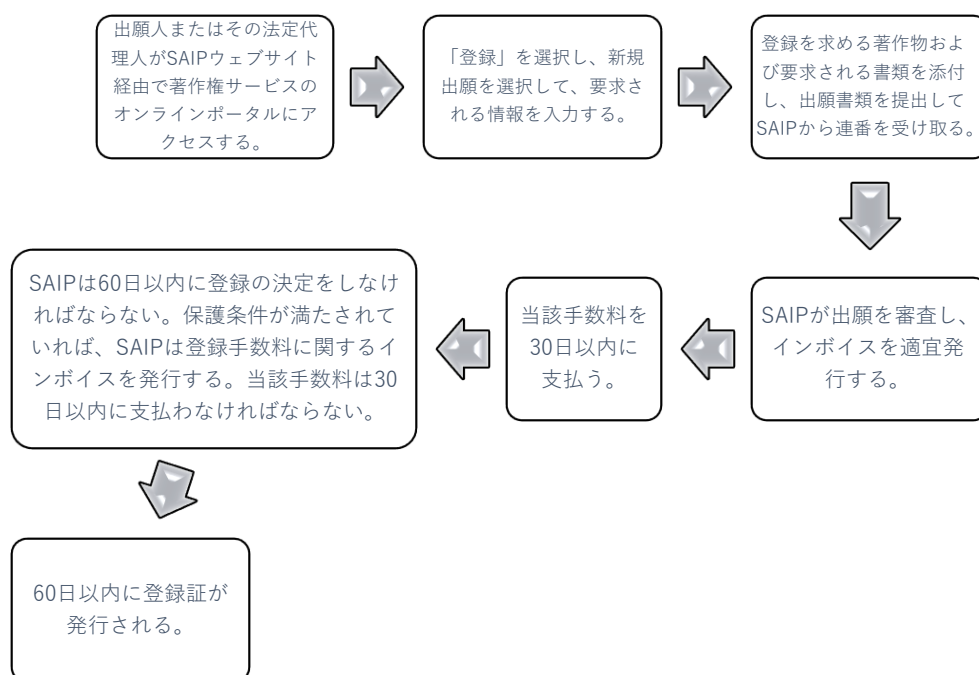
- 著作権の出願をすると、出願人に連番が通知される。
- 出願人は、出願後 30 日以内に、当局の承認された支払いルートで著作権出願審査関連手数料を支払わなければならない。期限内に支払いがない場合は、出願が初めから存在していないとみなされる。
- SAIP は、出願を審査し、登録データ、書類および要件の完全性を確認する。

- SAIP は、審査関連手数料の支払い日または追加の要求事項が完了された日から 60 日以内に
出願登録に関する決定を下さなければならない。
- SAIP は、出願人に対し、通知により、通知日から 90 日以内に出願の受理に必要と考えられ
る書類または他の情報を提出するよう求めることができる。出願人が要求事項を期限内に完
了しなかった場合は、出願が初めから存在していないとみなされるが、これにより、支払い
済みの金員が返金されることはない。
- **出願の受理（著作物任意登録規則第 12 条および第 13 条）**
 - SAIP は、出願が所定の条件を満たしていると判断した場合は出願人に通知するべきであり、
出願人は、通知日から 30 日以内に登録関連手数料を支払わなければならない。期限内に支払
いがない場合は、出願が初めから存在していないとみなされるが、これにより、支払い済み
の金員が返金されることはない。
 - SAIP は、登録の受理手続の完了後登録証を発行しなければならない。当局は、所定の手段に
より登録を公開することができる。
- **出願の拒絶（著作物任意登録規則第 12 条）**
 - SAIP は、登録出願が所定の条件を満たしていないと判断した場合、拒絶の原因を記した拒
絶決定書を発行し、出願人に通知する。
 - 法律およびその規則は、当該拒絶について不服を申し立てることができるかどうかは規定し
ていない。

3.5.4.5 全登録プロセスの所要期間

出願から登録までの所要期間は約 60 日である。

著作権の出願から登録まで¹⁶⁹



上記の通り、SAIP は、サービスプラットフォーム (<https://copyright.saip.gov.sa>) 経由で登録申請を受け付け、ワークブック登録サービスを選択し、要求されるデータを入力し、規則に定められた条件を満たすワークブックを添付して登録・審査手を完了する。

著作権登録証 - 見本

登録証見本	英訳
	<p>著作権登録証</p> <p>SAIP は、下記詳細による下記著作物が、出願された版により、（ヒジユラ暦による日付（対応するグレゴリオ暦による日付））に SAIP に登録されることを証する。</p> <p>登録番号： 著作物の題名： 著作物の種類： 著作者名： 権利所有者の氏名：</p> <p style="text-align: center;">サウジ知的財産当局</p> <p>この証明書は当局から発行されたものであり、署名は不要である。</p> <p>* 登録証は、著作物の使用、配布、提示または公表の許可ではない。</p>

¹⁶⁹ <https://saip.gov.sa/ip-domains/241/#fees> & <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1208761942468431872/photo/1>

3.5.5 登録後

3.5.5.1 登録手数料

SAIP の著作権サービス要覧、所要期間および関連手数料¹⁷⁰

サービス	実行期間	個人の手数料 (リヤル)	企業の手数料 (リヤル)
新規著作物登録サービス（コンピュータソフトウェアおよびアプリケーション）	7日	100（審査）（約 3,500 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）	200（審査）（約 7,000 円）／ 400（約 1万 4,000 円）
新規著作物登録サービス（ 建築の著作物 ）	7日	50（審査）（約 1,750 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	100（審査）（約 3,500 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）
著作物修正サービス	7日	100（審査）（約 3,500 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	200（審査）（約 7,000 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）
著作物記録サービス	7日	100（審査）（約 3,500 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	200（審査）（約 7,000 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）
著作権に関する終局判決の執行申請	10日	N/A	N/A
著作物の強制許諾	6カ月	N/A	N/A
新規著作物登録サービス（著述）	7日	50（審査）（約 1,750 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	100（審査）（約 3,500 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）
新規著作物登録サービス（写真の著作物）	7日	50（審査）（約 1,750 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	100（審査）（約 3,500 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）
新規著作物登録サービス（美術的著作物および応用美術）	7日	50（審査）（約 1,750 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	100（審査）（約 3,500 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）
新規著作物登録サービス（地形彫刻著作物）	7日	50（審査）（約 1,750 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	100（審査）（約 3,500 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）
新規著作物登録サービス（図式の著作物）	7日	50（審査）（約 1,750 円）／ 100（登録）（約 3,500 円）	100（審査）（約 3,500 円）／ 200（登録）（約 7,000 円）

特記事項

手数料は次の項目によって異なることを強調しておくことが重要である。

- (1) **著作物の種類**（コンピュータソフトウェアおよびアプリケーションまたは他の著作物）
- (2) **権利所有者の資格**（自然人もしくは法人であるか、または学生であるか）

* 学生については、SAIP は、学生が著作権を登録して保護し、あらゆるサービスを楽しむよう学生の手数を減額することを明らかにした。これは、国内のクリエイターを支援し、啓発された社会と人間の創造性に満ちた将来を構築することに寄与する。¹⁷¹

専門家手数料については、著作物の種類と権利所有者によって異なる。

¹⁷⁰ <https://www.saip.gov.sa/en/services/#copyrights>

¹⁷¹ <https://saip.gov.sa/en/news/1027>

3.5.5.2 権利者の権利

サウジアラビアはベルヌ条約に加盟しており、同条約では、氏名表示権と同一性保持権という二種類の著作人格権を規定している。これらの権利は、次の通り、ベルヌ条約第6条の2に規定されている。

- 著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利および著作物の変更、切除その他の改変または著作物に対するその他の侵害で自己の名誉または声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。
- 著作物を初めて公衆の利用に供することについて決定を下す権利および当該著作物を利用に供する手段と時期を決定する権利
- 著作物の創作者であることを主張する権利および可能であれば著作物の全ての複製物にその氏名を表示させる権利
- 著作物の頒布を禁止する権利または必要に応じて第三者を補償して頒布中の著作物を回収する権利（深刻、正当かつ合法的な根拠が存在する場合。裁判所の決定に基づいて行う）

また、サウジアラビア著作権法は、次の通り、第（8）条により、著作者に著作人格権を付与している。

[「1. 著作者は、次の事項を実行する権利を有する。

- a) 著作物を自らに帰することまたは仮名もしくは匿名で著作物を公表すること
- b) 著作物の侵害に対して異議を申し立て、著作物自体の削除、変更、追加、歪曲、改悪その他の改ざんを防止すること
- c) 自らの裁量において著作物の修正または削除を行うこと
- d) 頒布中の著作物を回収すること

2. 本条第（1）項に定める著作人格権は著作者の永続的権利であり、放棄または時効による消滅の対象にならない。

3. 著作人格権はその所有者が保持するものとし、いかなる方法であれ、著作物の利用権を付与することによって失われることはない。

4. 本法に定める著作人格権は、相続人のいない所有者が死亡したときは当局に移転する]」。

経済的権利については、サウジ著作権法第9条は、著作者またはその指名を受けた者は、著作物の性質に応じ、次の事項の全部または一部を実行する権利を有すると規定している。

- (1) 著作物を可読形式で印刷して公表すること。著作物を音声テープもしくはビデオテープ、コンパクトディスク、電子メモリまたは他の頒布手段に記録すること
- (2) 著作物を他の言語に翻訳すること、著作物を引用もしくは変更すること、または音声素材もしくは映像素材を再頒布すること
- (3) 著作物を、表示、演技、放送、データ伝送網など、可能な手段により公衆に伝達すること
- (4) 許容される商業レンタルを含む、著作物一般のあらゆる形式の実質的利用

美術的著作物および文学的著作物の著作者については、その実演家、作曲者、音声記録の制作者ならびに放送団体は、以下の通り、実施規則の規定により経済的権利を享受する。

➤ **実演権および公演権** 著作権法施行規則第5条に次の通り規定されている。

演劇著作物、ミュージカルおよび音楽の著作物の著作者またはその代理人は、次の事項を許可する権利を有する。

- (1) あらゆる方法または手段により、その著作物を上演または公演すること
- (2) あらゆる手段により、その著作物の上演および実演を固定することまたは公衆に送信すること
- (3) その著作物を翻訳すること

➤ **追跡権** 著作権法施行規則第6条に次の通り規定されている。

造形美術品の原作および音楽原稿の原作の著作者は、その著作物の原作の所有権を譲渡した場合であっても、これらの著作物の販売取引の収益について一定割合の分与を得る権利を有する。これは、建築の著作物および応用美術の著作物については適用されない。

➤ **実演家、音声記録の制作者および放送団体の保護に関する権利** 著作権法施行規則第7条に次の通り規定されている。

● **1：実演家および音声記録の制作者は、次の事項を許可する独占的権利を享受する。**

- (1) あらゆる手段または方法による公開口述を含め、その著作物を公演すること
- (2) あらゆる手段により、その著作物を公衆に送信することまたは実演すること
- (3) その実演を有形の形式で固定すること
- (4) その著作物の全部または一部をインターネットで伝送することを許可すること
- (5) その音楽著作物の音声を固定し、それを特定の国で頒布することを許可すること。独占的使用権を有する国から輸入された複製物または著作者の許可を得ずに製造された複製物は全て著作権違反とみなされ、没収される。
- (6) その原著作物の頒布と賃貸を許可すること
- (7) 音声記録の制作者は、その音声記録の直接的または間接的な複製を許可または禁止する権利を有する。

● **2：放送団体。放送団体は、その許可を得ずに行われる次の行為を禁止する権利を有する。**

- (1) 放送番組の固定および複製
- (2) 無線手段による再送信および素材の公衆伝達
- (3) 直接放送と受信による方法または受信機による方法もしくは有線による方法を決定すること
- (4) 無線放送番組を公共の場で、または閉鎖区域の内部無線放送により、公衆に伝送すること

著作者人格権と経済的権利の比較¹⁷²

著作者人格権	経済的権利
所有者の保有する著作物の同一性と所有権を保護する著作者の権利と定義されており、いかなる方法であれ、著作物の利用権を他の者に付与することによって失われることはない。	著作者に付与された権利のうち著作者に経済的メリットまたは利益をもたらす仕方では著作物を利用する権利と定義されている。著作者による経済的権利の放棄は、著作者があらゆる行為をなす権限を引き続き保持しているため、その著作者人格権には影響を与えない。
これらの著作者人格権は著作者の永続的権利であり、放棄または消滅の対象にならない。当該権利の移転は無効とみなされる。 著作者人格権は、相続人のいない所有者が死亡したときは SAIP に移転する。	経済的権利は、その全部または一部を移転することができる。 移転は、書面で記録されるとともに、移転対象権利の時間的・地理的範囲を限定しなければならない。

著作権法第 12 条により、著作者がその将来的な知的制作物の一切を譲渡しても無効とみなされることを強調しておくことが重要である。

3.5.5.3 使用許諾

著作権使用許諾は、著作権所有者が使用権者に著作物使用許可を与えるものである。SAIP は「著作物記録サービス」を提供しており、出願人は、著作物に係る任意の行為を登録することができる。当該サービスの狙いは、著作権法に規定する経済的権利を著作権者が享受することを認めることにある¹⁷³。

• 強制許諾

定義：「他の者が、著作者または権利所有者の同意を得ずにアラビア語の翻訳または複製物の著作物を利用することを許可すること」。

SAIP による強制許諾サービスの開始

SAIP は 2022 年 11 月 4 日、著作物の強制許諾サービスを開始するとオンラインポータルで発表した¹⁷⁴。このサービスにより、教育機関および放送当局は、著作権法およびその施行規則に規定された規則、条件および事例に基づき、翻訳および複製のために著作物の強制許諾サービスを享受できるようになる。

このサービスの開始は、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（開発途上国向けの規定）に規定された権利のうち（翻訳および複製の権利の制限）に係るものをサウジアラビアが享受することを求めるベルヌ条約に沿ったものであるとともに、SAIP 理事会が次の場合において著作物の

¹⁷² <https://saip.gov.sa/ip-paths/>

¹⁷³ <https://www.saip.gov.sa/en/services/365/>

¹⁷⁴ <https://www.saip.gov.sa/news/1414/>

出版が公益に適うと判断したときに事例ごとに規則を実施することにより指定された期間の経過後に当該著作物の出版許諾を付与できる旨を定めた著作権法第 16 条に沿ったものである。

- a) 著作権所有者が原語によって出版されている著作物の複製物を、公衆の一般的必要性または学校もしくは大学の教育上の必要性を満たすために、王国内の類似著作物の価格と同等の価格で王国内において利用可能にしていない場合であって、著作者が当該著作物の複製物を利用可能にすることを拒絶した場合
- b) 原著物またはそのアラビア語訳のあらゆる版が絶版になっている場合であって、著作権所有者が要請を受けたにもかかわらず当該著作物を利用可能にしなかった場合
- c) 翻訳著作権所有者により、またはその許可の下に当該著作物の翻訳が出版されていない場合であって、当該翻訳を教育課程で利用することが目的である場合
- d) サウジ著作者の相続人またはその承継人が本法第 11 条により移転を受けた権利を、正当な理由なく、請求日から 1 年以内に行使しなかった場合

当該使用許諾は、著作権所有者によって、またはその許可の下に当該著作物または翻訳が出版され次第終了する。

法律によれば、理事会は、発行された各使用許諾について使用権者が著作権所有者に支払うべき対価を指定することができ、著作権所有者はその決定に係る不服を苦情処理委員会／控訴裁判所に申し立てる権利を有する。強制許諾の申請に必要な手続と条件は実施規則で定める。

強制許諾申請の一般的条件

1. 当該著作物 - 許諾を求めるもの - が、使用権者またはその代理人によって王国内において原語で出版されている。
2. 著作者またはその代理人が当該著作物の複製物を利用可能にしていない。
3. 公的必要性または教育・研究上の必要性を満たすために当該著作物を翻訳または複製する必要性が王国内にある。強制許諾の目的は、営利目的または事業目的であってはならない。
4. 強制許諾を被付与者に制限してはならず、他の者もそれを享受することができる。
5. 各強制許諾申請は、一件の著作物に限定しなければならない。
6. 各強制許諾申請を個別に裁定する。
7. 権利所有者に公正な対価が支払われなければならない、SAIP 理事会が金銭報酬を決定する。ただし、使用権者がその履行を約束することが条件となる。
8. 強制許諾が付与された著作物に、著作者の氏名と著作物の題名を表示する義務
9. 翻訳の場合は、翻訳された著作物の全ての複製物に、当該著作物の原題名 - 原語による - を表示する義務
10. 使用許諾に基づいて発行された各複製物には、当該複製物は王国内での頒布のみを目的に提供されている旨の文言を表示しなければならない。

強制許諾申請の特別条件

- 1- 強制許諾申請者が、当該著作物に氏名が表示されている権利者から約定使用権を取得するよう必要な努力をしたが、請求が拒否されたことを示す証拠を提出する。
- 2- 申請者が、約定使用権を請求したが、権利の所有者（著作者または発行者）が少なくとも許諾申請の3カ月前にその請求に応答せず、または拒否したことを証明する。
- 3- 申請者が必要な注意を払ったにもかかわらず、著作権所有者（著作者または発行者）と連絡がとれず、またはその者を認識できなかった場合は、少なくとも許諾申請の3カ月前に、翻訳または複製される著作物の出版国とみなされる国の管轄当局に通知するとともに、その証拠を当局に提出する。
- 4- 当該著作物の適正な翻訳および正確な複製を保証する能力があることを示す証拠を提供する。
- 5- 保有者に金銭報酬を支払う能力があることを示す証拠を提出する。
- 6- 版の数に基づいて、使用許諾に係る著作物の小売価格を決定する。

プロセスと要件

強制許諾申請は、申請者またはその法定代理人が電子的手段により行うことができる。強制許諾の申請者は、サウジ国民またはサウジアラビアに所在する法人でなければならない。次の手順を行う必要がある。

- 1- 著作物の強制許諾を申請するには、SAIP ポータル上の「強制許諾様式」に必要事項を記入しなければならない。
- 2- サービスガイド／マニュアルを読み、申請要件が満たされていることを確認する¹⁷⁵。
- 3- 著作物の強制許諾申請書を ccl@saip.gov.sa に電子メールで送信する。

サービスの所要期間：6カ月

強制許諾の有効期間

- 1- 評議会は、付与決定において強制許諾の有効期間を決定するとともに、使用権者が著作物を公衆に移転する際に用いる手段または媒体も決定する。
- 2- 評議会は、使用権者が正当な理由があることを証明した場合、強制許諾の有効期間を延長することができる。

強制許諾の金銭報酬の支払い

強制許諾の申請者は、許諾申請の受諾決定の通知を受けた後、評議会が許諾の対価として定めた金銭報酬を、通知日から30日以内に権利者に支払わなければならない。ただし、申請者がその証拠を提出することが条件となる。この期限内に支払いがない場合は、施行規則第45条により、許諾申請が強制的に取り消されたとみなされる。この場合を除き、申請者が権利所有者を発見できない、または連絡がとれない場合は、許諾決定書に定める通りである。

¹⁷⁵ https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-11/%D8%A7%D9%84%D8%AF%D9%84%D9%8A%D9%84%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%B3%D8%AA%D8%B1%D8%A7%D8%B4%D8%A7%D8%AF%D9%8A%20%D9%84%D8%AE%D8%AF%D9%85%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B1%D8%AE%D9%8A%D8%B5%20%D8%A7%D9%84%D8%A5%D9%84%D8%B2%D8%A7%D9%85%D9%8A%20%D9%84%D9%85%D8%B5%D9%86%D9%81%D8%A7%D8%AA%20%D8%AD%D9%82%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D8%A4%D9%84%D9%81_0.pdf

強制許諾が取り消される場合

施行規則第 43 条は、SAIP 理事会が強制許諾を取り消さなければならない場合を次の通り定めている。

- 1- 使用権者が、付与決定で規定された期間内に、王国の必要性を満たすに足る仕方強制許諾を利用しなかった場合
- 2- 使用権者が強制許諾を違法に取得したことが証明された場合
- 3- 使用権者が、許諾に係る複製物を作成する際に、著作権法第（21）条の規定に違反した場合
- 4- 使用権者が強制許諾のいずれかの規定に違反した場合

強制許諾が解除される場合

強制許諾に係る著作物が権利者によって、またはその許可の下にアラビア語に翻訳され、または王国内で頒布可能になった場合であって、その内容が出版済み翻訳と同じであるか、または王国内の通常価格に近い価格である場合、SAIP 理事会は、権利者から通知を受けた後、強制許諾の効力を解除する。ただし、権利者が、当該著作物の翻訳または複製物を提供する権限を有する者に通知し、その証拠を提出することが条件である。

施行規則第 44 条により、許諾の解除は、使用権者への通知日の 3 カ月後に効力を生じる。なお、強制許諾に基づいて発行された複製物は、無くなるまで王国内で頒布を続けることができる。

強制許諾決定の公開

強制許諾の付与決定、解除決定および取消し決定は、当局の記録に記録するとともに著作者の氏名、連絡先、許諾の種類、使用権者の氏名および許諾の存続期間と合わせて公開し、施行規則第 47 条により使用権者に通知しなければならない。

3.5.5.4 登録更新

各著作物の保護期間満了後に登録を更新することはできない。

保護期間の満了

著作者は、その名誉および声望が損なわれる場合または著作物が歪曲される場合には、その著作物の複製もしくは販売に対して異議を申し立てる、または保護期間が終了して経済的権利が満了した後にその原著作物の派生的著作物を作成する権利を有する¹⁷⁶。

¹⁷⁶ 著作権法施行規則第 51 条

3.5.6 権利行使

3.5.6.1 執行機関

著作権侵害委員会 – 「分野：知的財産権遵守」

著作権の行使は現在、サウジ知的財産当局「SAIP」に訴えを提起することにより開始することができる。著作権保護法の侵害に係るそのような訴えはオンラインで行うことができ、管轄の著作権委員会が裁定を行う¹⁷⁷。

著作権委員会は、ヒジュラ暦 03/07/1441（西暦 2020 年 2 月 27 日）に発行された SAIP 理事会第（7/2/2020）号に基づき設置されており¹⁷⁸、著作権侵害、著作権法違反および法律の規定による法定処罰を管轄している。

当該委員会の決定は、ヒジュラ暦 1440 年、1441 年、1442 年および 1443 年の分が SAIP プラットフォームで公開されており、このリンク（<https://www.saip.gov.sa/en/committees-secretariat/#documents>）からアクセスできることを強調しておくことが重要である。

- 侵害の訴えの審査

SAIP による書類の技術的審査（施行規則第 23 条）

- 1- 当局に提出された訴状の初回審査を行い、書類と証拠を審査し、それらが、準備された様式による訴状登録の要件を満たしていることを確認する。
- 2- 管轄部局が訴えに関する提出書類およびその裏付けとなる証拠の内容を分析して、著作権侵害があるかどうかを確認し、少なくとも次の情報を含む技術報告書を、著作物の種類に応じて作成する。
 - a) 訴状の基礎的情報
 - b) 原著作物および侵害者の詳細な説明
 - c) 侵害される原本および複製物の数の決定
 - d) 提出された著作物または証拠に含まれる違反および犯罪
 - e) 著作物および侵害の方法に関する他の技術的情報または事実
 - f) 侵害の存在を裏付ける入手可能な証拠、書類および法律の条文により、違反が立証されるかどうかを勧告する。
 - g) 分析官は、違反が立証されたかどうかを示す訴状報告書を管理部局に提出する。

違反の調査（施行規則第 24 条）

不法行為の存在を示す証拠等があるときは、関係公務員が、法律および規則の規定違反の被疑者またはその代理人の供述をとるが、この目的上、次の事項を行うことができる。

¹⁷⁷ <https://saip.gov.sa/en/services/969>

¹⁷⁸ <https://www.saip.gov.sa/en/committees-secretariat/1456/>

1. 召喚日から3実働日を超えない期間内に、当局の管轄部局に出頭するよう第一回召喚を指示する。
2. 召喚日から5実働日を超えない期間内に、当局の管轄部局を審査するよう最終召喚を指示する。
3. 調査報告書には、次の情報を記載しなければならない。
 - a) 供述をとった時刻、日、年月日および場所
 - b) 供述をとった職員の氏名と記述
 - c) 違反有責者の氏名、身分証明番号および連絡先住所
 - d) 明確にその者に帰せられる違反をその者に突き付けること
 - e) 違反有責者が質問に対して行った回答の全文。これには抗弁も含まれる。
4. 違反有責者は、著作物について不法行為を行った期間および獲得した経済的利益の程度について説明責任を負わされる。
5. 警察官は、必要であれば、当該違反について供述をとる必要があると考える者を召喚し、報告書に書き留めることができる。
6. 当局の管轄部局は、違反行為の発見に際し、所定の行政手続に従って専門家の援助を求めることができる。
7. 管轄部局は、事案および違反を全ての書類と共に委員会に付託して審議を求めなければならない。
8. 違反の被疑者またはその代理人が指定された召喚期限内に出頭しなかった場合は、事案書類が委員会に付託され、この点に関する決定が出される。

訴えのプロセスと諸段階

第一段階：SAIPの知的財産権遵守局がデータを収集・分析する。

1. SAIPのウェブサイト (<https://complaints.saip.gov.sa>) にログインする。
2. 電子メールでコンタクトセンターのポータルにログインする。
3. 必要なデータを入力する。
4. 著作権侵害申請を提出するを選択する。
5. 必要な侵害要件を記入し、必要な要件を遵守する。
6. 要求されるものと必要書類を添付する。
7. 関連部局に申請し、依頼人について必要な要求事項が完了していることを確認する。
8. 管轄部局が申請（訴え）を技術的に検討・分析し、法律上の要求事項を完了する。
9. 申請（訴え）を委員会事務総局の管轄委員会に付託して検討と決定を求める。

第二段階：著作権保護法に対する違反を審査する。

1. 委員会事務総局が知的財産権遵守局から訴えを受け付け、事件登録に必要な書類と文書が揃っていることを確認したうえで、審査を行う。
2. 訴えを著作権解決委員会に提示して解決を求める。
3. 訴えを理事会に付託し、委員会の決定を、委員会事務総局経由で関係者に通知する。
4. 法定不服申立て期限（60日）の経過により決定が確定したことを確認する。
5. 委員会の決定に実施用最終版を追加する。
6. 委員会の決定に対する不服申立てがなされた場合、依頼人は、法定の不服申立て期限が終了する前に管轄裁判所に訴えることができる。

所要期間：事案ごとに異なる。

- **刑事訴訟手続**

刑事訴訟手続は、SAIP 著作権委員会から付託された後に検察が行う。侵害者は、著作権法第 22 条に規定された罰を科される。

- **民事訴訟手続**

著作権を侵害された著作権者は、侵害者を相手取り、管轄の商事裁判所に民事訴訟を提起して補償を求めることができる。補償は、著作権法第 22 条に規定される通り、侵害および発生した損害の規模に見合ったものではない。

- **裁判管轄**

著作権は知的財産権の一つであるため、関連する紛争については、商事裁判所が商事裁判所法に従って管轄裁判所になる。関連する情報は全て、上記セクション 12) に参考情報として提供されている。

3.5.6.2 著作権侵害

侵害は、サウジの法律およびサウジが加盟している国際協定により処罰される行為である。著作権法第 21 条は侵害にあたる行為を規定しているが、これには次の行為が含まれる。

- 著作者、その相続人または代理人の書面による許可または契約なしに、発行者の所有に属さない著作物を公表すること、または、所有権がある状態で公表すること
- 著作者に知らせずに、かつ、その書面による事前同意を得ずに、著作物、その性質、主題または題名を変更すること。変更が、発行者、制作者、配布者などいかなる者の手によるかは問わない。
- 制作者、発行者または印刷者が、著作権所有者の書面による事前同意を得ずに著作物を再版すること
- 書面または電子形式の情報を削除して所有者の著作権を脅かすこと
- 著作物の複製物の真正性を保証する電子的保護コードを削除またはクラックすること
- コピーされたソフトウェアを使用することや、違法な手段によって放送番組を受信することなど、知的著作物を著作権所有者が許可していない仕方です詐欺行為によって商業的に利用すること
- 権利所有者が定めた手段以外の手段による著作物の受信または利用を助長するツールを製造または輸入すること（販売またはレンタルを目的とする場合も含む）
- 有償・無償の別を問わず、著作権所有者および SAIP 当局の書面による同意を得ずに、書籍の一部、著作集または著作物の一部を複製すること、またはその写真を撮ること。ただし、著作権法第 15 条に明示的に規定された合法的複製を除く。
- 著作物の模倣品、模造品または複製物を輸入すること
- 商業施設、倉庫その他の施設において侵害著作物を保管すること
- 著作権法に規定された保護権利のいずれかを侵害すること、またはその規定のいずれかに違反すること

🌈 侵害の例外 – 「公正使用の法理」

著作権法第 15 条によれば、著作物を原語または訳語で次のように使用することは、著作権所有者の許可がなくても合法的である。

1. 著作物を個人的使用のために複製すること。ただし、コンピュータソフトウェア、音声著作物および視聴覚著作物を除く。
2. 著作物の一部を他の著作物で引用すること。ただし、当該引用が確立された慣習に沿っており、意図された目的によって正当化される範囲内であること、および、著作物中の引用が行われる部分で出典と著作者の氏名が表示されることを条件とする。これは、新聞および定期行物から抜粋したジャーナリストティックな要約にもあてはまる。
3. 次の条件により、意図された目的によって正当化される範囲内において教育上の説明のために著作物を使用すること、または、公立図書館もしくは非営利の文書センターのために複製物を一部もしくは二部作成すること
 - a) 当該使用は、商業的または営利的であってはならない。
 - b) 複製は、当該活動に必要な範囲に制限しなければならない。
 - c) 当該使用は、著作物の実質的恩恵を損ねるものであってはならない。
 - d) 著作物の絶版、紛失または損傷
4. 新聞または定期行物で発表された記事で時事を取り扱ったものまたは同様の放送著作物を引用または複製すること。ただし、出所と著作者の氏名が明らかであれば明記することを条件とする。
5. 現在のイベントが公開されている間は静止画または動画により視聴することが可能な放送著作物を複製すること。ただし、出所が明示され、意図された目的の範囲内にとどまることを条件とする。
6. 公の場での演説、講義、裁判手続または公然と提示された他の同様の著作物をメディアが複製すること。ただし、著作者の氏名が明示されることを条件とする。著作者は、自らが適切と考える方法で当該著作物を公表する権利を保持する。
7. 放送団体が、保護された著作物のうち放送または上映の許諾を得ているものについて、独自の手段により – 著作者の著作権を損なうことなく – 一時的記録を 1 部以上制作すること。ただし、全ての複製物が、作成日から 1 年を超えない期間内に、または著作者がそれよりも長い期間を承諾している場合はその期間内に、廃棄されることを条件とする。この記録の複製物は、唯一無二のドキュメンタリー著作物である場合には、公式記録保管所に預託することができる。
8. 政府団体、公益法人または学校の劇場による公表後に著作物の演奏、上演、実演または上映を行うこと。ただし、当該演奏、実演または上演が直接的または間接的な経済的利得につながらない場合に限る。
9. 教育課程のために作成された学校図書または歴史、文学および芸術の書籍で公表された著作物、図面、図画、デザインまたは地図からの短い引用を複製すること。ただし、当該複製が必要な範囲内で行われること、および、著作物の題名と著作者の氏名が表示されることを条件とする。

🌈 著作権侵害の評価と抗弁

著作権侵害は、著作物が概ね独特であるかおよび／または同一の方法で表現されているかに基づいて評価される。侵害の主張に対する一般的な抗弁は次の通りである。

- 特定の目的物が著作権法で保護されていない。
- 被告の行為は、著作権所有者の独占的権利の範囲外であり、著作権法上の侵害にあたらぬ。

✚ 著作権侵害の責任

著作権法施行規則第2章第11条は、侵害責任について次のように規定している。

- 1：知的著作物の原本を入手し、賃貸、翻案または他の者による複製もしくは複製の許可または著作者による権利行使に影響を与えるもしくは妨げる他の行為によって当該原本を利用する者は、著作権を侵害したとみなされる。
- 2：企業の従業員が知的著作物について行った違反行為については、模倣またはコピーされたコンピュータプログラム、音声テープもしくは映像テープを保管する、または模倣プログラム、デコードされた著作物もしくは同様の著作物がロードされた電子機器の保守を実施するなど、当該企業が当該行為を知っていたことまたは当該企業に過失があったことが立証された場合は、当該企業に責任があるとみなされる。
- 3：違反行為を知りながら保護著作物の複製、販売、輸入、輸出、輸送、出版または賃貸をした者は、著作権を侵害しており、法律および本規則の規定に違反しているとみなされる。

また、施行規則第17条は、保守事業所（「表示・受信用の電子機器の保守サービスを提供するもの」）の責任を問う条件について、デコードされた機器または模倣プログラムがロードされた機器を保有しているか、または保守作業で模倣プログラムを使用していることが判明した場合には、著作権の侵害について責任を負うとみなされると規定している。

✚ 著作物の種類別の違反行為

● 文学的著作物の侵害

個人的使用の範囲を超える使用は、文学的著作物の侵害とみなされる。施行規則第12条は、次のような侵害行為を規定している。

- (1) 職務を遂行するために著作物を使用および複製または利用すること
- (2) 商業的または営利的な目的のために著作物を使用すること
- (3) 著作者が許可していない方法で著作物を使用すること
- (4) 原本を所有しているとの口実の下、著作物を賃貸し、複製し、または他の者による複製もしくは翻案を許可すること
- (5) 著作者による著作者人格権または経済的権利の行使を妨げる行為
- (6) 複製物を商業的利用に供するため、または学生、教育機関もしくは他の者に販売するために著作物を複製することは、著作権侵害とみなされる。
- (7) 雇用主による著作物の原本の所有は、個人的使用という口実の下でそれを複製し従業員に頒布する権利を雇用主に付与するものではない。

注：複製は、デジタル複製など、方法や形式の如何を問わない。

なお、施行規則は、原本を保全するため、複製物に書き込むため、一部の段落を翻訳するため、または個人的意見を表明するコメントを書き込むために著作物を複製するなど、個人的使用のみに知的著作物を使用することは、個人的使用の範囲内とみなされると明確に規定している。これらの目的を超える使用は、個人的使用とみなされない。

● 音声著作物、視覚著作物および放送著作物の侵害

施行規則第 13 条で規定されている次の行為など、音声著作物、視覚著作物および放送著作物の所有者の指定を超える使用は、著作権侵害とみなされる。

- (1) 店舗、レストラン、ホテル、クラブ、病院および訪問者または会合が多い他の類似した場所でラジオ、音楽、映像または衛星伝送を使用するなど、著作権所有者の事前許諾を得ずに著作物を公衆に伝達すること
- (2) 放送素材を違法な手段で提示するために防護壁を破ること
- (3) 提示、賃貸または販売を目的とした放送素材の複製
- (4) 他の者の権利を侵害するため、表示機器の製造上の限界を超えさせる目的で、その電子チップを追加または除去すること

● 実演権の侵害

施行規則第 14 条は、次の行為など、実演権の侵害とみなされる行為を規定している。

- (1) 著作物が学校の劇場などで実演される場合であって、著作物の実演者が所有者の事前承認を得ていない場合。著作権法第 (15) 条第 (8) 項により、著作物の実演が教室内で教育目的で行われる場合は、合法的な使用とみなされる。
- (2) 権利所有者の承認を得ずに利用または公衆への提示を目的として写真を撮るまたは記録するなど、著作物の実演中に著作物を複製することは、著作権侵害とみなされる。

● 電子機器のデコード

施行規則第 15 条によれば、次の行為など、製造者が生産した電子機器からオリジナルの注意喚起情報を削除することとなる行為は著作権侵害であり、これを助長した者は、侵害行為をしているとみなされる。

- (1) 製造者の設計による限界を超えるために、表示・受信機器の電子的または非電子的装置を除去または追加すること
- (2) 機器の設計上の限界および能力を超えるために、表示・受信機器を動かすオリジナルプログラムを取り消して、模倣プログラムをロードすること

● コンピュータプログラムの侵害

コンピュータプログラムおよびゲームは、ソースコード形式とオブジェクトコード形式のいずれであっても保護を受ける。施行規則第 16 条によれば、次の行為など、権利所有者が指定したものとは異なるプログラムを使用することは、著作権侵害とみなされる。

- (1) ソフトウェアおよびゲームのプログラムの複製

- (2) 当局の承認を得たうえで当該権利を行使することを許可する書類がないにもかかわらず、ソフトウェアもしくはゲームのプログラムを賃貸すること、またはそれらの一括使用を許諾すること
- (3) ローカルネットワークまたは機器に、複製されたソフトウェアをロードすること

著作権の侵害および違反の検出

施行規則第 18 条によれば、違反／侵害は次のいずれかの方法で検出することができる。

- (1) 権利所有者またはその代理人による訴えまたは書面通知。これには、当該侵害を証明する証拠と裏付け書類が含まれていなければならない。
- (2) 知的著作物をその活動で使用している公企業および店舗に対する当局の検査官の定期的または抜き打ちの現場視察

管轄部局の職員は、機器、作品、商品など、違反を検出し、著作権侵害の証拠を確保する業務について責任を負う。違反検出記録は、起草者が起草したうえで署名し、次の情報を含めなければならない。

- (1) 店舗の名称、住所およびその所有者の身元情報
- (2) 違反が検出された場所および検出の月日時
- (3) 違反検出時に現場に居た作業員の氏名
- (4) 侵害された著作物の題名、性質、検出された複製物の数と明細
- (5) 違反の種類、事実、理由および状況

3.5.6.3 救済手段

著作権法第 22 条に規定された救済手段は次の通りである。

1：本法の規定に違反した者は、次の罰のうち一または複数に処する。

- (1) 警告
- (2) 25 万リヤル（約 875 万円）以下の罰金
- (3) 違反施設または著作権侵害に関与した施設の 2 カ月以下の閉鎖
- (4) 著作物の全ての複製物および著作権の侵害に使用された物または当該使用を目的とする物の没収
- (5) 6 月以下の禁固

2：同一の著作物または他の著作物について侵害が繰り返し行われた場合は、罰、罰金および閉鎖の上限が 2 倍になることがある。

3：違反が禁固もしくは 10 万リヤル（約 350 万円）を超える罰金または免許取消しを伴うものであれば、委員会が判断した場合、事案は、苦情処理委員会／裁判所への付託に向けて理事会に付託される。

4：委員会は、権利を侵害されて訴えを提起した著作者を受益者とする金銭補償を決定することができる。補償は、侵害および発生した損害の規模に見合ったものでなければならない。

5：委員会は、侵害者に対する名誉毀損の処罰をその決定に含めることができる。当該処罰の公表は、その者の費用負担において、委員会が適切と判断した方法により行わなければならない。

6：委員会は、侵害が商業的イベントの最中に発見された場合には、侵害施設による活動、機会または展示会への参加の停止をその決定に含めることができる。ただし、停止期間は 2 年を超えてはならない。

7：委員会は、被侵害著作物から作成された複製物、資料または図面の保全没収に加え、被侵害著作物の印刷、その制作、出版または頒布の差止命令を出すことができる。委員会は、訴えまたは不服に関する最終決定が下されるまでの間、著作権を保護するために必要と考える一時的措置を講じることができる。保全没収の手続は実施規則で定める。

国境措置

施行規則第 33 条により、自らの権利を侵害している著作物が輸入または輸出されようとしていると考える正当な理由を有する著作権所有者は、著作権委員会に申請書を提出して、輸入された著作物または輸入もしくは輸出される予定の著作物が国境に到達し次第これを止めて差し押さえることを求めることができる。

著作権委員会は、影響を受ける当事者を保護し、権利の濫用を防ぐために、申請者に対し、十分な金銭保証を提出するよう求めることができる。

申請者は、主訴状と侵害の発生を示す裏付け証拠を 10 実働日以内に著作権委員会に提出しなければならない。著作権委員会は、措置開始後 31 日以内に、当該措置の修正、取消しまたは確認を検討しなければならない。

著作権委員会は、申請者に対し、輸入者または輸出者に著作物の誤った差押えの結果生じた損害に対する適切な補償を支払うよう求めることができる。

著作権委員会は、権利所有者に、著作物を検査して申立てを証明する十分な機会を与えることができる。輸入者も、著作物を検査する同様の機会を得ることができる。

侵害が証明された場合、著作権委員会は、著作物の送り主および名宛人の氏名と住所ならびにその数量を権利所有者に通知することができる。

予備的救済手段

保全差押え

施行規則第 3 節は、暫定的保護措置を規定している。第 32 条に基づき、著作権委員会は、著作権侵害を防ぎ、著作権を侵害している輸入著作物が商業販路に到達することを防ぐための暫定的措置を即時に実施する権限を有する。

著作権委員会は、遅延すると損害が発生するまたは証拠が損なわれるおそれがある場合には、影響を受ける当事者に知らせずに暫定的措置を実施する権限を有する。

著作権委員会は、暫定的保護措置の申請者に、次のものの提出を求めることができる。

- 申請者が当該著作権の所有者であることを示す手元にある証拠
- その権利が侵害されているか、そのおそれがあることを示す予備的証拠

- 影響を受ける当事者を保護して権利の濫用を防ぐため、または適法な権利行使を確保するための十分な金銭保証
- 訴えの正当性を判断するために必要な証拠

保全差押え措置の実施後、著作権委員会は、影響を受ける当事者に対し、措置開始後 31 日を超えない暫定期間内に自らの見解と抗弁を提出するよう通知する。著作権委員会は、措置開始後 31 日以内に、当該措置の修正、取消しまたは確認を検討しなければならない。

著作権委員会は、影響を受ける当事者の請求により予備的措置を取り消すことができるとともに、申請者が委員会の決定した 31 日以内の期間内に要求書類を提出しなかった場合は、措置を一時停止することができる。

暫定的措置が取り消された場合もしくは申請者の過失によりその有効期限が満了した場合、または侵害がなかったことが後に明らかになった場合、委員会は、影響を受ける当事者の請求により、申請者に対し、影響を受ける当事者が当該措置の結果被った損害に対して適切な補償を支払うよう命じることができる。

予防的保全差押え

施行規則第 34 条に基づき、国境の入国地点にある SAIP の事務所は、著作権侵害の存在を示す一応の証拠がある場合には、入国地点の税関当局と調整のうえ、著作物の引渡し手続を停止することができる。入国地点の事務所は、著作権委員会と連携して、必要な措置を講じる旨を直ちに SAIP の管轄部局に通知しなければならない。

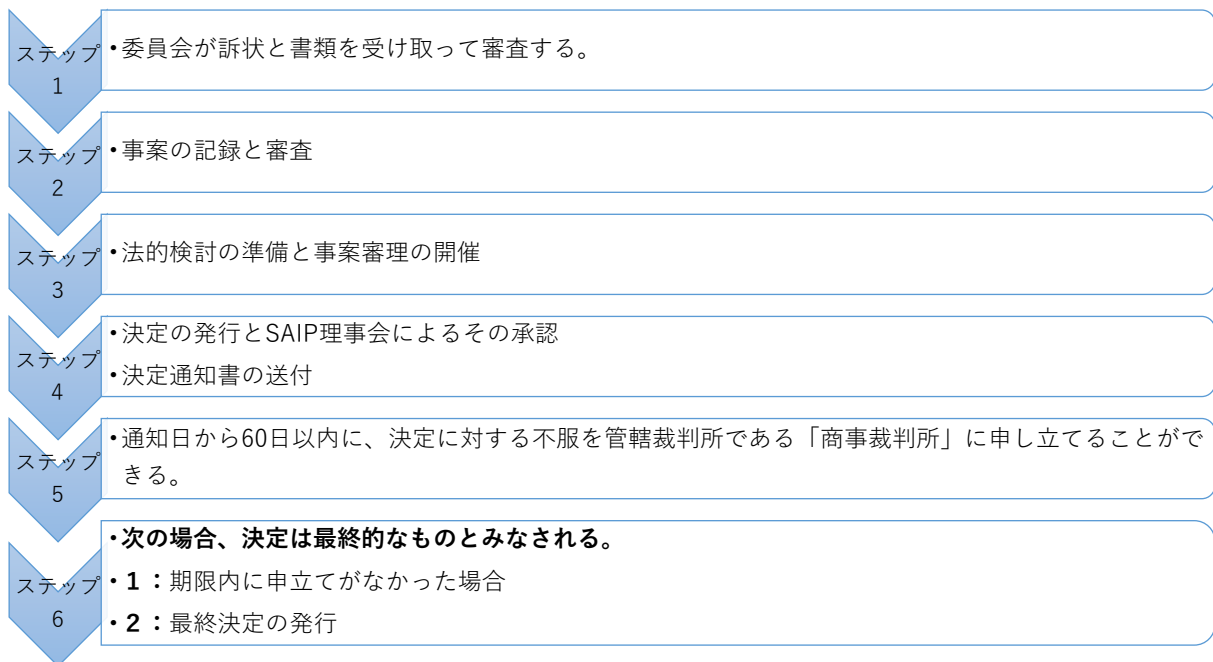
3.5.6.4 比較表付き救済手段のまとめ

サウジアラビアで利用することのできる著作権関連の救済手段	
差止命令	利用可能
損害賠償金	補償は、侵害および発生した損害の規模に見合ったものでなければならない。
罰金	25 万リヤル（約 875 万円）以下の罰金。再犯の場合は 2 倍になることがある。 違反が 10 万リヤル（約 350 万円）を超える罰金を伴うものであると委員会が判断した場合は、事案を裁判所に付託しなければならない。
侵害品の廃棄	利用可能
判決の公表	侵害者に対する名誉毀損の処罰が利用可能。決定の公表は、侵害者の費用負担において行わなければならない。
刑事訴訟手続	6 月以下の禁固。再犯の場合は 2 倍になることがある。
国境留置	利用可能
その他	- 警告 - 違反施設の 2 カ月以下の閉鎖。再犯の場合は 2 倍になることがある。 - 著作物の全ての複製物および著作権の侵害に使用された物または当該使用を目的とする物の没収

	<ul style="list-style-type: none"> - 委員会が免許取消しを認めた場合は、事案を裁判所に付託しなければならない。 - 侵害が商業的イベントの最中に発見された場合には、侵害施設による活動、機会または展示会への参加の停止。ただし、停止期間は2年を超えてはならない。 - 著作権侵害を防ぎ、著作権を侵害している輸入著作物が商業販路に到達することを防ぐための暫定的措置の即時実施
--	---

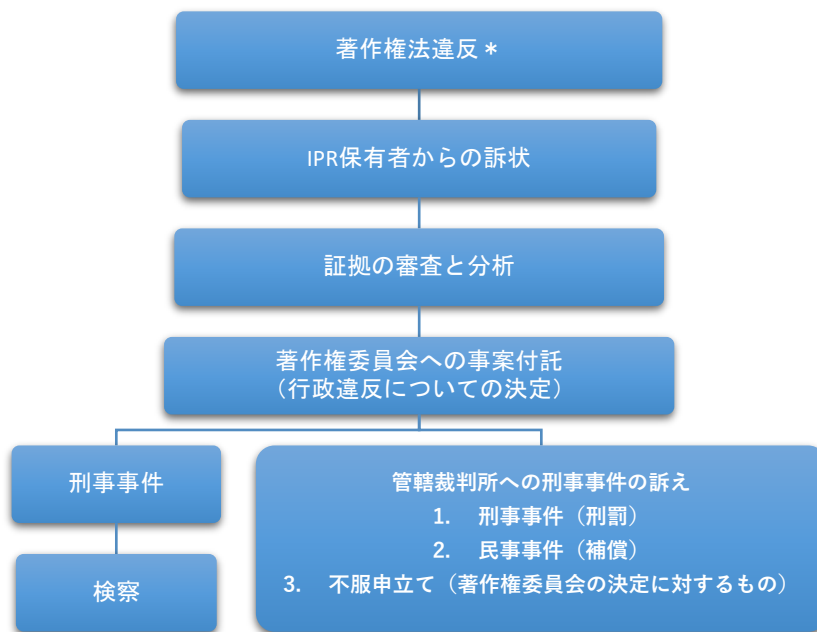
3.5.6.5 権利行使プロセスのフロー図

■著作権委員会への訴えの手続¹⁷⁹



¹⁷⁹ <https://saip.gov.sa/en/committees-secretariat/1456/>

• 著作権保護制度に違反した場合の処理手順¹⁸⁰



**注：IP 関連訴訟に関する商事裁判所の管轄権および上訴の各段階に関する図は、セクション 3.1.6.5 にある。

¹⁸⁰ <https://saip.gov.sa/litigation-paths/>

4. サウジアラビアの模倣品と著作権侵害品

4.1 サウジアラビアの模倣品と著作権侵害品の定義

模倣は、究極的には知的財産の所有者の法的権利を侵害するものとして、罰則の対象となる行為である。知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）¹⁸¹では、模倣品・著作権侵害品を以下のように定義している。

a) 「**模倣商標商品**」とは、当該商品に関して有効に登録された商標と同一であるか、またはその本質的側面において当該商標と区別することができない商標が無許可で付され、それによって輸入国の法律に基づく当該商標の所有者の権利が侵害される商品（包装を含む）を意味するものとする。

b) 「**著作権侵害物品**」とは、権利者または生産国において権利者から正当に権限を与えられた者の同意なしに作成された複製物であって、当該複製物の作成が輸入国の法令に基づく著作権または関連権の侵害を構成することとなる物品から直接または間接的に作成された物品をいう。

模倣は、権利者の正当な利益を奪い、権利者に損害を与え、企業の技術革新への意欲をそぎ、公衆衛生と安全性を危険にさらす。

4.2 模倣品と著作権侵害品の現状

サウジアラビアは、西アジアに位置し、アラビア半島を領域に含み、湾岸諸国および中東の主要国であり、経済力も強いいため、侵害者を引き付けやすく、アフリカや EU への模倣品の地域中継国と考えられている。

サウジアラビアの主な港は、(Jeddah Islamic Port、King Abdulaziz Port Damman、King Fahad Industrial Port Yanbu、King Fahad Industrial Port Jubail、Jubail Commercial Port、Yanbu Commercial Port、Jizan Port、Dhiba Port、Ras Al-khair Port)である¹⁸²。

サウジの当局と税関は、王国内の模倣品と向き合い、それを減らすために、システムを開発し、真剣に行動している。いくつかの当局の取り組みは、以下の通りである。

1. 喜捨・課税・税関当局および模倣

税関当局は、模倣や模倣品の輸入を減らすため、手続を更新し、自動化されたシステムを構築してきた。サウジアラビアに持ち込まれる商品は、安全性を確保し、関係当局の通関要件を全て満たした後

¹⁸¹ https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_01_e.htm

¹⁸² https://en.wikipedia.org/wiki/Saudi_Ports_Authority

でなければ、通関（Fasah）することができない¹⁸³。さらに、サウジアラビアは、通関前に商標登録を行う効果的なシステムを持つ国の一つである。

- **商標 – 税関登録**

サウジアラビアでは、商標は「喜捨・課税・税関当局」前に登録することができる。商標権者は、当該当局が効果的な国境管理措置を利用する前に商標を登録することが賢明である。税関当局は、自らの疑い、または商標権者の申請により、疑いのある貨物を停止し、登録商標権者またはその法定代理人に連絡して、疑いのある保有製品が本物か模倣品かを確認する。

商標の登録は、サウジ税関当局と侵害対策に関する「覚書」を締結している事務所に属する、所有者の法定代理人が行う。

サウジ税関当局への商標登録に必要な書類：

- サウジアラビア王国での商標登録証明書の写し
- 権限委任状

SAIP は、権利者と税関当局をつなぐデータベースを採用しているため、税関当局は情報を確認し、疑いのある商品について権利者に警告を送ることができることを強調することが重要である¹⁸⁴。

2. サウジ食品医薬品庁(SFDA)および模倣

模倣品に対する他の当局の取り組みは、サウジ食品医薬品庁に見ることができる。サウジ食品医薬品庁は、「医薬品追跡システム(RSD)」というシステムを立ち上げている。

RSD は、製造から消費者に届くまでのサプライチェーンを追跡し、業務を監視することで模倣医薬品を防止し、医薬品の安全性を確保することを目的とした電子システムである。RSD は、在庫管理の改善や廃棄物の削減に貢献するとともに、市場の状況、販売、供給、需要などを定期的に報告する。

サウジアラビアは、電子医薬品追跡システムを世界で最初に導入した国の一つである¹⁸⁵。これは、国家変革プログラムの一環であり¹⁸⁶、サウジビジョン 2030 に合致する。RSD は、製造段階から消費に至るまでの全ての医薬品の出所を把握することにより、社会の保護と全ての医薬品の安全性の保証に貢献する。

2021 年、RSD は 2019 年の開始以来、10 億件以上のサプライチェーンオペレーションを監視している¹⁸⁷。

¹⁸³ <https://saudigazette.com.sa/article/625071/World/Fake-goods-are-prohibited-from-entering-Saudi-Arabia-ZATCA>

¹⁸⁴ <https://www.alyafi-ip.com/ip-and-digital-transformation-saudi-arabia-may-2021>

¹⁸⁵ <https://www.sfda.gov.sa/en/news/79406>

¹⁸⁶ <https://www.vision2030.gov.sa/media/0gqmk1ph/ntp-report-2021-digital-en-1.pdf>

¹⁸⁷ <https://www.arabnews.com/node/1826166/saudi-arabia>

● サウジ食品医薬品庁によるモニタリング・キャンペーンおよび定期的検査ツアー

2022年6月の報告では、SFDAが所轄官庁と協力して、モニタリング・キャンペーンと施設の定期的検査ツアーを実施したことを報告している。

SFDAは1,248回の監視・検査ツアーを実施し、不明な倉庫、違反製品、無許可施設・倉庫の調査、広告、電子アカウントおよびその所有者の追跡、製品ソースの追跡を行った。また、サウジアラビア王国内の全地域で4,677回の検査ツアーの過程で、291件の施設における違反を監視した。

SFDAによる模倣品対策の一環として、8,488個のパッケージが廃棄され、五つの生産ラインが停止、11の施設が閉鎖、四つの施設に罰金を課された。

SFDAは報告書の中で、当局が所在する港で受け取られた荷物の数は、9万9,390品目、2万6,888個に達したことを示した。このうち6,427件は検査によって通関され、334件は不合格となり、残りの荷物は検査なしで通関されたとのことである。

SFDAは、iosとAndroidで利用できるアプリケーション「Tameni」¹⁸⁸と、消費者が違反を報告するための統一番号（19999）を提供している。このアプリケーションは、消費者が製品名で検索すること、またバーコードをスキャンすることができるため、消費者が関心を持つ全ての情報を表示することができる。

3. サウジ知的財産権庁(SAIP) および模倣

SAIPは、基本的に、知的財産、税関、消費者保護に関連する全ての当局を同じ屋根の下に置くために設立されたものである。したがって、全ての関係部門は、直接または間接的にSAIPの傘下で連携することになる。

捜査の際、SAIPの職員はサウジアラビア警察と連携する。警察の許可と権限を得て、SAIP職員は商品／製品の検査のためにあらゆる敷地や施設に立ち入ることができる。さらに、SAIPとMCIは、王国の知的財産権を効果的に保護するために協力し合う。同様に、国境や港でも、サウジ税関庁(SCA)知的財産局が模倣品を発見した場合、税関管理官がSAIPに問題を転送し、その判断を仰ぐ。

一元化により負担が軽減され、今後さらに手続が簡素化されることが期待される。SAIPは、サウジアラビア王国の知的財産法および関税法の関連条文に基づき、所有者および消費者の知的財産権を保護するために効果的に進行していることに留意することが重要である。したがって、SAIPへの権限の漸進的な移行は、知的財産実務家のプロセスを容易にし、知的財産所有者が確実にその権利を有効に享受できるようにするだけでなく、消費者や地域経済を模倣品・模倣品から保護するためにも行われるものである。

また、SAIPは、産業省、商務省、観光省などの様々な政府機関や国内外の大学と協力覚書を締結している。

¹⁸⁸ <https://tameni.sfda.gov.sa/>

さらに SAIP は、定期的に行われる会議やウェビナーでは、知的財産保護に対する意識を高め¹⁸⁹、SAIP と他の当局との協力方法、知的財産権の行使に関する課題や解決策案について議論している¹⁹⁰。

4.2.1 市場の名称および場所

地域	都市	市場
リヤド	リヤド	Sinaya 市場 Al Zal 青空市場 Taibah 青空市場 Batha 青空市場 Al Owais 青空市場
東部	ダンマーム、コバールおよびダーラン	Qaisariah 青空市場 Dammam Seiko 市場 Dammam Ladies 市場 Dammam 青空市場
カスィーム	ブライダーおよびウナイザ	Khubaib 市場 Kerala 市場 Bangali 市場
ハーイル	ハーイル	Al Honood 青空市場 Hail Flea 市場 Hail 青空市場
マッカ	メッカ、ジッダおよびターイフ	Qabil 青空市場 Al Alawi 青空市場 Gabel Street 青空市場 Okaz 青空市場 Haraj 市場 Friday Street 市場 Al Balad 市場 Al Rahmaniyyah 市場

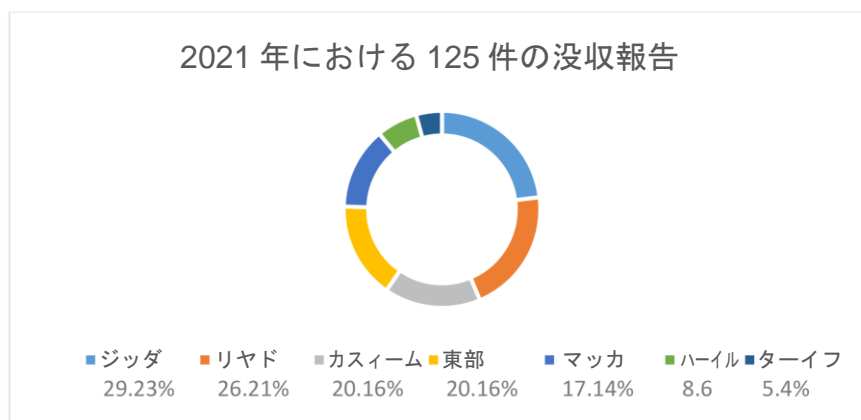
* HARAJ 市場は、商品が中古か新品の中古市場である。HARAJ は中古車や新車の下取りを主な対象としていたが、完全に拡大し、サウジアラビア全土で模倣品を含むほぼ全ての商品を扱う市場となった。

2021 年の SAIP 年次報告書によると、SAIP は以下の 10 都市を対象とした強制捜査を行った。リヤド、ダンマーム、コバール、ダーラン、ブライダー、ウナイザ、ハーイル、メッカ、ジッダおよびターイフ¹⁹¹。

¹⁸⁹ <https://www.saip.gov.sa/en/news/420/>

¹⁹⁰ <https://www.saip.gov.sa/en/news/452/>

さらに、検査キャンペーンの結果として実施された差押えのほとんどは、ジッダとリヤドで行われた。2021年のSAIPの年次実行実施報告書で報告されているように、125件の差押え報告が以下の通り地域別に書かれている。



4.2.2 市場に出回る模倣品および著作権侵害品

- 商標

一般的な模倣品は以下の通りである。

著作権	DVD、CD、違法なデスクトップ、ラップトップ、ハードディスク、メモリー・チップ、衛星テレビ・ボックス、CD複製装置、エレクトロニクス、録音、コンピュータ・ソフトウェアおよび暗号化された放送申込みコード、書籍、衛星放送装置、コンピュータ・プログラム・記憶装置、オーディオ用複写機
商標	電子機器、スポーツウェア、車両用アクセサリ、補完製品、アクセサリおよびコンピュータ製品、皮革およびバッグ、映画、音楽、アクセサリおよび衣装用貴金属、車両用アクセサリおよび予備部品、香水および化粧品、靴、衣類、モバイルアクセサリ、衛生用品、自動車用フィルター

2021年のSAIP年次実行報告書によると、最も高い侵害率は補完製品に関するもので、23%となっている。

- 著作権

2021年および2020年のSAIP年次報告書によると、サウジアラビアでよく侵害の対象となる著作物は以下の通りである。映画、放送 スポーツ暗号化チャンネル、IPTVの加入、オーディオ作品、書籍、文学作品¹⁹²。

¹⁹¹ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-03/%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%2002.pdf>

¹⁹² <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-02/Respect%20Report%202020.V16.pdf>

4.2.3 物流チャネル

サウジアラビアは、西アジアに位置し、アラビア半島を領域に含み、湾岸諸国および中東の主要国であり、経済力も強いいため、侵害者を引き付けやすく、アフリカや EU への模倣品の地域中継国と考えられている。

サウジアラビアの主な港は、(Jeddah Islamic Port、King Abdulaziz Port Damman、King Fahad Industrial Port Yanbu、King Fahad Industrial Port Jubail、Jubail Commercial Port、Yanbu Commercial Port、JizanPort、Dhiba Port、Ras Al-khbir Port)である¹⁹³。国際貿易報告書 – サウジアラビア統計総局による 2022 年第 3 四半期のもの – によると、Jeddah Islamic Port は、同時期に同海港から王国に入港した輸入額にして 500 億リヤル (約 1 兆 7,500 億円)、全体の 27.6%に相当する物量を捌く、最重要港湾の一つである。

輸入品を取り扱うその他の主な港には、ダンマームにある King Abdulaziz 海港(19.8%)、リヤドにある King Khalid 国際空港(10.3%)、ダンマームにある King Abdulaziz 国際空港(6.2%)および King Fahad 国際空港(6.0%)がある。これらの港で取り扱われる物量は、5カ所合わせて、サウジアラビアに輸入される商品総額の 69.9%を占める¹⁹⁴。

サウジアラビアは近年、模倣品対策への取り組みを大幅に強化し、市場の執行に提供されるリソースを増やし、侵害者に対する罰則を厳しくしている。SAIP の取り組みは、特に商標権や著作権の侵害に対して見られる。

しかし、消費財、電子機器、自動車用予備部品などのメーカーは、依然として安価な模倣品が市場に出回っていることを懸念している。これらの製品は、多くの場合、中国製である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行のために社会行動に変化があり、e-ショッピングに切り替わったことにより、パンデミック前に比べて著作権侵害が減少し、デジタルコンテンツ侵害が増加したことを強調しておかねばならない。

- **原産地国／荷主**

中国は 2017 年から 19 年にかけて船舶で出荷された模倣品の主な出所経済圏であり、これらの商品の世界の税関差押え物の 70%超を占めている。モロッコは、トルコに次いで 2 番目の出所経済であるため、船舶で出荷される模倣品の貿易において重要な役割を担っている。

海上輸送された模倣品は、サウジアラビアを最初の仕向地として、カタール、クウェートなど湾岸諸国向けであった¹⁹⁵¹⁹⁶¹⁹⁷。

¹⁹³ https://en.wikipedia.org/wiki/Saudi_Ports_Authority

¹⁹⁴ <https://www.stats.gov.sa/en/325>

¹⁹⁵ [Mapping the Economic Impact en.pdf \(europa.eu\)](#)

¹⁹⁶ [dangerous-fakes_study_en.pdf \(europa.eu\)](#)

¹⁹⁷ [Counterfeit and Pirated Goods — Illicit trade](#)

国際貿易報告書-サウジアラビア統計総局による 2022 年第 3 四半期のもの-によると、サウジアラビアの主要貿易相手国は中国であり、中国からの輸入額は 374 億リヤル（約 1 兆 309 億円）（輸入額全体の 20.7%）と、同国がサウジアラビアの輸入の主な相手先となっていることを強調しておかねばならない。次いで、米国が 159 億リヤル（約 5,565 億円）（同 8.8%）、アラブ首長国連邦が 123 億リヤル（約 4,305 億円）（同 6.8%）である。

その他、インド、ドイツ、日本、エジプト、スイス、韓国、イタリアが輸入額上位 10 カ国にランクインした。この 10 カ国からのサウジアラビアの輸入額は 1,102 億リヤル（約 3 兆 8,570 億円）で、輸入額全体の 60.8%を占めている¹⁹⁸。

- **購入者**

特に COVID の流行以降、ソーシャルメディアを通じた模倣品の取引が増加している。模倣品の購入には、社会的気質や知識不足のほか、正規品にコストをかけられない世代が関係している可能性がある。

また、模倣品であることを知りながら購入する人も一定数存在する。

4.2.4 統計

最近の統計：

年	当局の名称	統計、取り組みおよび活動
2020	サウジ税関	リヤドのサウジ税関は、SAIPと協力して200万点を超える模倣品を破壊した ¹⁹⁹ 。破壊された製品には、有名企業の偽ブランドが付いた靴、衣類、携帯アクセサリ、健康器具、カーフィルターなどが含まれていた。
2021	SAIP	2021年の知的財産侵害品の押収件数は計95,073件であった ²⁰⁰ 。
2022	SAIP	SAIPは、公安と市民防衛の協力のもと、模倣品を保管するアパートを押収した。 ²⁰¹
	商業省および SAIP	商業省とSAIPは、協力して模倣品対策に取り組んでいる。彼らは、リヤドの2棟の5つ星ホテルの3部屋の豪華な家具付きアパートを借りて、模倣のハンドバッグ、靴、アクセサリ、革製品を販売していた、ソーシャルメディアのインフルエンサーをスナップチャットで捕らえた。 ²⁰²
	ZACTA	2021年に、喜捨・課税・税関当局（ZATCA）は、商業詐欺や模倣品を排除する目的で、税関の港で発揮される努力の一環として、390万件を超える模倣品と模造品を押収した。 ²⁰³

¹⁹⁸ <https://www.stats.gov.sa/sites/default/files/ITR%20Q32022E.pdf>

¹⁹⁹ <https://www.arabnews.com/node/1770346/saudi-arabia>

²⁰⁰ [IP respect-in-1 \(saip.gov.sa\)](https://www.saip.gov.sa)

	SAIP	SAIPは、商業・公安省および視聴覚メディア総局と共に、知的財産権を侵害する9万5000点を超える物品を押収・破棄し、知的財産権を侵害する2,000を超えるウェブサイトも閉鎖した。 ²⁰⁴
	SAIP	SAIP は、5都市で知的財産権を侵害する製品を11,620点押収し、約300万点が知的財産権侵害と認定された。 ²⁰⁵

SAIP の統計

SAIP は、効果的な知的財産権執行エコシステムを提供し、不服や通信を受け付けて調査し、証拠を分析し、知的財産権を侵害する材料やサイトを管理するための現地査察キャンペーンや電子点検を行い、決定を出し、その実施状況をフォローアップするとともに、以下に示すようにコンプライアンスを高めるための多くの取り組みやプログラムを開始することによって、知的財産権を尊重する環境を確立し、その重要性に対する社会の認識を高め、王国内に競争力のある投資環境を構築することにより、その戦略的目標を達成するための業務を行っている：

- **知的財産の権利行使に関する年次報告書 - 2020 年²⁰⁶ および 2021 年²⁰⁷**

知的財産の権利行使に関する年次報告書 2020 年版²⁰⁸によると、サウジ知的財産庁（SAIP）は、税関当局と協力して、200 万点超の模倣品を破棄するキャンペーンを実施した。この行動は、メディアで取り上げられるだけでなく、フォローアップされ、監督された。また、SAIP はメディア省との協力のもと、350 万点超の著作物の破棄キャンペーンを実施し、所轄の委員会により支持された。

年次報告書 2021 年版については、2021 年中のサウジアラビア王国での権利行使実績を下表のように紹介している。：

SAIP 実績	件数
押収された物件	95,073
受理された不服	1,217 (商標：194 および著作権：1,023)
公認知的財産尊重担当官	76
現場訪問および電子的訪問の総数	6,402
消費者との接触の総数	13,432
違反ウェブサイトおよびコンテンツの停止および削除	2,079
著作権法違反者に対する決定	150
罰金の総額	2,729,450

2021 年検査キャンペーン

2021 年の年次報告書によると、ウェブサイトや商業団体に合計 6,402 件の訪問が行われ、3,277 件が対象となった結果となっている。同キャンペーンは、電子検査キャンペーンと現場検査キャンペーンを対象としている。

1) 電子検査キャンペーン

新型コロナウイルスの世界的な大流行による社会的行動の変化により、ネット上での違反や侵害が発生したため、SAIP は電子検査キャンペーンを実施し、全ての違反ウェブサイトをブロックし、侵害を停止している。

米国通商代表部 (USTR) - 大統領府は、「模倣品・著作権侵害の悪名高い市場に関する 2020 年レビュー (悪名高い市場リスト)」の結果を発表し、Haraj にはサウジアラビアの大手電子商取引プラットフォームとして、特に著作権侵害 IPTV デバイスの「模倣品・著作権侵害品」が相当数あると報告されていることについて言及することは重要である²⁰¹。

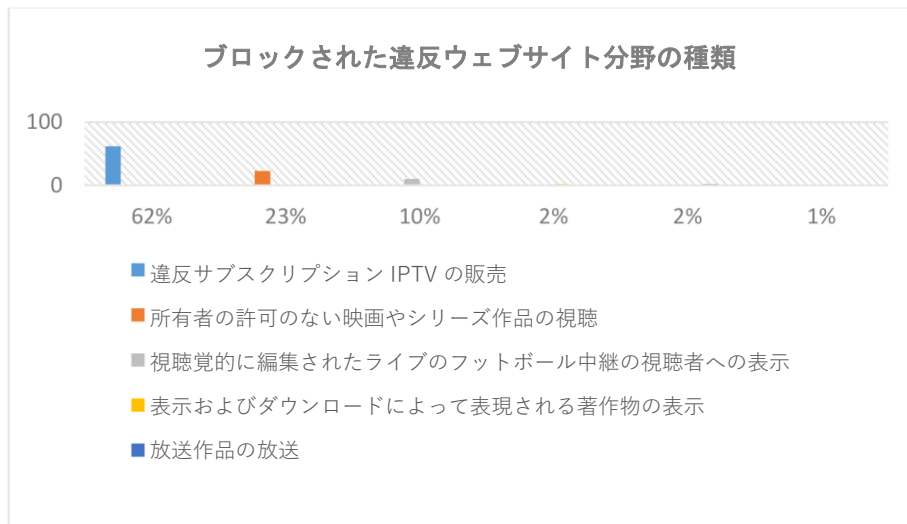
電子監視の対象となる違反のタイプは以下の通りである：

1. 所有者の許可なくコピーされた書籍およびフォルダ
2. IPTV 違反のサブスクリプション販売
3. 音響作品
4. ソーシャル・ネットワーキング・プログラムにおいて、画像やグラフィックを所有者の許可なく公開および・使用すること
5. 所有者の許可なく映画やシリーズ作品を表示すること
6. 所有者の許可なくコピーされた電子プログラム
7. 違反した衛星チャンネルを放送すること

● 統計的電子検査

SAIP は 3,991 のウェブサイトを監視し、866 のコンテンツをブロックおよび削除する結果となった。ブロックされたウェブサイトのホスティングの地理的範囲の予備的分析によると、87%が非サウジのサーバーで、13%がサウジのサーバーである。

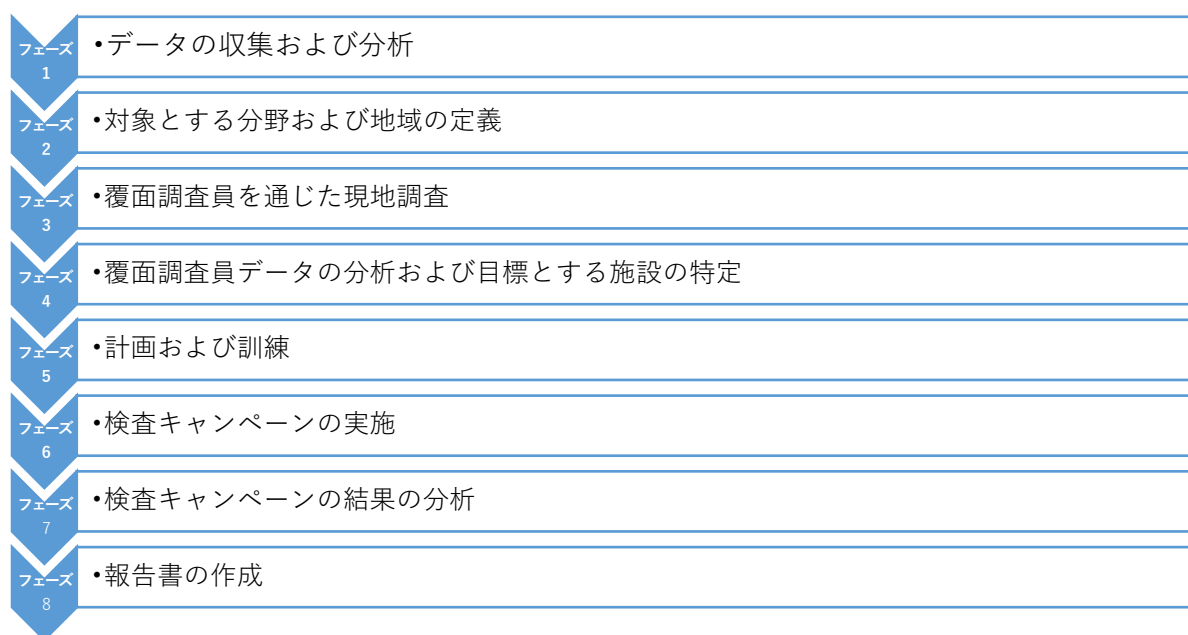
²⁰¹[https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/2020%20Review%20of%20Notorious%20Markets%20for%20Counterfeiting%20and%20Piracy%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/2020%20Review%20of%20Notorious%20Markets%20for%20Counterfeiting%20and%20Piracy%20(final).pdf)



2) 現場検査キャンペーン

SAIP は、商業省、映像メディア総局、公安と共同で、リヤド地方（リヤド市）、東部地方（ダンマーム、コバール、ダーラン）、カスィーム地方（ブライダー、ウナイザ）、ハーイル地方、マッカ地方（メッカ、ジッダ、ターイフ）など王国の多くの都市で大規模な現地キャンペーンを実施した。

現場検査キャンペーンのフェーズ



• 覆面調査員

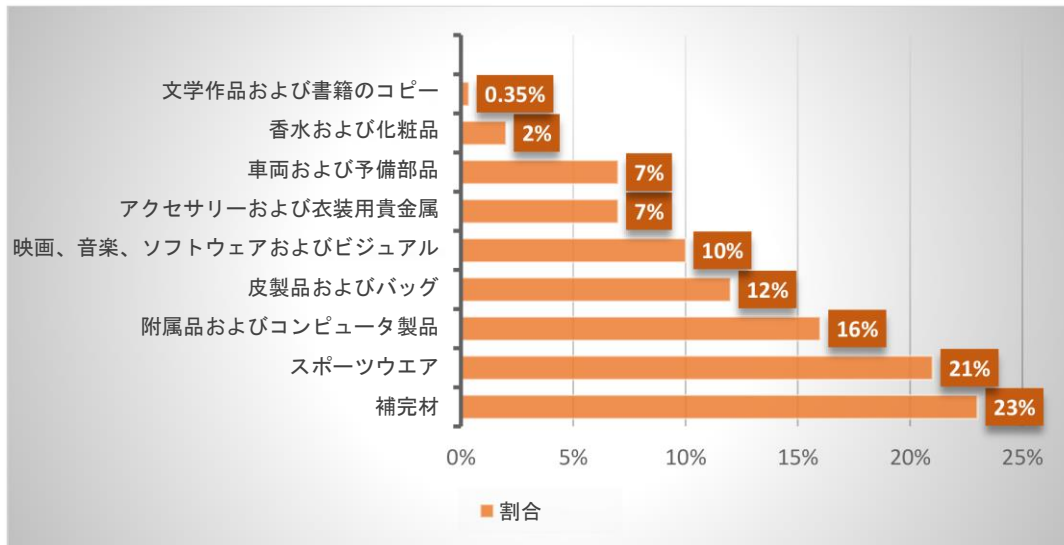
SAIP は、リスク基準に基づき、施設を対象とした探索ツアーを実施している。(1) 王国各地域の商業団体に関する情報を収集し、(2) 違反の種類、検証方法に関する詳細を収集し、知的財産権の違反がある商業団体も特定してキャンペーン中に容易にアクセスできるよう地図上に位置づけ、これらのデータを分析しリスク（違反場所と種類）を特定することによって、検査計画および検査キャンペーンのスケジュールを確立している。

サウジアラビア内の様々の地域をカバーして、覆面調査員の調査結果は、以下の通り 2, 286 件に達した。

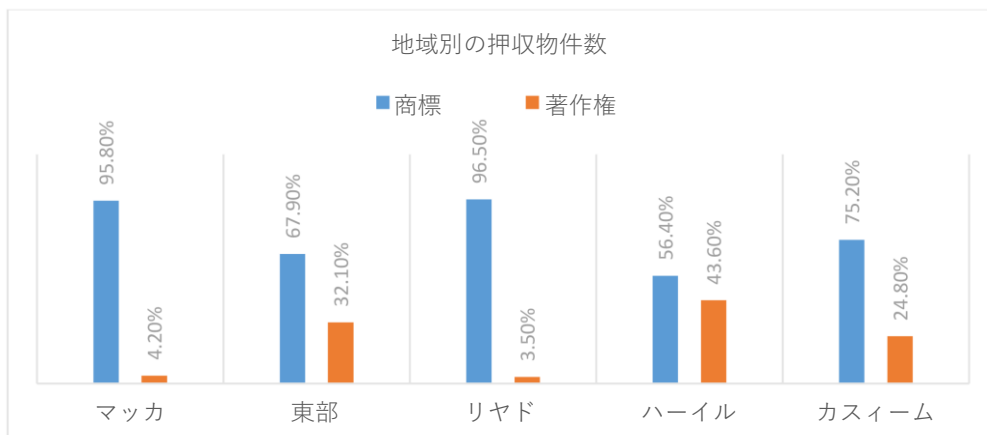
地域	件数
マッカ	652
東部	217
リヤド	1375
カスィーム	31
ハーイル	11
その結果、商標権に関するものが 51%、著作権に関するものが 49%であることが明らかになった。	

● 検査キャンペーンの結果 – 差押え 2021 年

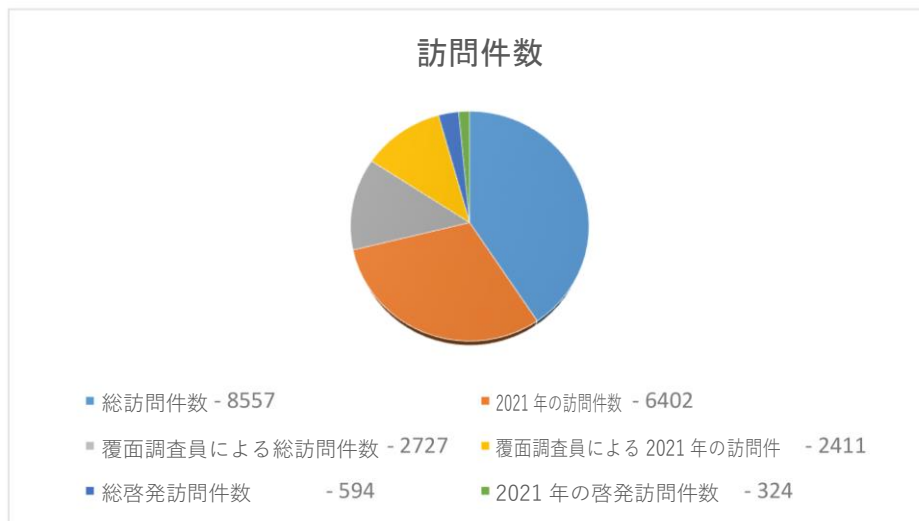
SAIP は、9 万 5,073 件の知的財産権侵害品を差し押さえた。その結果、89.79%が商標権、10.21%が著作権に関連するものであることが判明した。侵害品目とその割合は下表の通りである。



● 地域別の差押え物件数



- 2022年12月における SAIP ウェブサイトに関する最新の統計²⁰²



✚ 執行事例統計

特許統計

- 特許紛争委員会統計²⁰³:

件数および決定の総数：64	
出願件数	26
発行された決定の件数	38

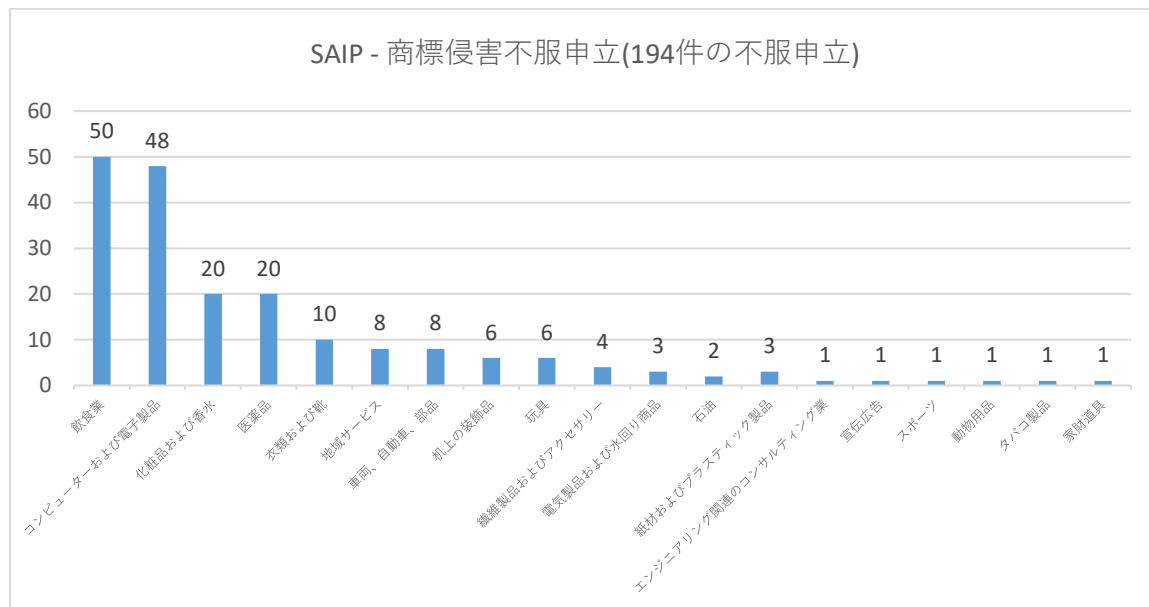
²⁰² <https://saip.gov.sa/en/respect-ip/>

²⁰³ <https://www.saip.gov.sa/committees-secretariat/1412/>

商標統計

商標に対する訴状の総数：230²⁰⁴

2021年における商標に対する訴状の件数：194²⁰⁵、下記の表の通り：



上記の表に反映される通り、飲食業の商標侵害に関連する訴状が最も多く 50 件で、次いで、コンピュータおよびエレクトロニクス製品に関するものが 48 件である。

著作権統計²⁰⁶

著作権に関する訴状の総数：1,376

2021年の著作権に関する訴状：上記の表に反映される通り 1,023 件

著作権侵害に関する訴状は、下記の通り様々である。

94% 技術に関するもの

3% コンピュータに関するもの

3% 文芸作品文筆に関するもの

著作権侵害に対する権利行使 - 分野別



²⁰⁴ <https://www.saip.gov.sa/en/respect-ip/>

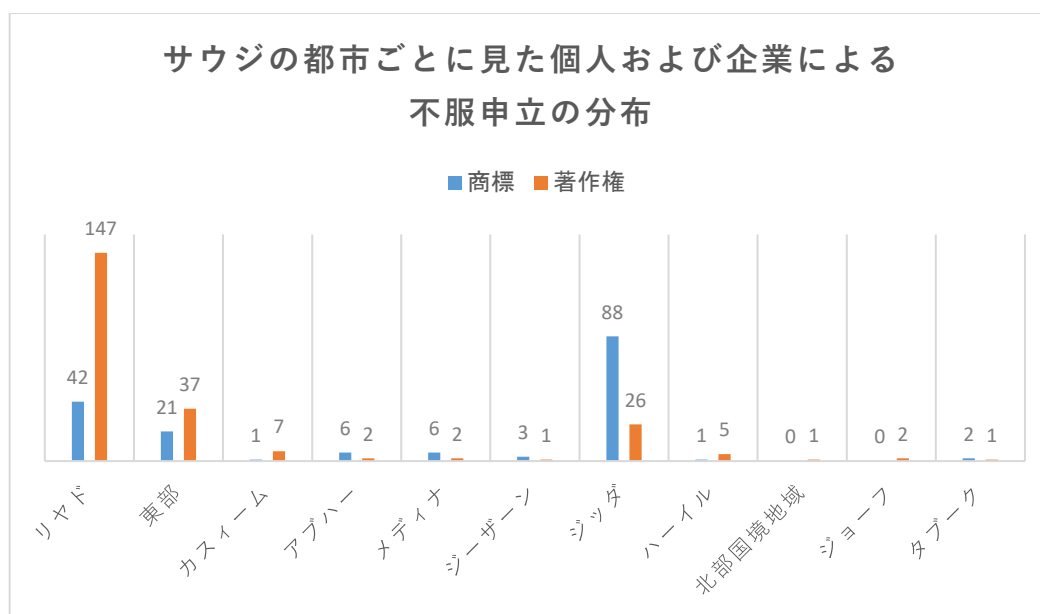
²⁰⁵ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-05/IP%20respect-En-1.pdf>

²⁰⁶ <https://www.saip.gov.sa/en/respect-ip/>

商標および著作権侵害に対する訴状に関する SAIP の 2021 年、2020 年および 2019 年の統計

訴状の件数（商標および著作権）		
2021 年	2020 年	2019 年
1,217	532	190

前年度比の増減率は 129% で、訴状件数が増加しているが、それは商標権の管轄が移ったためと、知的財産権に対する意識が高いためである。ソーシャルメディア・プラットフォームでの広告キャンペーンや、関連する政府機関や民間企業とのパートナーシップを通じた当局の啓発努力に加え、このことは、訴状や連絡を受けるための公式チャンネルへのアクセスを知ることに貢献した²⁰⁷。



2021 年にサウジアラビアにおいて知的財産事例が裁判所に提訴された件数に関する統計²⁰⁸

肯定的な判決の件数	否定的な判断の件数	判決の総数
287	39	326

行政裁判所	民事裁判所	知的財産権ごとの種別
事例の件数：628	事例の件数：393	商標事例の件数：549
終結した事例の件数：583	終結した事例の件数：38	著作権事例の件数：60
申立てされた件数：281	申立てされた件数：44	特許事例の件数：12
終結した申立て事例の件数：265	終結した申立て事例の件数：30	

²⁰⁷ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-05/IP%20respect-En-1.pdf>

²⁰⁸ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-03/%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%2002.pdf>

4.2.5 権利行使

- SAIP - 2021 年における知的財産権利行使への取り組み²⁰⁹

知的財産尊重責任者



政府機関や営利団体において、知的財産を尊重する責任者を各政府機関から認定・育成し、意識とコンプライアンスの向上、知的財産権の保全、無形資産の管理・最大化を目指すプログラム。

知的財産尊重責任者の最も重要な功績

- 1) 様々な政府機関において 76 名の知的財産尊重責任者を認定し、さらに 70 名の政府機関職員を指名すること。
- 2) 複数の事業体が独自のポリシーを採用することをサポートすること。
- 3) 政府機関向け啓発研修会を複数回開催すること。
- 4) 政府機関における知的財産ポリシーの割合を測定すること。
- 5) 知的財産を尊重する政府機関の職員から 1,000 通以上のアンケートが寄せられたこと。
- 6) 政府機関の知的財産に対する意識を測定すること。

知的財産尊重協議会

さらに、2020 年に SAIP が立ち上げた「知的財産尊重協議会」の取り組みの延長として、2021 年に以下の 3 つの知的財産尊重協議会が開催された。

- (1) 著作権侵害および衛星放送部門に関する尊重協議会
- (2) 商標権者のための尊重協議会、および
- (3) サウジのクラブ・スポーツ部門のための特別尊重協議会

このような取り組みは、各部門と定期的にミーティングを行うことで、民間部門とのコミュニケーションレベルを上げ、同部門をサポートする当局のサービス向上のための課題や問題点、機会について話し合うことを目的としている。2021 年の 3 回を含め、8 回のミーティングが開催された。2021 年の 3 回の各協議会の概要は以下の通りである。

1) 映像制作・衛星放送部門における知的財産尊重のための協議会

関係当局との協力体制を明確にし、権利者保護に必要な支援を行うとともに、関係当局間の効果的なコミュニケーション方法を構築することを目的としている。

2) 商標に関する知的財産尊重協議会

官民合わせて 49 の団体が参加し、最も顕著な成果として、サウジアラビア知的財産庁と権利者の間で、いくつかの分野で協力するための合同委員会が設立されたことが挙げられる。違反行為を監視す

²⁰⁹ <https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-05/IP%20respect-En-1.pdf>

るセンターを設立し、知的財産権侵害の権利行使と最も顕著な現代的手法に関する定期的な報告書を発行することが合意された。

3) 知的財産尊重協議会 - サウジ・クラブ

最も顕著な成果は、サウジ・クラブを知的財産尊重責任者プログラムに含めることに合意したことである。

✦ 知的財産権行使常設委員会

この委員会は、知的財産への憧れを強め、サウジアラビア王国の地位にふさわしいレベルまで高めることで、権利行使エコシステムの業務を改善し、作業方法と手順の開発、政府機関と民間機関の調和と調整努力を目的とした取り組みを強化することを目的としている。また、2021 年中に会員数が 13 に増えた。

知的財産権行使常設委員会のメンバー：サウジ知的財産局、サウジ公安、検察、メディア省、法務省、商務省、サウジ商工会議所連合会、通信・情報技術委員会、視聴覚メディア一般委員会、サウジ食品医薬品局、喜捨・課税・税関当局、研究・知識ネットワークセンター、スポーツ省。

• 政府部門とのパートナーシップ

政府部門組織	特記事項
視聴覚メディア一般委員会	共同現地視察キャンペーンへの参加
通信・情報技術委員会	デジタル分野での違反行為削減のための協力
商務省	共同実地検査キャンペーンへの参加と商標権侵害への対応
スポーツ省	知的財産権分野におけるサウジ・クラブ支援に向けた協力方法の検討
喜捨・課税・税関当局	港湾や輸送中の物品における知的財産権分野の管理・検査における協力のあり方を検討する。
サウジ公安	実地検査キャンペーンへの参加

• 民間部門との協力

デジタル分野と電子商取引において、知的財産権の執行を促進し、知的財産法に対する侵害を抑えるための協力の側面を議論する。

この協力は、以下の団体を対象としている。

• 国際協力

- 米国商工会議所と連携し、米国のビジネス部門との会議を開催した。その中で、サウジアラビア王国での知的財産エコシステムの発展への取り組みが検討され、同国における知的財産権を執行するための努力について議論され、知的財産に関連して米国のビジネス部門が直面する課題が明らかになった。
- 英国知的財産権庁やロンドン知的財産警察など、王国が英国の多くの権利行使機関と共に知的財産権を行使してきた経験を紹介。
- 韓国大使館にて、王国の知的財産権行使の経験を発表。

✚ 権利行使に関連した 2021 年のメディア啓発活動

- 違反サイト・アプリ・キャンペーン（Google、MBC の協力を得て）
- 違反ユーザー・キャンペーン（Haraj の協力を得て）
- 知的財産尊重責任者と題した啓発キャンペーン
- スポーツ分野のための知的財産尊重協議会と連携した啓発キャンペーン
- 放送権のための知的財産尊重協議会と連携した啓発キャンペーン
- 商標のための知的財産尊重協議会と連携した啓発キャンペーン

さらに、76 名の IP 尊重責任者が各政府機関から認定され、様々な分野・セクターの官民と多くのパートナーシップが締結された。

• 日本企業製品の模倣品・著作権侵害品に対する権利行使

サウジアラビアで実施された日本企業の模倣品・著作権侵害品に対する権利行使の、具体的な件数は把握できていない。喜捨・課税・税関当局データ・イニシアティブによると、サウジアラビアと日本間の輸出入は 2020 年に比べて増加している。

日本は 225 億リヤルで、輸入貿易相手国の第 6 位であることは注目に値する²¹⁰。

サウジアラビアの日本からの輸入 (2021 年) ²¹¹		
輸入総額	225 億リヤル (約 7,875 億円)	2020 年と比較して 3.7%増加
最も多く輸入された商品	車両：商品の輸送用、新品のゴム製空気タイヤ、鉄（銑鉄以外）または鋼鉄製のシームレスで中空断面のチューブ、パイプ等	
サウジアラビアから日本への輸出 (2021 年)		
輸出総額	36 億リヤル (約 1,260 億円)	2020 年と比較して 45%増加
最も多く輸出された商品	アルミニウム：未加工、銅鉱石・銅精鉱、エチレンのポリマー（一次加工品）、銅（廃棄物・スクラップ）等	

サウジアラビアと日本は、1955 年の両国による国交樹立以来、強固なパートナーシップを築いてきたことを強調しておかねばならない。Khalid Al-Falih 投資相によると、サウジ日本投資フォーラムが、2022 年 12 月 26 日行われ、王国のビジョン 2030 に照らして相互の投資を促進するために、両国の間で 15 の協定に署名し、日本政府の戦略的ビジョンに立ち会った²¹²。こうした合意には、人工知能（AI）、スポーツ、金融、銀行、ポリエステルリサイクル、農業、食品、工業、製造、貿易、エネルギー、デジタル化、スマートシティ、パーソナライゼーションなどの分野での覚書が含まれている。日本は、Jubail の工場群や電化製品分野などにおいて数十億ドルを超える大規模な投資を行っており、王国における 3 大投資国の 1 つであることは特筆に値する²¹³。

知的財産関連では、SAIP との協力関係の継続・強化により、2019 年 10 月 21 日に「協力覚書」（MOC）、「特許審査ハイウェイ（PPH）に関する共同声明（SOI）」、「交換した知的財産電子データの使用に関するポリシー」が署名された。日本国特許庁（JPO）は、サウジアラビアにおいて日本企業の知的財産権が迅速かつ円滑に確保され、適切に保護される環境の整備に協力している²¹⁴。

JPO は、アラブ地域の発展と知的財産環境の改善に貢献するため、アラブ地域の知的財産庁と引き続き協力している。JPO は、アラブ連盟、世界知的所有権機関（WIPO）と共同で、2021 年 7 月 8 日に日本とアラブ地域の知的財産（IP）に関する知識の共有と意見交換を目的とする会議を開催し、サウジアラビアも参加した。²¹⁵

²¹⁰ [Saudi Customs Data Initiative \(zatca.gov.sa\)](https://zatca.gov.sa)

²¹¹ <https://e-services.zatca.gov.sa/data/en/data-explorer>

²¹² <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191024005/20191024005-2.pdf>

²¹³ <https://saudigazette.com.sa/article/628357>

²¹⁴ <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/201910/102403.html>

²¹⁵ <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202107/2021071201.html>

4.2.6 模倣品に対する対抗手段

国境措置：

サウジアラビアでは、模倣品・著作権侵害品について、国境措置や税関での差押えが可能である。サウジ市場への侵害品の輸入・出荷に関する情報を有する権利者は、当該商品の差押えを申請することができる。模倣品に関する実質的かつ合理的な証拠が、差押えを請求する申請者によって提出されなければならない。

さらに TRIPs 協定の第 51 条および第 4 部にに基づき、税関当局は、模倣または著作権侵害の疑いのある商品について、一応の証拠がある場合に職権で通関を停止することができ、輸入者および権利者に通知することとされている。

当局は、模倣品か否かの分析および確認のために商品のサンプルを提供する。製品が模倣品である場合、当局は商品の通関を停止し、権利者は管轄裁判所に裁判を提起する権利を有し、当該商品の通関許可停止決定の通知日から 10 営業日を超えない期間内に、通関許可の延長を税関当局に通知しなければならない。それ以外の場合は、当該通関停止決定は無効であるとみなされる。

裁判所の別段の決定がある場合を除き、裁判所は、通関許可の延長の対象となる商品が模倣品、模倣品であることを立証した場合、当該商品を破棄することが公衆衛生または環境に許容できない損害を与える場合、輸入者の費用で破棄するか商業ルート外で処分するよう命じなければならない。模倣品は、いかなる場合においても商業ルートに乗せてはならず、また再輸出を認めてはならない。

● 予防措置

侵害の場合、または差し迫った侵害を防止するために、権利者は、管轄裁判所への申立てにより、以下を含む適切な予防措置をとるよう命令を受けることができる。

5. 侵害の疑いのあるもの、その対象となる商品、そのいずれかに使用された、または使用される予定の材料、工具、機器について詳細な説明を行い、関連する証拠を保管する。
6. (5)に規定する全ての物品を、侵害の疑いのある行為から生じた収益と共に差し押さえること。
7. 侵害の疑いのある商品の商業経路への流入を阻止し、その輸出を阻止すること（通関直後の輸入品を含む）。
8. 侵害を停止または防止すること。

プロセスおよび所要期間

- 申立人は、要請があれば、権利に対する侵害の発生または切迫した侵害を確認する証拠を裁判所に提出するものとし、管轄当局が当該商品の特定という予防措置を実施するために十分な情報を提供するよう自らに課すことができる。
- 裁判所は、裁判所が推定する例外的な場合を除き、提出された日から 10 日以内に、申立てについて決定しなければならない。

- 裁判所は、必要な場合には、命令の発出が遅れると原告に回復しがたい損害を与えるおそれがあるとき、または証拠の滅失もしくは隠滅のおそれがあるときは、申立人の請求により、相手方を呼び出すことなく、命令を発することができる。この場合、相手方には、命令発出後遅滞なく通知するものとし、必要な場合には、命令実施後に直接通知することができるものとする。
- 裁判所が相手方を呼び出すことなく予防措置を講じるよう命じた場合、その事項を通知された被告は、通知の日から 20 日以内に管轄裁判所に不服申立てをすることができ、この場合、裁判所は命令を支持、変更または取り消すことができる。
- 裁判所は、被告人を保護し、権利の濫用を防止するのに十分な適切な保釈金またはこれに相当する保証を提供するよう申立人に課すことができ、保釈金またはこれに相当する保証の額は、予防措置の要請を不当に控えることにつながりかねない程度に大きくしてはならない。
- 所有者は、予防措置を講ずる命令が発せられた日、または、不服申立ての却下を通知された日から、場合により、20 日以内に管轄の裁判所に訴えを提起するものとする。それ以外の場合は、被告からの要請により、命令はキャンセルされるものとする。

● 行政審理

権利者は、サウジアラビア知的財産庁（SAIP）に対して侵害の申立てを行うことができる。侵害の申立てはオンラインで行うことができ、管轄の委員会によって決定される²¹⁶。

● 刑事審理

刑事審理は、SAIP の管轄委員会からの照会后、検察官によって行われる。罰則は法律に従って適用される。

● 民事審理

権利者は、侵害者に対して、管轄の商事裁判所に民事訴訟を提起し、賠償を請求することができる。

知的財産関連案件の裁判制度 - 民事事件

知的財産(IP)に関する紛争・不服申立ての管轄は、行政裁判所から商事裁判所に移管された。商事裁判所法によれば、サウジアラビア王国の商事裁判所は、全ての知的財産権紛争を管轄する²¹⁷。したがって、これまで行政裁判所（または苦情処理委員会）に提出されていた商標局の拒絶および商標取消訴訟に対する不服申立て、およびその他の知的財産関連案件は、今後は商事裁判所に提出されることになる。

● 裁判所での代理人

正式に認められた弁護士は、サウジアラビアの裁判所において当事者を代理することができる。当事者がサウジアラビア人でない場合、サウジアラビア領事館での正規の委任状が必要となる。

²¹⁶ <https://saip.gov.sa/en/services/969>

²¹⁷ <https://laws.boe.gov.sa/BoeLaws/Laws/LawDetails/38334008-3b70-4c6c-b3af-aba3016a8061/1>

- **審理および添付書類の言語**

アラビア語（すなわちサウジアラビアの公用語）で審理を行うため、言語の選択はできない。アラビア語以外の言語で書かれた全ての書類を審査する場合は、アラビア語による公認翻訳が必要である。

- **出訴期限**

商事裁判所法（勅令第 M/93 号）は 2020 年 6 月 16 日から施行される。これには、特に、侵害訴訟にも適用される、商事審理の当事者が裁判所に訴えを提起することができる 5 年間の出訴期限の導入が含まれている。

商事裁判所法（勅令第 M/93 号）第 24 条は、次のように規定している。「特定の規定がない限り、商事裁判所の管轄下にある請求の時効は、被告が請求を確認するか、請求者が裁判所に許容できる正当な理由を提示しない限り、訴因発生日から 5 年とする」。

- **侵害審理の所要期間**

侵害審理には通常約 1 年の時間を要する。一般に、侵害審理にかかる期間は事案ごとに異なる。

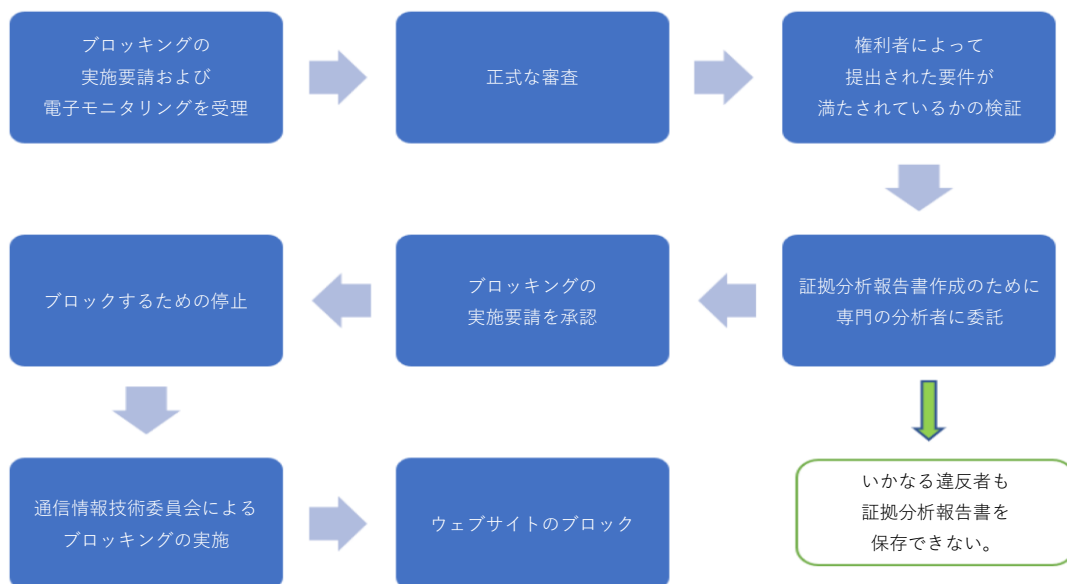
- **訴訟費用**

当事者が負担することが予想される費用は、裁判所での訴訟の場合、1 万米ドルから 2 万 5,000 米ドルの間である。特筆すべきは、裁判所は弁護士費用を認めないということである。裁判所は、法廷費用のみを裁定する場合がある。

- **オンラインでの模倣対止**

COVID の流行後、オンライン模倣が急速に増加しているため、SAIP は電子検査キャンペーンを実施し、違反したウェブサイトターゲットにしてブロックしている。

- **SAIP 電子監視とブロックの手順**



- **Maroof ポータル**

サウジアラビアの電子商取引市場は、25 番目に大きい市場であることを強調しておかねばならない。電子商取引業界の収益は 2020 年に 70 億米ドルとなり、電子商取引サービスは 60% 増となった。サウジアラビアは、COVID の大流行時にオンラインサービスが飛躍的に成長し、2025 年までには 133 億米ドルの収益を達成すると予想されている²¹⁸。

電子商取引のウェブサイトや ソーシャルメディアの市場は、製品やビジネスの信頼性を確認するために、同省の Maroof ポータルに登録することが推奨されている²¹⁹。このポータルは消費者の権利を保護し、模倣品について警告するとともに、王国のサービスや電子商店の品質についての評価も提供している。

- **ドメイン名紛争解決 ccTLD (.SA)**

商標権者は、国別コード・ドメイン名(.SA) における商標の使用を制限するための正式な審理を開始することができる。これは、侵害された商標を妥協したドメイン名の詐欺的または不正な登録の事例が多数存在するためである。商標権者は、情報技術委員会「CITC」が定める .SA ポリシーに従い、「WIPO 仲裁調停センター」に対して申立てを行うことができる²²⁰。

²¹⁸ [Saudi Arabia - eCommerce \(trade.gov\)](https://www.trade.gov/saudi-arabia-e-commerce)

²¹⁹ [known \(maroof.sa\)](https://www.maroof.sa)

²²⁰ <https://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/sa/index.html>

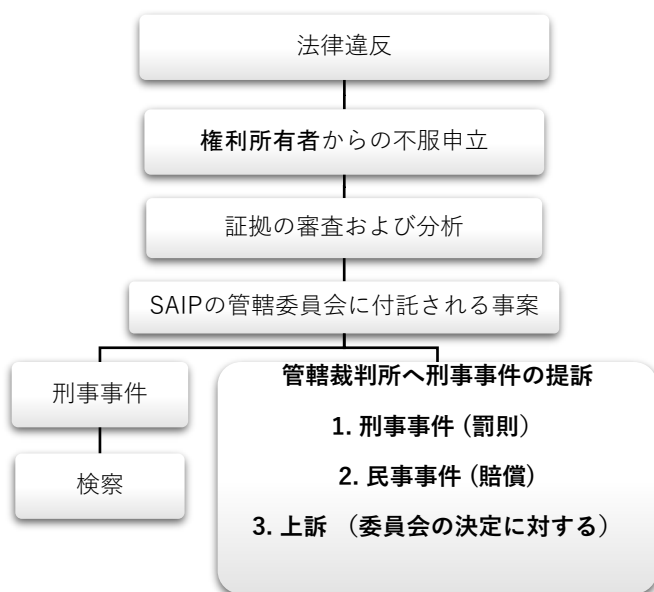
4.2.7 効果的な対策と推奨される対策の比較表

サウジアラビアで適用可能な救済の比較表					
対策／救済	特許	実用新案 (規制草案)*	産業デザイン	商標	著作権
差止	適用可	適用可	適用可	適用可	適用可
損害	損害は、実際に発生し、定量化できるものでなければならず、推定に基づくものであってはならない。また、そのような損害の証拠となるものを提出しなければならない。	適用可	損害は、実際に発生し、定量化できるものでなければならず、推定に基づくものであってはならない。また、そのような損害の証拠となるものを提出しなければならない。	損害は、実際に発生し、定量化できるものでなければならず、推定に基づくものであってはならない。また、そのような損害の証拠となるものを提出しなければならない。	補償は、侵害の規模および発生した損害に見合ったものとする。
罰金	最高 10 万リヤル（約 350 万円）の罰金（再犯者の場合は倍額になる可能性あり）	適用不可	最高 10 万リヤル（約 350 万円）の罰金（再犯者の場合は倍額になる可能性あり）	違反した場合：5,000 リヤル（約 175,000 円）以上 100 万リヤル（約 3,500 万円）以下の罰金（再犯者の場合は倍額になる可能性あり）	25 万リヤル（約 875 万円）以下の罰金（再犯者の場合は倍額になる可能性あり）。委員会が、違反の罰金が 10 万リアル（約 350 万円）を超えると判断した場合、事案を裁判所に提訴するものとする。
侵害物件の破壊	適用可	適用不可	適用可	適用可	適用可
判決の公表	決定を受けた当事者の費用負担で、官報および日刊紙 2 紙に掲載すること。	適用不可	決定を受けた当事者の費用負担で、官報および日刊紙 2 紙に掲載すること。	違反者の本社の所在する地域で発行される日刊紙で、広く発行されている 2 紙があれば、そのうちの 1 紙の見やすい場所に、告発者の費用負担で掲載すること。	侵害行為を行った者に対する名誉毀損の処罰が可能である。決定の公表は、本人の負担とする。
刑事手続	苦情処理委員会／裁判所への付託を含め、懲役刑の可能性あり。	適用不可	苦情処理委員会／裁判所への付託を含め、懲役刑の可能性あり。	違反した場合：1 カ月以上 3 年以下の懲役。	6 カ月以下の懲役（再犯者の場合は倍となる場合がある）。
国境での留置	適用可	適用不可	適用可	適用可	適用可

<p>その他</p>	<p>侵害に起因する損害を防止するために必要と認められる、その他の速やかな措置</p>	<p>侵害に起因する損害を避けるために必要と考えられる、その他の迅速な措置</p>	<p>侵害に起因する損害を防止するために必要と認められる、その他の速やかな措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 侵害の疑いのある物品、あらゆる材料、道具、文書の没収 - 侵害者に対し、商品の輸出入の差し止めを含む、侵害行為の停止を強制すること。 - 侵害者に対し、侵害物件の製造または配布のいずれかを通じて、侵害に寄与した全ての人および事業体に関する情報の開示を強制すること。 - 犯罪を繰り返し実行する者に対する、15日以上6カ月未満の期間の店舗の閉鎖またはプロジェクトの閉鎖。 	<ul style="list-style-type: none"> - 警告 - 侵害する施設を2カ月を超えない期間閉鎖すること（再犯者の場合、期間が倍になる可能性がある） - 全ての著作物、および著作権侵害に使用された、または使用が意図された資料を没収すること。 - 委員会が免許の取消を認めた場合、事案を裁判所に提訴するものとする。 - 商業的イベント中に侵害が発見された場合、侵害を行った事業所の活動、行事、または展示会への参加を停止すること（ただし、停止期間は2年を超えないものとする）。 - 著作権侵害を防止し、著作権を侵害する輸入著作物が商業的流通に乗ることを防止するための、全ての即時の暫定的措置
------------	---	---	---	---	--

4.2.8 プロセスのフローチャートおよびタイムライン／リードタイム

- 侵害訴訟の手続的な道筋²²¹



所要期間

- 侵害に対する異議：SAIP：事案ごとに異なる。ただし、事案は、通常、1～2カ月で決着する。
- 裁判所での審理：事案ごとに異なる。ただし、通常、約10～12カ月を要する。
- その他の手続：事案ごとに異なる。

4.2.9 各対策の費用一覧表

費用の一覧表		
対策	公的費用	専門家の費用
SAIP 侵害請求	該当なし	事案ごと、およびその複雑さによって異なる – 約 3,500 から 4,000 米国ドルまたはそれ以上の費用。
民事審理	該当なし	事案ごと、およびその複雑さによって異なる – 約 1 万から 2 万 5,000 米国ドル。事案次第で上下する。
その他の訴訟	事案ごとに異なる	事案ごとに異なる。

²²¹ <https://saip.gov.sa/litigation-paths/>

5. 権利の取得と行使に関する事案

5.1 著名または重要な訴訟事案

特許

事案

事案 1 - 商事裁判所 - 都市：リヤド

事案番号 - 決定：第 4430237910 号 日付：ヒジュラ暦 1444 年 9 月 4 日²²²

事実：出願人は、ヒジュラ暦 1424 年 7 月 11 日（西暦 2003 年 08 月 09 日）に第 (-) 号で特許出願し、ヒジュラ暦 1432 年 12 月 25 日（西暦 2010 年 12 月 01 日）の第 (-) 号で特許登録を取得した。被告は、原告特許の出願日から登録日までの間に、原告と連絡をとり、特許対象医薬品のサンプルを要求し、7,000 万リヤル（約 24 億 5,000 万円）と年間販売額の 20% の利益を対価として製造するとの申入れをした。そして、サンプルを受け取ってから 2 週間後に、被告から原告に連絡があり、不本意であることを表明し、その申し出を撤回した。原告は、一定期間が経過した後、原告の保護薬と類似した内容の医薬品が存在することに驚いた。原告は、被告の製剤を分析した結果、ごま油がごくわずかに増加していること（本質的な組成に入らない、すなわち効果がない）を除いて一致すること、被告が同製剤を西暦 2008 年、すなわち、原告が被告にサンプルを提出した日の後の日に製造したことを確認した。原告は、以下の賠償を請求した。被告が製品を不正使用したことにより原告が被った損害について、金額 2 億リヤル（約 70 億円）を賠償し、弁護士費用および法的助言として被告が金額 2,500 万リヤル（約 8.75 億円）を支払い、被告の製品を市場から撤去して被告に帰属させないこと。

裁判所の判断：裁判所は、本件を却下することを決定した。

裁判所の分析および理由：原告は、その主張を立証する証拠も賠償請求額の根拠も提出しなかった。被告は請求を全面的に否定し、原告は、裁判所が不正使用の検討手段および訴訟判断の出発点として採用できるような両製品の詳細な比較も提示しなかったため、裁判所は本件を却下することにした。

不服申立て：控訴裁判所は第一審の判決に同意した。

事案 2 - 商事裁判所

都市：リヤド - 事案番号 - 決議第 263 号 日付：ヒジュラ暦 1442 年 4 月 3 日²²³

事実：原告は、被告がこれを製造したことにより、原告の登録特許第(-)号を侵害したと主張している。原告は、裁判所に対し、被告が原告の登録特許を使用したガス調整器の販売を直ちに中止し、保有する数量を原産国に再輸出し、同法の適用および該当する罰金を命ずるよう請求する。

²²² <https://sjp.moj.gov.sa/Filter/AhkamDetails/44768>

²²³ <https://sjp.moj.gov.sa/Filter/AhkamDetails/32108>

裁判所の決定：本件を却下する。

裁判所の分析および理由：裁判所は、原告が、商事裁判所法第 19 条に規定されているように、裁判を起す前に被告にその旨を通知していないため、裁判を起す前に法律で義務付けられていることを守っていないとして、本件を却下することを決定した。

工業意匠

事案 1 - 商事裁判法廷地：リヤド

事案番号 - 決定：第 3013 号 日付：ヒジュラ暦 1442 年 6 月 21 日²²⁴

事実：原告は、西暦 2016 年 5 月 10 日に登録された工業モデルを有し、その証明書の有効期間は 10 年であり、またヒジュラ暦 1440 年 11 月 25 日から有効の商標登録証明書も持っていた。原告は、商標権者 (SAIP に登録) とライセンス契約を締結し、王国内のいくつかの地域の卸売業者や小売業者に製品の供給を開始した。原告は、被告が食品医薬品局から必要なライセンスを取得せずに同種の製品を販売していること、被告が原告のボトルと同じ色や形(意匠登録)を使用し、原告の商標を模倣していることを知り驚いた。

裁判所の判断：裁判所は、本件を却下することに決定した。

裁判所の分析および理由：裁判所は、原告に対し、請求が工業製品または商標の侵害または製造用材料の不正使用に関するものかどうかを照会したところ、原告の法定代理人は請求原因陳述書を参照した。このように、裁判所は、本件を判断する上で重要な裁判所の質問に対する回答がなされていないものと判断している。さらに、原告は、多くの主張と事実の関連性を明らかにすることなく、それらを組み合わせている。

したがって、原告が、その要求や証拠が明確でない曖昧な請求を行い、裁判所が権利関係を調査・探索するのではなく、明確な請求原因陳述書を提出し、裁判所の照会に応じることが原告とその弁護士の義務であるとして、本件を却下することとした。

控訴裁判所への不服申立て： - **決議：第 3624 号ヒジュラ暦 1442 年 10 月 26 日：**控訴裁判所は、第一審と同じ理由で、第一審の判断に同意した。

事案 2 - 商事裁判所 - 都市：ジッダ

事案番号 - 決定第 4430247467 号 日付：ヒジュラ暦 1444 年 11 月 1 日

事実：原告は、特許委員会が発行し以下のように記載されたヒジュラ暦 1438 年 8 月 27 日付け決定第 (1438/50) 号に基づき、本訴訟を提起した。(西暦 2014 年 2 月 15 日に相当するヒジュラ暦 1435 年 4 月 15 日に腕時計の名称で King Abdulaziz City for Science and Technology によって

²²⁴ <https://sjp.moj.gov.sa/Filter/AhkamDetails/33187>

付与された工業モデル第(-)号の侵害の証明)。したがって、被告は、販売その他により前記モデルの利用を停止すべき義務がある)²³⁴。

原告は、被告が、保護開始から今日に至るまで、これらの登録された工業モデルを模倣して販売するなどして利用しているのであるから、原告に損害が発生する事項であると主張した。原告の請求： 被告に対し、400万リヤル（約1,400億円）の損害賠償を、2万125リヤル（約70万4,375円）の訴訟費用および判決額の30%を支払うよう義務付けること）を求めた。

裁判所の決定：裁判所は、本件および原告の要求を却下することに決定した。

裁判所の分析および理由付け：原告は、被告が禁止決定後も侵害対象製品の提供・販売を継続していたことを根拠としていたから、事実によれば、被告は、禁止決定後も当該製品の提供・販売を継続していたことを否定し、禁止決定後に実際に停止したことになる。また、原告は、工業モデル(2905)に関連する案件について、補助資料として購入請求書の写しを提出したにすぎない。そのため、被告の不正行為という要素はない。

控訴裁判所への不服申立て： - 決議：第4430247467 ヒジュラ暦1444年4月11日：控訴裁判所は、第一審と同じ理由で、第一審の判断に同意することに決定した。

著作権

事案1：裁判所：商事裁判所 - リヤド

事案番号 - 決議第11001号 日付：ヒジュラ暦1442年8月25日

● 事実：

原告は、自社のサービスの宣伝・販売、自社の広告、品質や専門性を示し、顧客に販売するために、著作権保護制度第2条に基づく保護対象作品であるビデオを撮影、制作、演出した。また原告は、本件動画をYouTubeの公式アカウント（sawarhmp）で公開日2017年2月13日に公開したところ、原告は、本件動画の一部を被告2名が撮影し、被告2名のアカウントを通じてInstagramサイトの公式アカウントで公開し、原告の著作物を無断侵害したことに驚き、本件動画に彼らのロゴを入れて西暦2019年2月7日に公開したという。

● 原告の請求：

被告らに対し、彼の著作物であるオーディオビジュアルを、彼の許可なく、かつ彼に帰属させることなく公開することにより侵害したことの賠償として、30万リヤル（約1,050万円）の金額を共同で支払うよう命ずることとし、著作物の侵害により生じた全ての金銭を賠償するよう裁定することとした。また、弁護士費用の賠償に加え、著作物および著作物侵害指定物の全コピーの没収・削除を命ずることとした。

- **裁判所の決定**

裁判所は、以下の判断を行った。

「第一に、被告2名が、原告の著作物を侵害したことが証明された。

第二に、裁判所は、被告2社に対し、訴訟の対象と侵害コンテンツを電子プラットフォームから削除するよう義務付けることを決定した。

第三に、裁判所は、被告2社に対し、原告に対し、連帯して、5万リヤル（約175万円）を支払うよう義務付けることを決定した。

第四：その他の請求を棄却する。」

- **不服申立て**

被告は控訴裁判所に不服申立てした。リヤド商事裁判所は、ヒジュラ暦1442年11月25日付け決議第5156号により、商事裁判所の判決を支持することを決定した。

商標

事案1：訴訟事案：商事裁判所 – 侵害および取消請求

都市：ダンマーム – 事案番号 – 決定：447185380、日付：ヒジュラ暦1444年1月26日

事案の概要：原告は、その商標についてサウジアラビア王国の第43類に登録商標を有しているが、被告が商標権者の同意なしに侵害し、利用した。被告も第43類で同一の商標を出願し、それが受理されて登録された。

原告の請求：1 – 被告の商標の使用の禁止。2 – 被告によって出願された当該商標の取消。

裁判所による決定：被告によって登録された商標の取消、および当該商標の使用を禁止する旨の被告に対する命令²²⁵

事案2：商事裁判所 – 賠償請求

事案の概要：原告は、被告2社（水製品の工場を持ち、原告の商標および商号を使用して製品を販売している）に対して訴訟を提起した。原告は、ヒジュラ暦1437年2月3日にジッダの商工業省に先に不服を申し立てて調査させ、それが事実であることを証明した。その後、申請者は刑事裁判所に賠償請求訴訟を提起し、登録番号（4085892）を得たが、ヒジュラ暦1440年1月23日付けで、刑事裁判所には裁判権がなく、商事裁判所の管轄に属するとの判決で終了し、この点に関して判決書番号（42101547）がヒジュラ暦1442年1月13日に公布された。

²²⁵ <https://sjp.moj.gov.sa/Filter/AhkamDetails/43961>

そこで、原告は、商事裁判所に訴訟を提起し、被告らに対し、（300 万リヤル／約 1 億 500 万円）の賠償金および（25 万リヤル／約 875 万円）の弁護士費用の支払いを命ずるよう求めているところである。

裁判所の分析および理由付け：裁判所が本件の第一鑑定人であることを考慮すると一連の現実的な証拠と、当時、原告が一審被告の販売する商品と同種の商品を基本的に販売していなかったことを踏まえ、一日の利益率から見て、被告が達成し得るものを考慮し、一年間プロジェクトを継続したと仮定して、原告に対し、一人目の被告が支払うべき金額（3 万リヤル／約 105 万円）を見積もった。2 番目の被告については、裁判所は証拠不十分として却下することを決定した。

裁判所の決定：裁判所は、一審被告が原告に対して支払うべき賠償金を 3 万リヤル（約 105 万円）と決定し、その他の請求は拒否した²²⁶。

²²⁶ <https://sjp.moj.gov.sa/Filter/AhkamDetails/43782>

事案 1 : 訴訟提起前の通知 - 商事裁判所

サウジアラビアの法律と慣習に従い、原告の法定代理人は、商事裁判所法第19条およびその執行規則第70条と第72条に従い、訴訟を提起する少なくとも15日前に被告に通知書を送付する手続を行うものとする。

通知書は、当事者データ、紛争の対象、要求事項、請求文書で構成される。

原告が請求文書を提出する場合には、通知証明書を添付しなければならない。

訴訟の例：商事裁判所

事案番号 – 決議第 1502 号、日付：ヒジュラ暦 1442 年 4 月 11 日 – 都市：リヤド

事実の概要：原告は、特許が登録されている市場で知られている製品（アラビックコーヒーメーカー）を持っていることから、被告が特許権、工業モデル、経済的権利を侵害したと主張した。その特許には、いくつかの保護された請求項と製品が含まれている。また、原告は、複数の工業モデルを登録し、その製品を市場に投入している。被告は、製品発売から2年後に、原告の特許権を侵害し、工業モデルも模倣して、5年を超える期間、模倣品を製造し、その数は侵害された製品の数が12に達した。

決定：裁判所は、原告が、商事裁判所法第 19 条に規定されているように、訴訟を提起する前に被告にその旨を通知していないため、裁判を起す前に法律で義務付けられていることを守らなかったとして、本訴の却下を決定した²²⁷。

5.2 WTO パネル事案

事案：DS567：サウジアラビア— 知的財産権の保護に関する措置 - 2022年4月21日に和解または終了（撤回、相互に合意²²⁸。

- **当事者：**告訴側：カタール、応答側：サウジアラビア
- **係争中の措置：**カタールに本社を置く世界的なスポーツ・エンターテインメント企業である beIN の独自コンテンツを、放送事業者である beoutQ が著作権侵害品として使用したことに関する措置。

²²⁷ <https://sjp.moj.gov.sa/Filter/AhkamDetails/40934>

²²⁸ https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds567_e.htm

- カタールによる告発：2018年10月1日に、カタールは、カタールを拠点とする事業者によって保有され、またはそのために適用される知的財産権の適切な保護をサウジアラビアが提供していないとの主張に関して、サウジアラビアとの協議を要請した。カタールは、この措置が、TRIPS協定の下記の条項に矛盾しているように見えると主張する。
 - TRIPS協定の第3.1条、第4条、第9条、第14.3条、第16.1条、第41.1条、第42条および第61条

● **パネルでの主な調査結果のまとめ²²⁹：**

● パネルの管轄権（DSU第3.4条、第3.7条および第11条）：パネルは、付託事項の範囲内にあるWTO非整合性の主張について管轄権の行使を拒否することはできず、この問題は司法判断に委ねられるべきであると判断した。

● TRIPS協定第41.1条（一般的義務）および第42条（民事・行政手続と救済）：パネルは、サウジアラビアが、直接または間接に、beINがサウジアラビアの法律顧問を得て、サウジの裁判所や法廷での民事執行手続によって知的財産権を行使することを妨げる結果をもたらす措置（すなわち、反共的措置）を講じたことにより、TRIPS協定第42条と矛盾する行為を行ったと認定した。またパネルは、TRIPS協定第42条に対するこの違反が、結果としてサウジアラビアによるTRIPS協定第41条の「この分野で定められた執行手続が自らの法の下で援用可能であることを確保する」義務の違反を発生させると判断した。

● TRIPS協定第61条（刑事手続）：パネルは、サウジアラビアが、beoutQの運営にTRIPS協定第61条の第一文である「適用されるべき刑事手続および罰則を定める」の規定を遵守することなく行動した、と判断した。

● TRIPS協定第73条（セキュリティの例外）：パネルは、TRIPS協定第41.1条と第42条における「反感情措置」の不整合の関連についてはTRIPS第73条(b)(iii)項を発動するための要件を満たしているが、サウジアラビアによる刑事手続および罰則のbeoutQへの不適用に起因するTRIPS協定第61条との不整合の関連については満たされていないと結論づけた。

● **その他の問題：**

● 告訴側と協調することへの応答側の拒絶：サウジアラビアは、手続を通じて、カタールとの全ての関係（外交・領事関係を含む）を断絶することで一貫した立場をとり、カタールがその行動をとる動機となった本質的な安全保障上の利益については、この紛争においてカタールと何らかの形で交流したり、直接的・間接的に関与したりすることはないであろう。組織上の会合について、パネルは、書面による手続に限定して当事者と協議することを決定した。パネルはまた、特別な状況を反映させるために、標準作業手順を修正した。

²²⁹ https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/1pagesum_e/ds567sum_e.pdf

- 撤回／終了

2022年4月21日、カタールはDSBに対し、この紛争を終了することに合意したこと、パネル報告書の採択を求めないことを通知した。

6. 成功例

事案1：SAIP – 商標侵害事案

侵害行為：模倣商標を付した溶接ディスクおよび研磨ディスクを保有し、販売・営業するある企業

罰則：10万リアル（約350万円）の罰金²³⁰

事案2：著作権侵害事案

本事案の当事者：

原告は個人、被告は政府機関

概要：ある政府機関が、ある個人が所有する動画クリップの一部を侵害し、被告によって制作され公開された動画クリップに含めた²³¹。

判決：

罰則：2万5,000リアル（約87万5,000円）の罰金、および侵害物件の撤去、同物件の電子的手段を介した保存の禁止を命じた。

賠償：3万リアル（約105万円）の金銭賠償

事案3：著作権侵害事案

本事案の当事者：

原告はメディア制作会社、被告はテレビ局

概要：被告は、書面の承認または許可を得ずに、原告が所有するテレビ番組を放送した²³²。

判決：

罰則：10万リアル（約350万円）の罰金、および当該テレビ番組の撤去および削除を命じた。

²³⁰ <https://sabq.org/saudia/dzi9zk>

²³¹ <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1357685925363527680/photo/1>

²³² <https://twitter.com/SAIPKSA/status/1311967680124116992/photo/1>

賠償：90万リアル（約3,150万円）以上の金銭賠償

7. サウジアラビアにおける知的財産の問題や利益に関する利害関係者の声（企業、知的財産専門家）

関係者の報告によると、報告期間の経過とともに差押えの件数が増加し、税関当局は以前よりも権利者に協力的になっているとのことである。

規制と権利執行の面では、SAIPは国内の知的財産法インフラを構築する上で重要な役割を担っている。同庁は、知的財産権関係者のニーズや心情を把握するために多大な努力を払っている。規制案についてツイートして世論を把握し、大学や企業とのコミュニケーションを通じて認知度を高め、意思決定に役立つようなフィードバックを集める。またSAIPは、IP関連案件の法的能力も高めている²³³。

サウジアラビアは、SAIPが知的財産権の執行手続を公開するためにとった措置により、2022年4月にスペシャル301条報告書の優先監視リストから除外された。この措置には、模倣品、著作権侵害、オンライン著作権侵害コンテンツに対する権利行使を強化すること、訓練された裁判官と迅速なスケジュールで知的財産権利執行の専門裁判所を設立すること、知的財産に対する明確な認識を持ち、アウトリーチ、トレーニング、サポートをしっかりと行うこと、複数の当局にまたがる知的財産権利執行行為を調整するための中央委員会を設置すること、および、76の異なる当局にIPスペシャリストを養成し、政府のIP法遵守を高めることがある。関係者は、サウジアラビア食品医薬品局（SFDA）が、サウジの規制によって最初の申請者に与えられる保護期間にもかかわらず、最初の申請者に適用されるのと同じ要件を満たすデータの提出を要求せずに、登録製品の後続バージョンについて国内企業に販売承認を与えたことに引き続き懸念を表明している。SFDAは2020年10月以降、これらに関する販売承認を与えておらず、米国はこの分野でのSFDAの動きを引き続き注視していくことになる²³⁴。

SAIPは、その計画や戦略を達成するために、以下のような多くのサウジアラビアや国際的な団体とパートナーシップを結び、最良の結果を出している。：

SAIPのパートナー²³⁵

環境・水・農業省
産業鉱物資源省
投資省
都市村落省
メッカ巡礼・ウムラ省
サウジ・マイニング・ポリテクニク
サウジ通信社

²³³ <https://kferis.com/pdf/6c740c0141b994c762e4662dd9d5c4e261b06acf58d20.pdf>

²³⁴ <https://www.trade.gov/country-commercial-guides/saudi-arabia-protecting-intellectual-property>

²³⁵ <https://www.saip.gov.sa/en/entities-partners/>

政府部門

サウジアラビア王国検察庁

民間防衛組織保安部

サウジ・デジタル・ライブラリー

国立試験センター

アブドゥルアジーズ国王調査・アーカイブ財団

サウジアラビア統計局

軍需産業庁

サウジ税関

Monsha'at 中小企業庁

ディルイーヤ・ゲート開発局

サウジ放送公社

企業信用評価システム

視聴覚メディア総局

通信情報技術省

教育省

スポーツ省

国防省

文化省

司法省

ダル・アル・ウルーム大学

ターイフ大学

シャクラ大学

エファット大学

北部国境大学

タイバ大学

ジェッダ大学

キング・アブドゥルアズィーズ大学

プリンセス・ヌーラ・ Bint・アブドゥッラハマーン
大学

ウンム アルクーラ大学

イマームモハマドイブンサウドイスラム大学

ジーザン大学

カシーム大学

キングサウド大学

イマム・アブドゥルラーマン・ビン・ファイサル大学

民間部門

National Association for Blind (Kafeef)

医療部門

Badr Bin Abdulmohsin 文化財団

サウジ食品医薬品局

保健省

中国国家知識産権局

シンガポール知的財産庁

アラブ首長国連邦経済省

科学研究技術アカデミー

産業貿易供給省

フランス特許商標庁

アメリカ合衆国著作権局

世界知的所有権機関

グローバルイノベーション政策センター

アメリカ合衆国特許商標庁

日本国特許庁

韓国特許庁

国際商標協会

欧州特許庁

中国国家著作権局

韓国インターネット振興院

国際機関

• 知的財産専門家

2020年11月19日付の知的財産サービスの提供に関するライセンス規則（知的財産代理人の認定）は、ヒジュラ暦1439H年9月14日付閣僚会議決定第496号（2018年5月29日）により発行されたサウジ知的財産庁設置法第3条に従って発行された。本規則は、同第25条に基づき、2021年7月21日に施行された²³⁶。

他人の代理で SAIP に知的財産サービスを提供する代理人ライセンスを取得するための要件

- サウジアラビア国籍であること。
- 十分な能力を有していること。
- サウジアラビア王国の居住者であること。
- 政府機関の職員でないこと。
- 名誉毀損または背信行為で刑罰または罰則を受けたりしたことは、更正した場合を除き、一度もないこと。

²³⁶ <https://wipo.int/en/legislation/details/21024>

- サウジの大学または同等の施設から、大学の学位を組織する王国で有効な規制および規則に従って、法規、科学、工学、または当局が認めるその他の専攻の学士号以上を取得していること。
- 当局が発行する専門性検証証明書を所持していること。
- ライセンス付与のために定められた金銭的対価を支払うこと。

以下は、専門性検証証明書の所持要件から除外される。

- a. 所轄官庁から弁護士資格を得ている弁護士で、弁護士資格取得日から2年以上の知的財産分野での実務経験がある者。
- b. 保護申請書の査定者で、査定分野での実務経験が2年以上ある者。
- c. 知的財産に関する大学院の学位を有し、知的財産の分野で1年以上の経験を有する者。

SAIP は、関係者の支援を容易にし、データベースを提供するために、そのプラットフォーム (<https://www.saip.gov.sa/en/agents/>) で認可された IP 代理人を公開していることを強調しておかねばならない。

8. 要約表

	特許	実用新案	工業意匠	商標	著作権
定義	発明に対して与えられる独占的な権利で、一般的に何かを行う新しい方法を提供し、または問題に対する新しい技術的な解決策を提供する製品またはプロセスである。特許を取得するためには、発明に関する技術情報を特許出願で公開する必要がある ²³⁷ 。	到達し、その効用、能力または効率を高める技術的改良を伴うアイデア ²³⁸ 。	集積回路の素子 - 少なくとも1つは活性である - および相互接続の一部または全部の三次元的な配置、または製造のために集積回路のために用意されたそのような三次元的な配置をいう ²³⁹ 。	商標とは、ある事業の商品またはサービスを他の事業の商品またはサービスと区別するため、またはサービスを識別するため、または商品またはサービスに関する認証マークとして使用され、または使用されることを意図する場合、名称、言葉、署名、文字、記	文学、音響、映像、芸術などの創作物の利用を受諾または拒否する独占的な権利を著作者に与え、特定の期間に限定して利用できる特権。著作権によって、著作者は自分の作品の不正使用から保護されるだけでなく、新たな創造活動のための経済的収入を得ることができる ²⁴¹ 。

²³⁷ <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/239/>

²³⁸ As per Article 1 of the draft of “Utility Model Regulation”

²³⁹ Article 2 of the Industrial Design Law.

²⁴¹ <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/241/>

				号、数字、タイトル、印、絵、写真、銘刻、包装、形象要素、形、色、色のグループまたはそれらの組み合わせ、またはあらゆる記号または一群の記号の特徴のある形態を持つものを指すものとする。音響標章や匂い標章も商標といえる可能性がある ²⁴⁰ 。	
要件	新規性があり、進歩性を伴うもので、産業上利用可能であること。	新規性があり、技術的な改善を伴うもので、産業上利用可能であること。	新規のものであり、機能的または技術的な目的のためのものであってはならない。	識別力があり、製品またはサービスの出所を識別する目的で使用される ²⁴² 。	本作品は最終形であり、草稿や準備段階のものであってはならず、イスラム法（シャリーア）に反しないものであり、本法による保護の対象から除外される作品とみなされないものでなければならない。
保護期間	出願日から 20 年	出願日から 10 年	出願日から 10 年	10 ヒジュラ暦年。 10 年ごとに無制限で更新可能。	製作物によって異なる：著作物の作者、オーディオ・レコーディング、演奏者、コンピュータ・プログラムのプロデューサーの場合 50 年。 放送局の場合 20 年

²⁴⁰ Article 2 of the GCC Trademark law

²⁴² <https://www.saip.gov.sa/en/ip-domains/240/>

<p>法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ヒジュラ暦 1425 年 5 月 29 日付勅令第 M/27 号により発布され、ヒジュラ暦 1439 年 10 月 19 日付内閣決議第 536 号により改正された「特許、集積回路のレイアウト設計、植物品種、工業デザインに関する法律」（以下、この部分を「法」と呼ぶ）。 • ヒジュラ暦 1436H 年 12 月 30 日付キング・アブドゥルアジーズ科学技術都市大統領令第（161-2-3607329）号により発布され、ヒジュラ暦 1440 年 9 月 4 日付サウジ知的財産庁理事会(5/8/2019)号により改正された「特許、集積回路のレイアウト設計、植物品種、工業デザインに関する法律の施行規則」 • GCC 特許法 • サウジ知的財産庁が発行する特許の強制実施権 	<p>未発行</p> <p>「実用新案規則」案の段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ヒジュラ暦 1425 年 5 月 29 日付勅令第 M/27 号により発布され、ヒジュラ暦 1439 年 10 月 19 日付内閣決議第 536 号により改正された「特許、集積回路のレイアウト設計、植物品種、工業デザインに関する法律」（以下、この部分を「法」と呼ぶ）。 • ヒジュラ暦 1436H 年 12 月 30 日付キング・アブドゥルアジーズ科学技術都市大統領令第（161-2-3607329）号により発布され、ヒジュラ暦 1440 年 9 月 4 日付サウジ知的財産庁理事会(5/8/2019)号により改正された「特許、集積回路のレイアウト設計、植物品種、工業デザインに関する法律の施行規則」 	<ul style="list-style-type: none"> • ヒジュラ暦 1435H 年 7 月 26 日）（2014 年 5 月 25 日に相当）付勅令第 51 号によって 2016 年 9 月 27 日に発効した「湾岸諸国協力会議商標法」（GCC 商標法） • GCC 商標法の施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> • ヒジュラ暦 1424H 年 7 月 2 日付勅令第 M/41 号により発布され、ヒジュラ暦 1439H 年 10 月 19 日付内閣決議第 536 号により改正された著作権法、および； • ヒジュラ暦 1443H 年 11 月 17 日（2022 年 6 月 16 日に対応）のサウジ知的財産庁理事会決議（03/21/2022）号により改正された著作権法施行規則 • ヒジュラ暦 1443H 年 4 月 19 日）にサウジ知的財産庁の理事会決議第(4/18/2021)号により改正された、ヒジュラ暦 1440 年（西暦 2019 年）の著作物任意登録規則。
<p>出願資格者</p>	<p>一国アクセスおよび／またはその代理人を経由してサービスプラットフォームにアクセスする出願人</p>	<p>一国アクセスおよび／またはその代理人を経由してサービスプラットフォームにアクセスする出願人</p>	<p>一国アクセスおよび／またはその代理人を経由してサービスプラットフォームにアクセスする出願人</p>	<p>一国アクセスおよび／またはその代理人を経由してサービスプラットフォームにアクセスする出願人</p>	<p>一国アクセスおよび／またはその代理人を経由してサービスプラットフォームにアクセスする出願人</p>
<p>出願先</p>	<p>SAIP</p>	<p>SAIP</p>	<p>SAIP</p>	<p>SAIP</p>	<p>SAIP</p>

審査	正式かつ実質的	正式かつ実質的	正式	絶対的根拠および相対的根拠	正式
権利	発明に対して付与される独占的な権利で、出願日から通常20年という限られた期間、発明を製造、使用、配布、輸入、販売することを他者から排除する法的権利をその所有者に与える。	規則案第9条に規定され通り、他人がその同意なしに実用新案を使用または利用することを防止する権利。	保護期間中、他者が保護された事項を商業的に利用することを排除する権利。したがって、当該所有者は、全体的または実質的に模倣された工業意匠を含むまたは表す商品の製造、販売または輸入を通じて、王国内で同意なしに商業目的で工業デザインを利用することにより、その保護された工業意匠を侵害する者に対し、委員会において訴訟を開始する権利を有する。	商標登録された商品または役務に関連する商品または役務を区別するために、商業的な文脈で、その使用が公衆に混乱を引き起こす可能性があった場合、当該商標を使用し、他者が同意なしに同一または同一もしくは類似の商標（地理的表示を含む）を使用することを防止する独占権。このような混乱は、同一または類似の商標が、その商標が登録されているものと同一の商品または役務を区別するために使用される場合に生じると想定される。	人格権および経済的権利
取消	適用可	適用可	適用可	適用可	適用可
ライセンス付与	適用可	適用可	適用可	適用可	適用可
譲渡	適用可	適用可	適用可	適用可	経済的権利についてのみ適用可
民事上の権利行使	適用可	適用可	適用可	適用可	適用可
刑事上の権利行使	適用可	適用可	適用可	適用可	適用可
行政執行	適用可	未定	適用可	適用可	適用可
模倣品対策	適用可	適用可	適用可	適用可	適用可

9. 参照

<https://www.saip.gov.sa/en/>

<https://twitter.com/SAIPKSA>

<https://ipn.saip.gov.sa/>

https://www.wipo.int/directory/en/details.jsp?country_code=SA

<https://sjp.moj.gov.sa/>

https://www.my.gov.sa/wps/portal/snp/agencies/agencyDetails/AC415/!ut/p/z0/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfljo8zivQlsTAwdDQz9LQwNzQwCnS0tXPwMvYwNDaz0g1Pz9L30o_ArAppiVOTr7JuuH1WQWJKhm5mXlq8f4ehsYmiqX5DtHg4AMWVxWQ!!/

<https://www.moj.gov.sa/English/pages/default.aspx>

<https://mci.gov.sa/en/Pages/default.aspx>

<https://zatca.gov.sa/en/Pages/default.aspx>

<https://maroof.sa/>

<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx>

<https://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/sa/index.html>

<https://www.stats.gov.sa/en>

<https://tameni.sfda.gov.sa/>

<https://rsd.sfda.gov.sa/index-en.html>

<https://mawani.gov.sa/en-us/pages/default.aspx>

[特許庁委託事業]

サウジアラビアの知的財産制度およびその運用に関する調査

2023年3月

無断転載禁止

[委託先]

United Trademark & Patent Services

日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部